

平成19年 2月宮崎県定例県議会
生活福祉常任委員会会議録
平成19年 2月28日～3月6日

場 所 第1委員会室

平成19年 2月28日（水曜日）

請願

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計予算
- 議案第3号 平成19年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第18号 平成19年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第19号 感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第54号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例
- 議案第61号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第64号 損害賠償の額の決定について
- 議案第65号 損害賠償の額の決定について
- 議案第66号 損害賠償の額の決定について
- 請願第28号 永住外国人住民の地方参政権確立のための意見書採択を求める

- 請願第29号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師の増員と国立病院の充実強化を求める請願

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- 地域生活行政及び福祉保健行政に関する調査
- その他報告事項
 - ・高千穂鉄道の資産の取扱い等について
 - ・県立富養園小児病棟及び児童思春期外来の休止について
 - ・「宮崎県地域福祉支援計画（案）」について
 - ・市町村が設立する後期高齢者医療広域連合について
 - ・高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応について

出席委員（8人）

| | | |
|-----|---|-------|
| 委員 | 長 | 中野一則 |
| 副委員 | 長 | 宮原義久 |
| 委員 | | 川添睦身 |
| 委員 | | 黒木次男 |
| 委員 | | 井本英雄 |
| 委員 | | 内村仁子 |
| 委員 | | 太田清海 |
| 委員 | | 井上紀代子 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

病院局

| | |
|------------------|------|
| 病院局長 | 植木英範 |
| 病院局次長 兼経営管理課長 | 山下健次 |
| 県立宮崎病院長 | 豊田清一 |

県立日南病院長 脇坂 信一郎
県立延岡病院長 中原 莊
県立富養園長 杉本 隆史

地域生活部

地域生活部長 村社 秀継
地域生活部次長
(文化・啓発担当) 黒岩 正博
地域生活部次長
(地域政策担当) 黒木 康年
地域生活部次長
(交通・情報・国際担当) 山田 教夫
部参事兼生活・文化課長 日高 勝弘
交通安全対策監 湯地 幸一
文化・文教企画監 岡村 巖
青少年男女参画課長 河野 雄三
男女共同参画監 舟田 美揮子
人権同和対策課長 田原 新一
市町村課長 江上 仁訓
地域振興課長 鈴木 康正
総合交通課長 加藤 裕彦
情報政策課長 渡邊 靖之
電子県庁対策監 富永 博章
国際政策課長 岡崎 吉博
市町村合併支援室長 橋口 貴至

福祉保健部

福祉保健部長 河野 博
福祉保健部次長
(福祉担当) 田中 六男
福祉保健部次長
(保健・医療担当) 山内 正輝
部参事兼福祉保健課長 内戸保 博秋
医療薬務課長 高島 俊一
薬務対策監 串間 奉文
国保・援護課長 刀坂 忠義
高齢者対策課長 畝原 光男

児童家庭課長 松田 豊
少子化対策監 高橋 博
障害福祉課長 轟田 歳明
障害福祉課部副参事 岩本 直安
衛生管理課長 川畑 芳廣
健康増進課長 相馬 宏敏
健康増進課部副参事 瀧口 俊一

事務局職員出席者

議事課主幹 野間 純利
総務課主任主事 児玉 直樹

○中野一則委員長 ただいまから生活福祉常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程及び審査方法についてであります。お手元に「委員会日程(案)」及び「委員会審査の進め方(案)」を配付しておりますが、日程は、本日、補正予算関係議案、請願及びその他の報告事項について各部局ごとに行い、あした以降、当初予算関係議案について行うこととしております。なお、当初予算についての地域生活部及び福祉保健部の審査は、「委員会審査の進め方(案)」のとおり、各課をグループに分けて説明及び質疑を行った後、総括質疑を行いたいと考えております。また、採決についてはすべての審査が終了した後にすることとしております。今回の委員会日程及び審査方法については以上であります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○植木病院局長 代表質問、一般質問、それに引き続いての常任委員会ということで委員の皆様にはさぞかしお疲れのことと存じますが、本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、当委員会に御審議をお願いいたしております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の「平成19年2月定例県議会提出議案（平成18年度補正分）」をごらんいただきたいと思っております。表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思っておりますが、病院局関係の議案は、下の方の議案第64号から第66号の3議案でございます。内容は、3議案とも損害賠償の額の決定についてであります。

まず、同じ議案書の議案第64号のインデックスのところをお開きいただきたいと思っております。ページで申しますと65ページでございます。これは、県立日南病院において平成16年5月に発生した医療上の事故に対する損害賠償の額を定めることについて、「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例」第9条の規定により県議会の議決をお願いするものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、議案第65号のインデックスのところ、67ページでございます。これは、県立延岡病院において平成17年1月に発生した医療上の事故に対する損害賠償の額を定めることについて、同じく県議会の議決をお願いするものでございます。

最後に、もう1枚めくっていただきまして、議案第66号のインデックスのところ、ページで申しますと69ページをお開き願います。これは、

県立宮崎病院において平成18年8月に発生した医療上の事故に対する損害賠償の額を定めることについて、同じく県議会の議決をお願いするものであります。

以上、今回は、損害賠償の額の決定につきまして計3つの議案をお願いいたしておりますが、これらはいずれも病院の医療上の責任を認め、これまで患者御本人や御家族と和解に向けて協議を重ねてまいったものでございます。私ども県立病院では日ごろから高度医療に取り組む中で細心の注意をもって診療に当たっているところではありますが、このような事故が発生しましたことにつきまして、まことに残念で申しわけなく思っております。患者さん御本人や御遺族の方々には深くおわびを申し上げますとともに、事故の再発防止に向けて今後これからもより一層の取り組みを進めてまいりたいと存じます。

続きまして、若干お時間をいただきまして、1件その他の御報告をさせていただきたいと存じます。

お手元に配付の「生活福祉常任委員会資料」の4ページをお開きください。県立富養園小児病棟及び児童思春期外来の休止についてでございます。このことにつきましては、昨日の井上議員の一般質問にもありましたので、重複いたしますが、簡潔に御報告をさせていただきます。富養園につきまして、この3月末をもって富養園の児童思春期の専門医が退職することとなりました。このことを受けまして、私どもといたしましては、後任の専門医確保に努めてまいりましたところですが、そのめどが立たないために、4月以降当分の間、小児病棟及び児童思春期外来を休止することいたしました。引き続き専門医の確保に努力をいたしますとともに、休止期間中は専門医のいるほかの医療機

関との連携を図りながら、患者の皆さんに対するサービスの低下を来さないように取り組んでまいりたいと存じております。

以上、今回提案いたしております議案並びに報告事項の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど山下次長に説明をいたさせますので、どうぞよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○山下病院局次長 経営管理課でございます。

ただいま局長が申しあげましたように、今回お願いしておりますのは、議案3件でございます。あわせてその他の報告事項が1件ございます。詳細につきまして私の方から御説明申し上げます。

まず、議案でございますが、いずれも医療事故に係る損害賠償の額の決定についてでございます。議案書、先ほど申しあげましたように65ページから69ページになっておりますけれども、説明はお手元の委員会資料でさせていただきます。

委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。議案第64号「損害賠償の額の決定について」、日南病院に係る事案でございます。

1にございますように、損害賠償の概要といたしまして、平成16年5月に日南病院で左手背部、左手の甲の方ですけれども、そちらから点滴を受けた患者が医療上の事故により甲に潰瘍痕と左手の第3・第4指、これは中指、薬指になるんですけれども、ここに障がいが残ったことについて損害賠償に関する和解が調ったものでございます。

事故の経過でございますが、2の(1)からですが、事故当時3歳の女児でございますけれども、強いけいれんを起こしまして、日南病院の救急外来を受診いたしました。これに対して

医師は、点滴、吸引、酸素吸入等を実施しましたが、強いけいれんが継続したところで、抗けいれん剤を左手背部から行ってございましたけれども、同時に気管内挿管を実施してございましたところ、この手背部の点滴漏れが生じまして、そこが膨張したということに気づいて点滴を再度施行したところでございます。このけいれんはおさまりましたけれども、左手の点滴漏れの部分がはれたという状態になりまして、皮膚科を受診しました。これが時間の経過とともに壊死状態になったものでございます。その結果、その年、平成16年7月、第3・第4指に運動障がいが見られ、形成外科の手術が必要と考えましたことから、宮崎社会保険病院を紹介いたしまして、8月に伸筋腱の剥離術、皮膚移植の手術を実施したところでございます。術後もこの機能が回復せず、10月2日から日南市内の整形外科でリハビリを行ったところでありました。その後、翌年の6月に同じく社会保険病院で再度の剥離術を行いまして、リハビリを継続いたしましたけれども、第3・第4指の障がいはなお残ったままということで、宮崎社会保険病院で症状が固定したという診断を行いました。

こういうことに対しまして、3番にございますが、理由といたしましては、この障がいが残ったのは点滴漏れによるものだということ、このことについて日南病院の医療事故の責任があるということを確認したものでございます。賠償額、4にございますように711万5,351円、既にこの件については相手方と和解の仮契約を締結いたしております。この賠償額に係る予算につきましては、5にございますように、病院の加入する病院賠償責任保険から全額補てんをされるということになっております。

続きまして、議案第65号、委員会資料では2

ページになりますが、同じく医療上の事故に係る「損害賠償の額の決定について」、延岡病院に係る事案でございます。賠償の概要ですけれども、1番にございますように、平成17年1月6日、延岡病院で手術を受けました患者が医療上の事故により神経障がいによる右手麻痺の障がいが発生したことにつきまして、損害賠償に関する和解が調ったということでございます。

事故の経過でございますが、患者は54歳の男性でございます。不安定狭心症により17年1月6日に延岡病院を受診しました。その日に緊急の心臓カテーテル検査を行いまして、冠動脈に狭窄が認められたということから、PTCA（経皮的冠動脈形成術）を実施したところでございます。PTCAの中身については米印のところでございますが、お読みいただきたいと思っております。右上腕動脈、ひじのところの部分から穿刺をして検査及び手術を行いました。この結果、冠動脈につきましては良好な拡張が得られて治療は問題なく終了いたしました。ところが、術後、穿刺をした部分の右上肢のしびれの訴えがございまして、ここに血腫形成が、つまり血の塊ですけれども、血腫の形成が認められました。その後、この血腫による正中神経障がいの疑いということが診断されまして、3月に血腫を除去しました。そして、神経の剥離術を施行しましたが、改善いたしませんでした。その結果、平成17年12月に右手麻痺の障がいが残ったと。ここで症状固定の診断を行ったというところでございます。

損害賠償の理由といたしましては、右手麻痺の障がいが発生したのは、この穿刺部位の血腫の形成が右手の正中神経を圧迫したことによるものである。ここについては術後の経過観察が不十分であったということ延岡病院に医療事

故の責任があると認められるということでございます。損害賠償額は2,359万8,855円、これについても相手方と和解の仮契約を締結いたしております。予算措置につきましても、日南病院と同じく病院賠償責任保険から全額補てんされることになっております。

次に、議案第66号「損害賠償の額の決定について」、宮崎病院に係る事案でございます。資料では3ページでございます。賠償の概要でございますが、昨年8月23日、宮崎病院で手術を受けた患者が医療上の事故により死亡したことについて、損害賠償に関する和解が調ったというものでございます。

事故の概要、事故の経過でございますが、対象となった患者は事故当時69歳の男性でございますけれども、左足の腸骨動脈、下の米印にありますように、骨盤を形成している骨の一部のところを通っている動脈のことでございますけれども、この腸骨動脈が閉塞したということ閉塞性動脈硬化症の疑いで8月9日に受診をいたしまして、閉塞部のPTA（経皮経管的血管形成術）目的で8月21日に入院をされました。PTAにつきましては、米印にございますが、先ほどのPTCAと部位は違いますけれども、施術の方法としてはほぼ同じでございます。PTA施行は8月23日午後5時45分に開始して7時45分に終了しております。終了後、8時に病室に戻りまして、午後11時ごろまでは大きな変化はなかったわけですけれども、同11時半ごろ急激な血圧降下、意識状態低下等が認められ、そこで心マッサージ、気管内挿管及び人工呼吸を開始して、一時安定をしたところで血管造影を起こったところ、先ほどの外腸骨動脈のステントをした部分から大量の出血が認められたというものでございます。このため、直ちに止血

処置を行ってICU（集中治療室）へ搬入しましたけれども、大量出血に伴う多臓器不全で8月25日に亡くなられたというものでございます。

損害賠償の理由でございますが、患者が死亡したのは、病室に戻った後に手術部位の血管に突然破裂を生じて大量出血に至ったことによるものということが直接の原因でございますけれども、その前、PTAの施行中に血管壁の小さな亀裂が生じたことに気づかなかったということについて、県立宮崎病院に医療事故の責任があると認められたためでございます。損害賠償額は2,738万7,238円、これについても既に相手方とは和解仮契約の締結済みでございます。予算措置につきましても、日南病院、延岡病院と同様でございます。

なお、この3件は事故の発生時期がそれぞれ異なりますけれども、事故に遭われた方々の損害内容が確定してから、いわゆる症状固定後、特に延岡、日南については症状固定後の協議ということで、今般いずれも協議が調ったということで今回提案をさせていただくものでございます。

最後に、その他の御報告を1件させていただきます。

委員会資料の4ページをごらんいただきたいと思います。局長から概略申し上げましたけれども、県立富養園ではこれまで県の精神科医療の中核病院として児童思春期医療にも取り組んできたところでございますけれども、本年3月末に児童思春期の専門医が退職することとなりまして、後任の専門医師の確保のめどが立たないという状況にございますことから、本年4月1日から当分の間、小児病棟及び児童思春期外来を休止することとしたところでございます。

後任の児童思春期専門医につきましては、それ以来これまでその確保に取り組んできたところでございますけれども、全国的に大変数が少いうございまして、近々見つけることは大変難しい状況にございます。しかしながら、少なくとも県立宮崎病院「こころの医療センター」、平成21年度開設予定でございますけれども、この時期までには児童思春期医療を再開できるよう専門医の確保に取り組んでまいりたいと考えております。なお、休止期間中の対応につきましては、未成年の患者については富養園においても可能な範囲で医療を提供してまいりますけれども、児童思春期専門医による診察または治療が必要な患者につきましては、専門医のいる宮崎大学医学部附属病院などに協力をお願いすることとしております。参考までに、下の方の表ですが、小児病棟の入院患者数と児童思春期外来患者数の年度当たりの1日平均の在院患者数等を示しております。なお、現在、入院患者が7名となっておりますけれども、この7名の入院患者につきましては、2月の初めに患者の家族に説明を行いまして、現在、児湯養護学校等関係機関と退院に向けた調整を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○中野一則委員長 執行部の説明が終了しましたが、まず、議案について質疑はありますか。

○太田委員 議案については損害賠償ということでやむを得なかったんであろうとは思いますが、確認をさせていただきますが、例えば日南病院の場合、3歳児というそういう人たちも対応していかんやいかんということで、血管に点滴を刺すというのは大体何歳ぐらいから可能なものなのか、生まれた子供でも点滴をするということが出来るものなのか、非常に大変だろうなと思っ

て、小さいお子さんの場合、その辺はどうなん
でしょうか。

○**脇坂県立日南病院長** 点滴注射は新生児の
ときから可能でございます。ただ、非常に困難
です。小児科医など熟練した者が行くと安全
にできると思いますけれども、そのときの対応
のドクターのマンパワーの問題もあるかと存
じます。

○**太田委員** 新生児でも可能ということであ
れば、点滴漏れというものに万全の体制で気
を配っていかにかいかんということだろうと
思います。わかりました。

延岡病院、それから宮崎病院、死亡の場合、
いろんな算定方法があって、損害賠償額とい
うのが決まるだろうと思うんですが、その人
の今後の生存とかも含めて計算例があると思
うんですが、延岡病院の場合は右手麻痺とい
うことで、2,300万、亡くなられた方が2,700万
ということで、額的にはちょっと似ている感
じもするものですから、実際、手の麻痺も大
変だろうと思うんです。死亡者と後遺症が残
った方の額が似ているものですから、その
辺の算定の根拠がどういうふうなことにな
っているのか、教えてください。

○**山下病院局次長** 延岡病院の方は障が
いが残されたということ、宮崎病院の方は
死亡された、お亡くなりになったというこ
とでございますけれども、延岡病院の方の
障がいが残された方につきましては今後働
けないということで、いわゆる逸失利益、
失った利益の部分と、それから当然慰謝料
がございます。右手が自由に使えなくな
ったということでこの額になった。大宗に
ついてはそういうことで、あと入通院の治
療とかあるいは入通院に係る慰謝料とか、
そういったものも当然ございます。

宮崎病院の方につきましてはお亡くなり
になったということで、これは慰謝料が相
当部分を占めておるといふことと、あと金
額的にそう違わないというのは、54歳の方
と69歳の方ということで、いわゆる逸失利
益のところ、こういったところが異なっ
てきたと。概括的に申し上げればそうい
うことでございます。

○**中野一則委員長** ほかにありませんか。

○**黒木次男委員** 補償額を決めるにつ
いて年齢等もやはり勘案されるわけですか。
例えば働き盛りとか、この方は69歳で
すが、例えば同じような死亡であっても、
今までの所得がかなりあったとか、もう
70歳近い人で余りこれから仕事ができ
ないとか、そういう年齢というものも勘
案されておるわけですか。

○**山下病院局次長** 一般的にその後、普
通に働けたら得べかりし利益といいま
すか、お働きになって稼がれたであらう
というところは当然職業によっても違
いますし、年齢によっても違うとい
うことでございます。

○**黒木次男委員** 職業、年収といいま
すか、例えばいろいろ就職しておても
年間の所得とかそういうものは勘案さ
れるわけですか。

○**山下病院局次長** 今回の場合に延岡
病院の例は、過去3カ月の平均月収を前
提にいたしました。通常こういった形で
いわゆる逸失利益というのを算定する
ということになっております。

○**中野一則委員長** ほかにありませんか。

私の方から確認ということで質問いた
したいと思いますが、例えば延岡病院
の件、大変大きな病気で手術を即され
たと思うんですが、このまま放置してお
けば重大な結果になるような病気の患
者さんだったんですか。

○**中原県立延岡病院長** この方に関し
ては心臓病の方がメインなんです。心
臓の方はほうって

おくと危なくなる可能性があるからということで、急遽P T C Aをやったわけです。病気自体は完全に治っております。ただ、やったときの血管に針を刺す部分の近くには正中神経がありますから、その後の出血がうまくコントロールできなかったという問題でこういうことが起こったと思います。病気自体は、ほうっておくと危ない状態になる可能性が非常に高い病気です。

○中野一則委員長 それほど緊急性があつて重大な病気の患者さんを医学的に処置するということは大変なことだろうと思うんです。結果として、損害賠償を支払わなければならないような結果になったわけですけれども、こういう損害額というのは、逸失利益とか慰謝料とか治療費とか諸雑費とか、いろいろ根拠があつて総額で計算されたものだと思うんですが、過失100%ということでこの金額というのは決まるわけですかね。

○山下病院局次長 病院側の過失、術後の経過観察が不十分であつたということについて過失が認められるということで今回の賠償になつたということでございます。

○中野一則委員長 3件ともすべて過失100%あつたということで、その損害額の100%を結果として和解により支払つたと、こういうふうに理解していいんですね。

○山下病院局次長 例えば交通事故等で過失割合で相殺するといったような例では今回の場合は一切ございませんで、病院側の過失があつて、そのことによって失われた利益なりあるいは慰謝料等を賠償するというものでございます。

○中野一則委員長 この3つの例は過失100%でその損害額を支払つた例ですが、過失割合が発生したというような事案というものはないんで

すかね。過去で申しわけありませんが。

○山下病院局次長 基本的に病院で損害賠償という形になるので、そういう過失割合を勘案して云々というのは事例としてはございませんで。

○中野一則委員長 県立病院ですから、かなり重症の方が通院入院されると思うんですが、そういう方を医学的に治療せざるを得ないときには、病院で亡くなつたり、こういう過失、後遺症が出たり、いろいろとすると思うんですが、結果としてすべてこういう案件になつたものは病院の方が100%過失があつたということで、総額支払いということになれば、一生懸命治療された結果だと思うんです。結果としては損害額を100%過失があつたと支払う案件になるということであれば、その辺の割合か何かがあつていような気もするんですが、何か医療ミスがあれば、それは生命、身体に対する害が及ぶわけですから、死に至らしめられるわけですから、遺族なりあるいは患者さんはその苦痛というのは大変だと思うんですが、さっき交通事故の例がありましたが、医療行為を一生懸命したということの評価というものは結果としてこういう事案になつたものは認められないということで済まされておるといふうに我々は理解していいわけですね。

○山下病院局次長 日南病院の例も、延岡病院の例もそうなんですけれども、本来の疾患に対しては適正に治療の結果、期待した結果を得ております。その点については病院側の過失なりというのは一切ございませんで。ただ、その過程において当然払うべき義務を払わなかつたというところで過失を認めたということで今回の賠償になつたものでございます。御指摘のように医療者の方は最善を尽くしたというところはもちろんあるんですけれども、それでもなお、し

かし、不注意によるミスがあったというところは否定できないというところがございまして、こういった結果になったものでございます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 私も、こういった事故が起こっちゃならんということはきちっと確認してもらいながら、また、亡くなられた方等に対しても無念だなという思いで述べたいと思うんですが、それと今の委員長の質問にもありましたが、医者が一生懸命やっているのにというところ辺の難しい問題が現在出てきているのかなという気がして、というのは、私たち素人が思うに、例えば血管がもう年齢的に、例えばその人が糖尿とかいろんなことでぼろぼろであるというような状態で、一生懸命注意義務払ってやったときに小さな亀裂が生じたとか、そういうことであればお医者さんの方が大変だなというような気もするわけです。その人の持っている体質の問題、その辺はある程度加味されないものなのか、100%ということでは全部医者がかぶらざるを得ないのかということなんですけれども、どんなものでしょうか。

○山下病院局次長 宮崎病院の例でいきますと、P T A施行中に血管壁に小さな亀裂が生じたということで、数時間した後、血管が破裂したというものでございますけれども、血管の破裂というのは通常はP T A施行中に出てくるものと。今回の場合には、そういった血管がそのときに破裂するのであればその対応はできたであろうと。ところが、そのことではなくて、そのとき小さな亀裂が生じて、しかもそれが造影上出てきたと、後で見るとということなんですけれども、それを見落とししたというところで過失を認めたものでございます。確かに施行する医師なり現場における医師のやる気の問題等もかか

わる部分はございますけれども、私ども、こういうふうに損害賠償の事案を上げる以外に、同じように手術等なりあるいは入院治療等で相当の医療現場では苦情といいますか、患者さんからの申し立てなりがございまして。当然それらを全部こういった形で損害賠償するという事は一切ございまして、やはりそれは医療者とも十分協議をした上で、従前に手を尽くした上での予見されるものであれば、これはきちんと医療者としての主張を補強しますし、家族にもそういう御説明をして納得をしていただいているというものでございます。

○太田委員 医者の方も大変だなという思いで聞かせてもらったので、最後にしますけれども、入院するときにある程度の誓約書みたいなものを患者さんと医者との間に交わしますね、ある程度のことは。私の娘が盲腸で入院したときに、死に至ることもあるというような、そういう文言もあったものですから、そういうことを覚悟しながら入院させたんですけれども、多少そういった事前の、死亡させることをよしとしないけれども、多少の誓約とかいうことをお互いが確認するという事はあるんですね。

○山下病院局次長 入院のときもそうですし、手術のときにも当然同意書をいただきます。その同意書にあわせて、手術の予想される結果なり、あるいは例えば確率なり、こういったことは十分、いわゆるインフォームド・コンセントということで説明をして、そして御了解をいただいた上で成立するというのが現場でございまして。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○内村委員 カテーテルを入れる手術ですが、今、県病院それぞれで年間大体どれぐらい手術がされる例があるものでしょうか。

○豊田県立宮崎病院長 宮崎病院のこのケース、P T Aという手技は大体年間80例ぐらい昨年されています。診療に当たっているドクターに聞きますと、今まで300例ぐらい経験したというふうに聞いております。

○中原県立延岡病院長 延岡の場合のP T C Aに関してですけれども、この3年間、大体900～1,000例近くやっています。その中で特にP T C Aという手術の方になってくると、大体その半分、400～500、それぐらいの例数やっております。

○内村委員 日南の方はおわかりではないでしょうか。

○脇坂県立日南病院長 正確な数字をここに持っておりませんが、私どもでは平成18年度においては診断のためのカテーテルはやっておりますが、治療はやっておりません。

○内村委員 今それぞれお聞きしたところなんですが、都城の医師会病院で、今この数字からいくと聞き間違いかなと思ったんですが、カテーテルを入れるのがすごく多くて、年間800件するとおっしゃったんです。行ってみると、1日に6人ぐらい、朝9時ぐらいからずっと手術をしていらっしゃるんですけども、宮崎医科大から先生が、いい方という用語があるかわかりませんが、見えていて、集中しているような感じでしていらっしゃるんですが、そういうふうにして数が多くなると、こういうミスも出るのかなというのをちょっと感じたものから、今、数字をお聞きしたところなんですが、延岡が900例とおっしゃったこれは年間900ですか。年間ですね。

○中原県立延岡病院長 心臓カテーテル検査とP T C Aはちょっと違うんです。心臓カテーテル検査をして異常があった場合にさらにその先

のP T C Aという手術に入るわけです。実際血管を入れる検査ということからいけば毎年900～1,000例やっています。さっきも言われたように1日6～8人と言われます。非常に忙しくて、職員が少ないんです。看護師さんも要るし、検査技師も要るし、もちろん心臓関係の医者も要るしで、レントゲン技師も2人はかかりますし、その点、今のところでは大変なことをやっているわけです。安全に関しても非常にやかましくは言っております。

○内村委員 最後にしますけれども、今言われましたように、非常にハードな仕事をしていらっしゃると思うんですが、そこ辺のところでは人員の確保とか、きのうから出ていますように、一般質問からずっと出ていますように、高度医療というのが使命になっていると思うんですけども、その点の手だてと申しますか、人員の確保とかはしながら安全な医療に努めていただきたいと思っております。

○黒木次男委員 個人の病院もかなりいろんな医療上のミスはあって、補償があると思うわけですが、算定基準と申しますか、さっき言ったような年齢とか、過去の今までの収益とか、いろいろ基準があると思うわけですが、個人の病院でそういう死亡事故があった場合も大体基準は似ておるわけですか。公立の県病院あたりに対しては個人の病院と違って、亡くなられた遺族の人たちが基準以上に要求されるとかそういうことはないわけですか。

○山下病院局次長 基本的には、公立病院であろうと民間病院であろうと、恐らく同じ基準でそういう損害賠償の額の算定というのはなされると考えております。

○黒木次男委員 個人の病院で大きな病院、小さい病院、かなりあると思うわけですが、大き

な病院で1件か2件はあるものですか。手術の死亡事故とかいうのは個人の病院もかなりあると思うんですが、公立の病院と個人の病院との、病院の入院患者によって、また患者にもよって違うと思うんですけれども、そこ辺のところはわかれば。

○山下病院局次長 例えば九州各県立病院の例というのはお聞きしておりますけれども、個人の民間病院につきましてはデータはございません。

○黒木次男委員 九州各県の県立病院の状況はわかっておるわけですか、死亡事故等は。

○山下病院局次長 おおむねつかんでおりますけれども、診療内容なりあるいはベッド数なりというのが九州各県の県立病院で必ずしも同じではないという前提で申し上げますと、統計のとり方がそれぞればらばらですけれども、本県につきましては、せんだっての委員会で御報告申し上げましたように10年間で26件というのがございました。福岡については過去10年で14件、先ほど申し上げたように福岡の県立病院というのはおおむね郡部地域にあるどちらかというところと中小病院という、その関係もあって民間移譲というのものもあるんですけれども、佐賀県、これは1つだけ病院がございます。宮崎病院よりちょっと規模が小さい程度の病院、平成9年度以降ですから、9年間で8件、それから長崎県が、これは統計が少ないんですけれども、平成16年度以降ゼロ件、大分県が2つ、大きな県立病院と小さな県立病院、これは主に精神科医療をやっておりますけれども、2つで年間平均で10件、鹿児島県が過去5年で13件、ちょっと統計のとり方がばらばらで比較はしにくいんですけれども、そういった状況になっております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

次に、その他の報告事項について質疑はありますか。

○太田委員 休止理由としては専門医の退職ということですが、この方の場合には年齢的な退職なのか、開業を目指されておるのか、その辺の理由はどのようなものですか。

○山下病院局次長 年齢的なことではないと思います。開業ということもお聞きしていません。既に県内のどこかの医療機関に就職が決まられているというふうにお聞きしております。

○太田委員 その辺が難しいところでしょうけれども。それと参考のところに小児病棟の入院患者数と思春期外来の患者数が書いてありますが、小児病棟といった場合、年齢的には児童の場合、何歳までか、参考にお聞きします。

○山下病院局次長 15歳までということでございます。

○太田委員 両方とも15歳までということであれば、小学生、中学生も入院しているということだろうと思いますが、現在7名ということですから、今度医学部の附属病院の方をお願いをすると、そういう連携をとっていくということのようですけど、その辺の学校との関係といますか、そういう問題は起きてはこないんですか。

○山下病院局次長 現在入院しております7名につきましては、退院に向けて調整中でございますけれども、宮崎大学の医学部附属病院をお願いするという例は必ずしもそのまま入院ということではないようでございます。仮に宮崎大学医学部附属病院にということになりますと、赤江養護学校の方からいわゆる訪問教育という形で対応するということになると思います。

○太田委員 先ほど開業かどうかということをお聞きしたわけですが、なかなかその辺が医者の方

界の難しいところがあるかと思うんですが、医師会の方からよくパンフレットが送ってくるんですが、綱領を読ませてもらうと、本当にいいことが書いてあるなという気がして、この綱領のままやっつけていけば地域医療なんかも十全にできるんじゃないかと思うんですが、その辺の悩ましい問題があるのかなと。開業を目指されたり、どこかの病院に行かれたりする。県立病院側の何らかの体質の問題もあるかもしれないし、その辺の魅力を持って残っていただけないかなと、綱領どおり地域医療を目指していくような人がおるといいんだがなという気もして、その辺は表現難しいんですけど、ちょっと意見として言わせてもらうと、去っていくという事は非常に私ども寂しいなと、富養園に残って頑張っていきたいというようなお医者さんが綱領どおりおられるといいかなという気はいたしました。意見として言わせてもらいます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

県立富養園として再開をされるつもりはないようにさっきは聞いたんですが、21年に完成の「こころの医療センター」の中で小児病棟とか思春期の治療を再開するというふうに関心は聞かれましたが、そのとおりでいいんですかね。

○山下病院局次長 可能であれば富養園の形のままでも再開はしたいと考えておりますけれども、現実には今回病棟も閉鎖するという事で、いわゆるスタッフの体制、医師も含めてですけども、これをさらに整えるということにはやはり時間を要するというふうに考えます。ただ、その場合に、入院治療という面だけではなくて、外来治療につきましては医師の確保ができれば可能なわけですから、少なくともその部分については21年までに医師確保が可能であれば再開は可能であるというふうに考えております。

○中野一則委員長 そう願いたいんですが、結果としては難しいように最初説明されました。休止じゃなくて中止じゃないかなと、こう思っているわけですが、また、当分の間というこの言葉、法律用語か、行政用語か、一般の言葉かわかりませんが、当分というのは、しばらくの間休んで、そして休止だからまた近いうちに再開されるんじゃないかと、こういう期待を関係者、患者さんたちに持たせるんじゃないかなという気がしたんです。法律用語か何か知りませんが、当分の間というのは次に再開するまでの間と理解すれば間違いのないだろうと思えますけれども、それよりもあっさり中止とか、そうするとかえって説明が付きやすいんじゃないかなというふうに思いました。どうでしょうか。

○山下病院局次長 休止という表現は、医療法上の許可病床との関係もござります。例えば知事からの開設許可を100床でいただいているという場合に、そのベッド数を減らすというときには、少なくとも将来再開するかもしれないという意味で言えば、休止という表現を使って、その許可の枠は確保するというのが通例でござります。今回も将来的に恐らく、富養園の場合には許可病床が300何床ということですが、既に相当それを稼働病床としては下回っておりますが、これを整理する時期というのが「こころの医療センター」のときには当然出てくるというふうには考えます。今回、当分の間という表現を使いましたのは、私ども少なくとも現時点で見通せる範囲で医師確保がなかなか困難であろうということに使わせていただきました。

○中野一則委員長 わかりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 では、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、以上をもって病院局を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時57分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○村社地域生活部長 それでは、今回提案いたします議案等につきまして概要を御説明したいと思います。議案は、議案第43号、第61号の2件でございます。

まず、議案第43号でございますが、「宮崎県一般会計補正予算（第4号）」でございますが、お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」の地域生活部の赤いインデックスのところをおあけいただきたいと思っております。63ページになります。今回お願いいたしております地域生活部の補正額14億4,693万5,000円の減額でございます。これは国庫補助決定及び執行残等に伴うものでございまして、この結果、地域生活部の一般会計予算額は、補正後の額と書いてございませうけれども、145億8,874万円となります。また、このほかに、県議会議員選挙臨時啓発費に伴います債務負担行為の追加がございませうけれども、これにつきましては、後ほど担当課長より説明させたいと思っております。

次に、「平成19年2月定例県議会提出議案（平成18年度補正分）」の議案第61号の赤いインデッ

クスを見ていただきたいと思います。議案の方でございます。議案第61号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。これは、本年3月31日をもって延岡市と北川町が合併することなどに伴いまして、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

以上の2件が今回地域生活部から提案している議案でございます。詳細につきましては、この後、関係課長より説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、報告事項が1件ございます。お手元に配付しております「生活福祉常任委員会資料」により御説明をさせていただきます。ページを1枚めくっていただきまして、目次のところの2番目、高千穂鉄道の資産の取り扱い等についてでございます。これは、TRの資産の取り扱い及び新会社の鉄道事業の譲渡につきまして、先般関係自治体による協議を行いましたので、その内容につきまして御報告するものでございます。なお、詳細につきましては、総合交通課長より説明をさせていただきます。

私からの説明は以上であります。

○日高生活・文化課長 それでは、生活・文化課関係を御説明いたします。

まず、お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで生活・文化課のところ、ページで言いますと65ページをお願いいたします。生活・文化課の2月補正額は2,511万2,000円の減額でありまして、補正後の額は69億6,244万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。まず、67ページをお願いいたします。（事項）県立芸術劇場費の675万1,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄にあります

2、芸術劇場管理運営等委託費545万5,000円の減額であります。これは、平成18年4月の指定管理者制度の導入に伴いまして、17年度に県が収納しました使用料のうち、18年度の利用に係るものを指定管理者へ支払うものであります。その金額の確定に伴うものであります。

次に、68ページをお願いいたします。上から2つ目の（事項）安全で安心なまちづくり推進費の207万5,000円の減額であります。説明欄の1、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業であります。主なものとしましては、賃金や報酬などの人件費の減額によるものが約138万となっております。そのほかに委託料で50万円の減額があります。これは、平成18年度新規事業としまして、地域コミュニティ再生化モデル事業で全市町村を対象に1市町村当たり10万円のモデル事業を募集しましたところ、5つの市町村につきましては、応募がなかったため、今回の補正で減額するものであります。応募がなかった理由としましては、活動団体が多過ぎて1団体に絞って推薦できなかったこと、あるいは日常的な地域活動の中で見守り等が行われているため、あえてモデル事業の必要がなかったものと聞いております。

続きまして、69ページをお開きください。一番下にあります（事項）消費生活センター設置費の716万9,000円の減額であります。主な理由としましては、説明欄の2、生活情報センター管理費の455万1,000円の減額でありまして、これは、生活情報センターの清掃業務委託や警備業務委託などにおきまして入札残が生じたことによるものであります。

続きまして、70ページをお願いいたします。（事項）私学振興費の1,778万4,000円の減額であります。主な理由としましては、まず説明欄

の1、私立学校振興費補助金の1,358万3,000円の減額でありまして、これは、国において補助対象となります高等学校等の生徒数が当初見込みを下回ったことなどによるものであります。また、3、私立高等学校授業料減免補助金が226万8,000円の減額でありまして、これは、補助対象となります生活保護世帯や市町村民税非課税世帯等の生徒数につきまして、支給月数が当初見込みを下回ったことに伴うものであります。

予算は以上であります。

続きまして、議案について御説明申し上げます。委員会資料の方をお願いいたします。1ページをお願いいたします。「宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。まず、1の改正理由についてであります。いわゆるNPO法に規定されております県の事務の一部につきましては、11月議会におきまして事務処理特例条例案を議決いただきまして、4月1日から宮崎市、都城市に移譲することとなっているところでございます。このNPO法の事務処理の一部につきましては県の条例で定めていることから、今回の移譲に当たりましては、宮崎市、都城市が独自の条例を制定するかどうかにつきまして、両市と引き続き協議を続けてきたところでありまして、両市とも独自の条例を定めず、県の条例の規定をそのまま適用できるよう権限移譲を受けるという形をとることになりました。したがって、11月議会で議決いただきました条例の一部を改正するものであります。今後NPO法に規定する事務を市町村に移譲する場合は、基本的に同様の措置をとることになるものと思われ

ます。次に、2の移譲する事務の内容についてであります。県条例第2条に定める国内に居住す

る役員の住所等を証する書面を住民票の写しとすること、同じく第3条に定めます事業報告書等の提出期限を事業年度終了後3月以内とすること、さらに第4条、第5条に定めます解散の届け出、清算終了の届け出に関することにつきまして、事務を移譲することとしております。

なお、3及び4にありますように、移譲先市町村は、法に規定する事務と同様、宮崎市及び都城市としておりまして、施行期日は平成19年4月1日としております。なお、新旧対照条文を別紙につけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

生活・文化課につきましては、以上でございます。

○河野青少年男女参画課長 青少年男女参画課の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで青少年男女参画課のところ、71ページをお開きください。青少年男女参画課の2月補正額は2,640万6,000円の減額でございます。補正後の額は4億7,337万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明を申し上げます。73ページをお開きください。まず、下から2番目の(事項)男女共同参画推進費の196万6,000円の減額でございます。主なものとして、説明欄の1、啓発・活動推進事業の186万6,000円の減額でありまして、報償費や旅費等の執行残のほか、女性副知事フォーラムにおける会場を民間施設から公共施設に変更したことによる使用料の減額等でございます。

次に、74ページをお開きください。上段の(事項)青少年育成保護対策費の290万円の減額でございます。主なものとして、説明欄の2、青少年交流事業の107万7,000円の減額でござ

いまして、使用料や旅費等の執行残のほか、宮崎韓国青少年国際交流事業の入札残による委託料の減額等でございます。

青少年男女参画課につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○田原人権同和対策課長 それでは、人権同和対策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで人権同和対策課のところ、75ページをお開きください。人権同和対策課の補正額は266万6,000円の減額でありまして、補正後の額は2億927万円となります。

主な内容について御説明いたします。77ページをお開きください。一番下の(事項)人権同和问题啓発活動費の281万3,000円の減額であります。説明欄の1、人権同和问题啓発活動事業の125万3,000円の減額及びその下の2つの事業の減額は、いずれも国庫委託決定に伴うものでございます。

人権同和対策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○江上市町村課長 市町村課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

2月補正の歳出予算説明資料の青いインデックス、市町村課のところ、79ページをお願いいたします。市町村課の2月補正額は9,154万4,000円の減額をお願いしておりますけれども、補正後の額は31億9,358万4,000円となります。

主なものについて御説明を申し上げます。81ページをお願いいたします。まず、中ほどの(事項)自治調整費の3,100万1,000円の減額でございます。主なものとして、説明欄6の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が2,211万円の減額となっておりますけれども、これは、住基の本人確認事務に係ります指定情

報処理機関でございますが、財団法人地方自治情報センターへの各都道府県の負担金が確定したということなどに伴う執行残によるものでございます。

次に、一番下の欄でございますけれども、(事項)市町村公共施設整備促進費5,590万円の減額でございます。次のページにまたがって記載しておりますので、82ページの一番上の説明欄をお願いいたします。説明欄1の貸付金5,680万円の減額となっておりますけれども、これは、市町村への貸付枠10億円でございますけれども、市町村からの要望が10億円を下回ったことなどから、減額をするものでございます。次に、説明欄2の借入償還金及び利息90万円の増額でございますけれども、貸付金の原資の一部としまして借りておりました企業局への借入金の返済に当たりまして、償還の利率が当初見込みを若干上回って決定されたということによりまして、その償還利子が増額になったことによるものでございます。

次に、その下の(事項)市町村振興宝くじ事業費752万8,000円の減額でございます。これは、市町村振興を目的といたしますサマージャンボ宝くじ、オータムジャンボ宝くじの収益金につきまして、全国宝くじ協議会からの配分決定に伴うものでございます。

次に、その下の項の選挙費でございます。事項は職員費、運営費、選挙常時啓発費となっておりますけれども、まとめて御説明を申し上げます。平成18年度の選挙費の主な経費といたしましては、去る1月21日に執行いたしました県知事選挙費とこれから3月30日に告示が予定されております県議会議員選挙費の一部でございますけれども、これらの経費は2月補正予算までに額の確定を行うことが困難でございました

ので、今回は人件費や常時啓発費など節約に伴います398万9,000円のみを減額するものでございます。

補正予算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、債務負担行為について御説明を申し上げます。「定例県議会提出議案」の14ページをお願いいたします。一番上の市町村課の欄でございます。県議会議員選挙の臨時啓発費でございます。県議会議員選挙の日程につきましては、昨年末の臨時国会で年末に成立いたしました、いわゆる「選挙期日等の臨時特例に関する法律」によりまして、御案内のとおり3月30日に告示、4月8日投票となりまして、選挙の期間が年度をまたがって決定をされたところでございます。この結果、臨時啓発事業を効果的に展開していくためには、年度をまたがって選挙期間における所要額を一括して執行していく必要がございますので、今回債務負担行為として限度額259万4,000円を設定するものでございます。

最後に、議案第61号でございます。委員会資料の3ページをお願いいたします。「宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。これは、知事の権限に属する事務を市町村に移譲するための条例でございますけれども、今般、3月31日に延岡市と北川町との合併が予定されておりますので、移譲先から北川町を削るものでございます。なお、権限の移譲事務につきましては、総務部の行政経営課の方で所管しておりますけれども、具体的な移譲につきましては、それぞれの委員会で分割付託をするということになっておりますので、説明するものでございます。

市町村課につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○鈴木地域振興課長 続きまして、地域振興課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、地域振興課のところ、ページで言いますと83をお開きください。地域振興課の補正額は3,765万3,000円の減額でありまして、補正後の額は7億2,216万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。85ページをお開きください。中ほどの（事項）地域活性化促進費の2,962万9,000円の減額であります。これは、説明欄の3の元気のいい地域づくり総合支援事業における補助金について執行残があった一方で、5の離島活性化対策費における離島航路補助金について増額の必要が生じたことなどによるものであります。なお、この離島航路補助金は、延岡市の離島である島浦島と本土である同市の浦城とを結ぶ離島航路の運営に係る損失を補てんするものであります。利用者等の減少に伴う収入減と高速艇建造に伴う減価償却費等の経費の増、並びに損失に対する国の補助金の減少により、県の補助金の増額が必要となったものであります。

次の86ページをお開きください。中ほどの（事項）エネルギー対策推進費の337万3,000円の減額であります。これは、説明欄の1の水力発電施設周辺地域対策事業における国庫補助決定や、説明欄の2の新エネルギービジョン実践事業においてハイブリッド自動車を導入した際の入札残などに伴うものであります。

最後の（事項）土地利用対策費の316万1,000円の減額であります。この主なものとしましては、説明欄の2の届出勧告事務費における事務費の執行残に伴う減額であります。

地域振興課は以上でございます。

○加藤総合交通課長 御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスで総合交通課のところ、87ページをお開きください。総合交通課の補正予算としましては、一般会計で3,727万4,000円の減額でありまして、補正後の額は6億4,503万9,000円となります。

それでは、その主な内容について御説明いたします。89ページをお開きください。まず、初めの（事項）広域交通ネットワーク推進費の248万4,000円の減額であります。主なものは、説明欄の1、陸上輸送網整備事業の（2）宮崎駅エレベーター整備事業の140万円の減額でございます。これは、事業主体のJR九州が発注する工事の契約額が予定額を下回ったことによるものであります。

次に、その下の（事項）地域交通ネットワーク推進費の3,457万6,000円の減額であります。主なものは、説明欄の2、地域バス再編支援事業の3,121万8,000円の減額でございます。この事業は、市町村がコミュニティバスなど低コストで地域の実情に応じ将来にわたって安定的に運行できる交通システムを導入しようとする場合に、運行計画の策定等に必要な調査事業費、車両購入費及び運行開始後2年間の運行費のそれぞれ2分の1を補助するものであります。補正の理由ですが、これは当初、今年度中の運行開始を見込んでおりましたけれども、この事業が18年度からの新規事業でもありまして、事業主体の市町村においては公共交通機関の利用実態調査や住民ニーズの把握、あるいはそれを踏まえた運行計画の策定に十分に時間をかけ、慎重に取り組みたいとのことであります。このため、年度内の運行開始に至らず、車両購入費補助及び運行費補助が未執行となったことから減額補正となったものであります。

補正予算につきましては以上でございます。
次に、報告事項でございます。

委員会資料の5ページをお願いいたします。
高千穂鉄道の資産の取り扱い等についてであります。このことにつきまして、先般、県と沿線3市町の協議を行いましたので、その結果等について御報告いたします。1の関係自治体の協議であります。県及び沿線自治体は、高千穂鉄道株式会社の円滑な清算を図るとともに、神話高千穂トロッコ鉄道株式会社の事業計画の実現に協力するため、平成19年2月7日に協議を行いました。TR資産の取り扱い及び新会社への鉄道事業の譲渡について次のとおり対応することといたしました。まず、(1)の高千穂から延岡までの全区間に係る事項ですが、①のとおり、TRが保有する資産は、高千穂駅一楨峰駅間の線路等一部の施設を除いて行政区域ごとに沿線自治体がそれぞれ寄附を受けることといたします。また、②のとおり、資産の寄附を受けた自治体は、高千穂駅一楨峰駅間の新会社による鉄道運行に利用させることも含め、当該資産の有効活用に努めることといたします。その際、当該自治体で不要となる施設がある場合は、その撤去等に要する経費は県と沿線自治体が共同で負担することといたします。なお、最終的に不要となる施設の撤去等の経費を県と沿線自治体が共同で負担する具体的な方法については、一度に多額の財政負担とならないよう、中長期的に対応できる仕組みを引き続き関係自治体間で検討していくこととしております。

次に、(2)の高千穂駅一楨峰駅間、すなわち新会社が鉄道運行を計画している区間に係る事項ですが、新会社への鉄道事業の譲渡については、次のとおり、TRと新会社において国との協議を進めてもらうことといたします。まず、

①のとおり、鉄道事業法上、新会社は営業権と施設の両方を保有する必要があるため、TRは営業権と線路等一部の施設を新会社は無償で譲渡いたします。次に、②のとおり、鉄道事業に必要な他の資産は寄附を受けた高千穂町と日之影町が新会社は無償で貸し付けます。

次に、2のTRの対応ですが、TRは2月16日に取締役会を開催し、TRとしても関係自治体の協議結果に基づき、対応することを決定いたしました。なお、TRといたしましては、休止期間の期限や一日も早い新会社による運行を考慮し、遅くとも6月の定時株主総会では新会社への鉄道事業と線路等の譲渡について決議を行いたい意向であります。そのためにも新会社には事業計画について国から了承を早目に得ていただく必要があります。今回の関係自治体の協議によりまして、高千穂鉄道に係る課題解決の一つの方向を示すことができたと考えております。県といたしましては、TRの清算と新会社への鉄道事業の譲渡が円滑に進むよう今後ともTRや沿線市町と連携して対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡邊情報政策課長 情報政策課所管の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」、青いインデックス、情報政策課、91ページをお開きください。情報政策課の2月補正額は2億205万6,000円の減額でありまして、補正後の額は12億3,257万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。93ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)行政情報システム整備運営費の5,300万円の減額であります。この主な内容といたしましては、説明欄の2、県庁LAN運営費であ

りまして、これは、県庁LAN設備更新工事におきまして入札による執行残が生じたことなどによるものでございます。

次に、一番下の（事項）電子県庁プロジェクト事業の4,689万2,000円の減額であります。この主な内容といたしましては、説明欄の2、電子申請届出システム運営事業でありまして、これは、電子申請届け出システムのヘルプデスク業務をパソコンのヘルプデスク業務と統合するなど事務の見直しを行ったことや、手続の電子化の対象が当初予定数を下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、94ページをお開きください。（事項）地域情報化対策費の9,214万2,000円の減額であります。この主な内容といたしましては、まず、説明欄1の情報通信基盤整備対策費でありまして、これは、宮崎情報ハイウェイ21利活用促進事業におきまして事業採択数が当初の予定を下回ったことや、全県ブロードバンド環境整備事業におきまして、補助対象整備地区数1カ所当たりの事業費が当初の予定よりも下がったことなどによるものでございます。次に、説明欄の2の電気通信格差是正対策費でございますが、これは、まず携帯電話の移動通信鉄塔施設整備事業におきまして、当初予定しておりました2地区のうち、1地区について国の事業採択がなかったことによるものでございます。また、県単の携帯電話サービス地域拡大支援事業におきまして、予定しておりました鉄塔整備が電気通信事業者の独自事業での鉄塔整備となったこと、並びに事業が市町村の都合で来年度に延期になったことによるものでございます。

情報政策課は以上でございます。

○岡崎国際政策課長 それでは、国際政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで国際政策課のところ、95ページをお開きください。国際政策課の2月補正額は1,466万4,000円の減額で、補正後の額は2億3,869万5,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。97ページをお開きください。まず、表の中ほどの（事項）海外渡航事務費であります。これは、174万2,000円の減額であります。これは、旅券の申請受理、交付に関する事務費及び事務委託費の節減によるものであります。

次に、その下の（事項）国際交流推進事務費であります。これは、428万7,000円の減額であります。これは、主に2の外国青年招致事業における国際交流員の報酬及び共済費の執行残、6の多文化共生社会推進事業における委託費の執行残等によるものでございます。

続いて、98ページをお願いします。一番上の（事項）海外技術協力費であります。これは、511万3,000円の減額であります。これは、説明欄にあります1から3の各事業におきまして、研修員等の生活費や宿泊費として給付する補助金に執行残が生じたことが主な理由であります。このうち、1の海外技術研修員受入事業につきましては、バングラデシュからの研修員が家族の死去により帰国を余儀なくされたこと、また2の海外移住宮崎県出身者子弟県費留学生受入事業につきましては、3名を予定しておりましたが、うち1名が勤務先の都合により留学を辞退したことによるものであります。

国際政策課の補正予算については以上でございます。よろしく申し上げます。

○橋口市町村合併支援室長 市町村合併支援室の2月補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料、青いインデック

スで市町村合併支援室のところ、99ページでございませう。市町村合併支援室の2月補正額は10億956万円の減額でございました。補正後の額は9億1,158万5,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明をいたします。ページを1枚おめくりいただきまして、101ページをごらんいただきたく存じます。中ほどにございませう(事項)市町村合併支援費の10億928万4,000円の減額についてでございませう。減額の主な内訳といたしましては、1つには、旧法下で合併した市町に対して交付いたします市町村合併支援交付金の8億8,221万円の減額がございませう。市町村合併支援交付金につきましては、当初予算におきまして、本年度におけるそれぞれの合併市町ごとの交付限度額の総額を措置いたしておりましたが、いずれの市町も合併後まだ日が浅く、新たなまちづくりに向けての事業が本格化するまでにいましばらく時間を要することなどもございませうして、市町村からの申請額の合計が今年度の当初予算額を下回る見込みでございませうことから、今回減額補正を行うものでございませう。また、もう一つは、新法下で合併した市町村に対する新市町村合併支援交付金の1億円の減額でございませう。これは、このたびの延岡、北川の合併が今年度末ということになりまして、交付申請が来年度以降というふうなことになることになりませう。交付金を交付する予定がなくなったことによりまして、減額補正を行うものでございませう。

市町村合併支援室につきましては、以上でございませう。よろしくお願ひいたします。

○中野一則委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案についての質疑はありませうか。

○太田委員 補正予算の関係ですが、67ページ、説明がありましたが、生活・文化課の方ですな。

県立芸術劇場の説明の2番目、芸術劇場管理運営委託費、500万近い減額であります、説明の中で使用料の説明がありましたが、もう一回どういう意味なのか、減額に至る使用料の関係を説明してください。

○岡村文化・文教企画監 これにつきましては、指定管理者制度が18年4月1日から、今回5年間ということ導入されておられます。それに伴いまして、従来は使用料は県に証紙収入として入っていたんですけれども、新しい制度になりましたからは、利用料として指定管理者に入るようになりました。使用料というのは、細かい話なんです、例えばホールでしたら1年前から申し込みが受け付けられます。利用許可が出たらすぐにお支払いいただくということになっておられます。また、練習室については3カ月前からということございませうして、実際は18年度に利用するものについても17年度中にお金が入っている分というのが相当数出てまいります。指定管理者の場合はあくまでも5年間ということですから、例えば18年度に使ったものについては18年度に収入があるというのが前提ですので、その調整を図るために当初予算では1,893万9,000円を見込んでおりました。これは主に1月から3月までの動向とかが大きく影響するんですけれども、ただ実績としては1,893万9,000円が1,348万4,000円になったということで、545万5,000円今回減額補正をさせていただいたということございませう。

○太田委員 73ページ、これは青少年男女参画課であります、職員費、人件費のところは一般的にどの課でも共通するかもしれませんが、例としてお聞かせください。職員費1,900万ほどのこの場合は減額であります、額が大きかったものですから、参考のために減額の理由とい

うのを。

○**河野青少年男女参画課長** 職員費につきましては県の予算化のルールがありまして、予算要求する前年度の実人員で積算をして要求するというようになっております。そういうことで私どもの課の職員数としましては、当課の職員は12名ですが、17年度には、解散しました青少年研修協会に2名を派遣しておりました。また、これも指定管理者制度の導入で引き揚げたんですけれども、男女共同参画センター、ここに2名を私どもの課の方から派遣するというので、平成17年度には16名の職員がおりまして給与の支払いをしていたわけですが、18年度は——今年度ですが、解散等によりまして我々の課の職員が12名、研修生が1名おるものですから、13名という人員になって、その3名の差がこの金額、1,900万の差ということになっております。

○**太田委員** 地域振興課、86ページのエネルギー対策推進費の中でハイブリッド自動車の説明がありましたけれども、ハイブリッド自動車を導入されたということなのか、例えば公用車とか、そういう形で導入されたという意味なのか、お聞きいたします。

○**鈴木地域振興課長** 新エネルギービジョン実践事業の中でハイブリッド自動車、18年度5台導入しております。ハイブリッド自動車の5台につきましては、通常の車両との価格差、これを地域振興課の方で計上しておりますが、その分につきまして、予算額といたしますか、それと実際に入札をした執行残が出てきましたので、ここに残として計上しております。

○**太田委員** わかりました。もう一つ確認しますが、ハイブリッド自動車というのは公用車としてという意味でいいんですか。

○**鈴木地域振興課長** 公用車として導入してお

ります。

○**中野一則委員長** ほかにありませんか。

○**井上委員** 重ねて地域振興課にお尋ねしますが、「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」は101万減額になってはいますが、これは特に事業的な動き、最初の事業含めてやってきたのを効果が余りないのでお金は残したのか。

○**鈴木地域振興課長** 「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」、85ページでございますけれども、これにつきましては、事業の当初の目的とされるものは実施しておりますが、この中身としましては、例えばシンポジウムにおける講師謝礼がそう要らなかったということと、もう1点は、情報提供という形でホームページの立ち上げを考えておりましたけれども、このホームページの執行残があったということでこの減額をさせていただいております。

○**井上委員** 当初予算のときにまた議論してみないとわからないところもあるんですが、今回の東国原知事の言う移住の問題と「宮崎に来んね、住まんね、お誘い事業」との関係はどうするのかとかいろいろな問題があるんです。これは余り政策的効果のないもので、知事は事業の見直しを徹底的にやると言っているわけだから、それに該当するようなものになるのかどうか。6月を待たないとわからないところもあるかもしれないけれども、やって余り楽しくもないような事業ならやめにやいかんようになるわけですが、事業的な効果、やってきて効果みたいなのというのはどんなふうに考えていますか。

○**鈴木地域振興課長** この事業につきましては、10月から情報の提供、ホームページの立ち上げをやりまして、まず最初にシンポジウムを7月に市町村等集めてやりまして、10月からホー

ムページで各市町村の情報を提供しております。それと相談窓口を開設しておりますが、現実に実績と申しますか、そういうのを申し上げますと、まずホームページは2月現在で7,594件のアクセスがございますし、相談窓口につきましては、県と市町村の企画担当課等に設けてございますが、これが1月末で136件ということでございます。大まかに言いますと、ホームページは1,000件を超えるアクセスがございますし、もう一方の方は、大体4カ月でございますので、30件以上の相談が来ているということで、相当の関心と申しますか、効果がある事業だというぐあいに考えております。

○井上委員 新年度の各部局の主な新規と重点事業、一回したことをどう次につないでいくかということが大事だと思うんです。今回の代表質問とか一般質問の中で、どなただったかわからないけれども、そういう情報を提供するときには地域にあるやつを市町村にただつないでいるだけではないかという御指摘とかあったと思うんです。質問された議員さんの名前を忘れてましたが、そういう質問内容だったと思うんです。基本的には本当にやる気ならやる気のようにしないと、日本全国で言うと、都道府県の人口がふえた県というのは非常に限られているんですね。都市部に限られている。一方では、沖縄は特区の関係もあって、規制緩和の関係もあって、通信料のこととかちょっと見直ししたりして、オペレーターの基地を沖縄に持ってきたりとかいろいろなことをして人口増になっているわけです。今回私、質問させていただいた構造改革特区の問題だとかいろんな問題、いろんな事業の組み合わせによっては人口増というのは、移住していただくための条件というのはいろいろ考えられるということでもあるというふうに私

は思っているわけです。こちら側がアプローチしない限りはそういうことは起こらないわけです。事業をきちんと自分たちの中で職員も考えながらどうみんなに……。この事業は非常にいい事業だと私は思っていたんですが、目いっぱい金使うぐらいやらないと、余り効果のない大した事業でもないのかみたいな錯覚に襲われるようなところがありはしないのか、心配するんです。事業は常にいろんな形で発展させるというか、そういうことをやってほしいなと思っていたんですが、当初予算の予算書、それから新規事業、重点事業、こういうのにどんどんそういうのがつながっていかないと、地域生活部がやっていることが、逆にそのことが観光事業だとかああいうのを大きく動かすぐらいにしないと、せっかくやっていい事業を提起してもそのことが生きないのではないかとちょっと心配するんです。この提起はすごくよかったと私は思っているんですが、その提起をうまく事業として仕上げていくという力がないと、結果何もなかった、結果、予算つけなくていい、見直ししていい、なくていいという事業にされていくという可能性が高いような気がするんです。6月議会が肉付け予算なので6月に向けてどうされるのかということが、今回の補正の中でこれだけ減額ですよというだけではちょっと問題ありかなというふうに見ますので、これは要望だけでいいんですが、次に向けてどうみんなアプローチしたい事業に仕上げていくかということをお考えいただけたらいいかなというふうに、これは要望でいいので、お願いしておきたいと思えます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○黒木次男委員 70ページの私立学校振興費補助金1,358万3,000円、説明があったと思うんで

すが、聞き漏らしたのかしれませんが、主な点だけをお伺いしたいと思います。

○岡村文化・文教企画監 私立学校振興費補助金が1,358万3,000円減っております。これにつきましては、先ほど申し上げたとおりで、大きな要因といたしましては、高等学校の生徒数が当初見込んでいたよりも122名ほど少なくなったということによる減額があったということが大きな要因でございます。3番目の私立高等学校授業料減免補助金につきましては、生活保護世帯とか、非課税世帯とか、養護施設に入っておられる方とか、災害に遭われた方とか、そういうのが対象になるんですけれども、当初見込んでおりました支給月数よりも実績が下回ったということで226万8,000円の減額となっております。

○黒木次男委員 120名生徒数が減ったということですが、これは今後もこのような状況で生徒数は減っていくと見込んでおられるものか、ふえる見込みはないということですか。

○岡村文化・文教企画監 特に高校につきましては少子化の影響で中学校の卒業生数が大きく減ってきておるわけでございます。

○黒木次男委員 120名というのはかなりの数ですが、急に最近になって減ったというわけではなくて何年か含めてこれだけ減ったということですね。

○岡村文化・文教企画監 私立高校の生徒数は実は一番多いときが最近では平成2年度でございまして、このときは1万7,150人おりました。それが18年では1万863人となっております、かなりの減少となってきたということで、毎年400人から500人ぐらい減ってきている状況が続いております、この傾向につきましては、まだ今、少子化は続いておるものですから、今

後とも、今までほど急激ではないにしろ、また徐々に——これは公立、私立高校あるわけですがけれども——全体としてのそういう年齢の生徒さんが今後とも漸減していく見込みになっております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○黒木次男委員 81ページの市町村公共施設整備促進費の5,590万、これについて説明あったと思うわけですが、大きなものだけでも結構ですので、もう一回説明していただきたいと思ます。

○江上市町村課長 市町村の公共施設整備促進費についてでございますけれども、これにつきましては、46件の申請がございました。主なものを申し上げますと、基本的にこの貸し付けの要件につきましては、防災でありますとか、行財政改革にかかわるものでありますとか、地域の協働でありますとか、県と市町村との連携事業というのに重点的に貸し付けているわけでございますけれども、主なものを申し上げますと、例えば防災ステーションの整備でありますとか、保育所の統廃合するために保育所の整備のための貸し付けでありますとか、防犯のための街路灯を設置するための貸し付けでありますとか、救助工作車、救急車でございますが、これの貸し付けでありますとか、もろもろでございます。

○黒木次男委員 せっかくこれだけの公共施設に対して促進費を出しておられるのに、5,590万、大きな数字が不要となったということは、もう少し啓発が足りなかったとか、そういうことはないわけですか。市町村に対する、事業に対する啓発が不足していたとか、そういう点はなかったですか。このように大きな、せっかくの事業費を5,500万も残すということについてはもう少し何か方法があったんじゃないかというような

気がするわけですけれども。

○江上市町村課長 おっしゃるとおりでございます。ただ、市町村の今の起債の流れを言いますと、平成15年が1年間で大体1,000億円ぐらいでございましたが、ことしは700を切っております。600ちょっとでございます。起債そのものが大幅に減っております、そういう中で需要が足りなかったのかなというふうに思っております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。
暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。
議案について何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 次に、その他の報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、請願の審査に移ります。請願第28号について執行部からの説明はありますか。

○岡崎国際政策課長 特にございません。

○中野一則委員長 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、以上をもって地域生活部を終了いたします。執行部の皆様にはまことに御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時6分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○河野福祉保健部長 福祉保健部でございますが、本日の補正の委員会、またその後の当初の委員会において議案等についての御審議をよろしくをお願いいたします。

それでは、当委員会に御審議をお願いいたしております議案につきまして、概要を御説明申し上げます。まず、お手元の「平成19年2月定例県議会提出議案（平成18年度補正分）」の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきますと、福祉保健部関係の議案は、一番上の議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」、中ほどの第54号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」、下から7番目になりますが、議案第60号「宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例」、その下の第61号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例」の4件であります。

まず、議案第43号の一般会計補正予算についてであります。平成18年度2月補正歳出予算説明資料の福祉保健部のインデックスのところ、ページで言いますと103ページでございます。補正額欄の上から2番目のところではありますが、福祉保健部では今回、一般会計で24億986万2,000円の減額補正をお願いいたしております。補正の主な内容は、国庫補助決定や執行残等に伴う各種事業の減額のほか、今回条例提案させていただいております障害者自立支援対策臨時特例基金積立金に要する経費の増額等によるものであります。この結果、福祉保健部の一般会計補正予算額は、補正後の額欄ですが、718億6,689万4,000円となっております。

次に、繰越明許費についてであります。再び議案書に戻っていただきまして、議案第43号のインデックスのところ、9ページをお開きください。福祉保健部の関係、上から2つ目の児童福祉施設整備補助事業の追加をお願いいたしております。

次に、その他の議案につきまして御説明申し上げます。同じく議案書の議案第54号のインデックスのところ、ページで言いますと45ページをお開きください。「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、平成19年3月31日に北川町が延岡市に編入されることに伴い、延岡保健所の所管区域に係る規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号のインデックスのところ、ページで言いますと57ページをお開きください。「宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例」についてであります。障害者自立支援法につきましては、昨年4月の施行後、法の円滑な施行に向け、これまで県では市町村と連携しながら、制度の趣旨の徹底や利用者の要望に基づく支援策などに取り組んできたところでありますが、今般、新制度の円滑な施行を図るため、3年後の同法の見直しまでの特別対策として国から18年度中に都道府県に基金を造成する事業が示されましたので、これに伴う条例案を上程させていただいているものであります。

次に、議案第61号のインデックスのところ、ページで言いますと59ページをお開きください。議案第61号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。宮崎県における事務処理の特例に関する条例は、地方自治法の規定を根拠に市町村に移譲する事務を規定しているところであり

ますが、今回福祉保健部関係では、関係法令の改正等に伴い、医療法施行令に係る事務、「宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例」に係る事務に関し、所要の改正を行うものであります。

続きまして、お手元の「平成19年2月定例県議会提出報告書」をごらんください。表紙をめくっていただきまして、1ページに報告案件がございますが、福祉保健部関係では「損害賠償額を定めたことについて」の中に1件、専決処分の報告があります。3ページをお開きください。福祉保健部関係は、下から2件目の県立こども療育センターにおける誤調剤による医療事故に係る損害賠償の案件であります。

以上、今回提案いたしております議案等の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、若干お時間をいただきまして、3件ほど報告をさせていただきたいと思っております。

初めに、「生活福祉常任委員会資料」の11ページをお開きください。「宮崎県地域福祉支援計画（案）」についてであります。地域福祉については、従来から県や市町村の社会福祉協議会等を中心に推進が図られてきたところでありますが、1の計画策定の趣旨等にありませうように、社会福祉法において福祉サービスを必要とする地域住民が自立した生活や社会参加ができるよう、地域福祉の推進が規定され、あわせて住民の最も身近な市町村が地域福祉計画を、また都道府県が地域福祉支援計画を策定することが定められました。このため、市町村が策定した地域福祉計画を広域的な観点から支援するため、地域福祉支援計画（案）を取りまとめたところであります。詳細につきましては、後ほど福祉保健

課長から御説明させていただきます。

次に、15ページをお開きください。市町村が設立する後期高齢者医療広域連合についてであります。資料の1、設置にありますように、昨年6月に公布されました「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年4月からスタートすることになっております。この後期高齢者医療制度につきましては、昨年9月の当委員会で御説明させていただいておりますが、この制度は県内すべての市町村が加入する広域連合が運営することとなっており、法律の規定により市町村は今年度末までに広域連合を設立する必要があります。このため、2の経過及び今後のスケジュールにありますように、昨年8月に市長会、町村会が中心となって設立準備のための委員会を設置するとともに、この2月までに県内すべての市町村議会において広域連合規約案が審議、可決されたところであります。去る2月23日には県知事に設立許可の申請が行われ、順調に手続が進みますと、3月30日付で広域連合が設立される見込みとなっております。なお、県といたしましては、3、県の取り組みにありますとおり、この広域連合の設立準備に当たり、設立準備委員会に職員を派遣するなど円滑な設立に向けて市町村に対して各種の助言や支援等を行ってきたところであります。

次に、17ページをお開きください。高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応についてであります。清武町、日向市及び新富町の農場で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザを疑う事例につきましては、いずれも動物衛生研究所においてH5N1亜型のA型インフルエン

ザであることが確認されました。福祉保健部としましては、感染の疑いの報告を受けた時点から、人への感染防止策として農場関係者の疫学調査の実施、防疫従事者の健康管理、さらに発症した場合の対応体制の確保などに努めたところであります。詳細につきましては、後ほど健康増進課長から説明させていただきます。

私の方からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○内戸保福祉保健課長 福祉保健課分といたしましては、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」及び議案第54号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」と報告事項の「宮崎県地域福祉支援計画（案）について」の3件でございます。

まず、補正予算について説明をいたします。

お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」の赤いインデックスで福祉保健部、青いインデックスで福祉保健課のところ、ページで言いますと105ページをお開きください。福祉保健課といたしましては、左の補正額の欄にありますように、3億9,898万円の減額補正となっております。この結果、補正後の予算額は115億7,304万8,000円となっております。なお、今回補正をお願いしているものは事業費の確定や執行残などに伴うものでございますが、以下、主なものについて説明いたします。

107ページをお開きください。一番下の（事項）福祉行政施設整備事業費1,022万8,000円の減額補正でございますが、次の108ページをお開きください。これは、1にありますように、児童相談所施設機能強化事業でございまして、都城児童相談所の新築移転に伴う旧都城児童相談所の解体工事に係る入札残等でございます。

次に、このページの一番下の（事項）災害救

助事業費 1 億7,830万1,000円の減額補正でございますが、これは、昨年災害救助法を適用いたしました7月の豪雨災害や9月の台風第13号災害の救助費等が確定をしたことによるものであります。

次のページをごらんください。まず、1の災害救助法に伴う救助費 1 億6,312万5,000円の減額補正であります。これは、主に9月の台風第13号災害に伴う延岡市における住宅の応急修理費などの災害救助費につきまして、11月補正で見込みで計上しておりましたものの確定によるものでございます。次の2の災害救助基金積立金4,402万4,000円の増額補正であります。これは、災害救助費の財源として災害救助基金を取り崩したものを災害救助法で定められた基金の最少額を確保するために今回補てんをするものでございます。3番目の災害援護資金貸付金5,920万円の減額でございますが、これは、えびの市及び延岡市における貸し付けの確定に伴うもので、貸付実績はえびの市1件、延岡市13件の計14件、2,480万円となっております。

111ページをお開きください。一番下の(事項)県立看護大学運営費4,983万5,000円の減額補正でありますけれども、これは、庁舎管理経費等の経費節減等に伴う執行残によるものでございます。

補正予算関係は以上でございます。

次に、議案第54号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」でございます。

お手元の委員会資料で御説明いたします。委員会資料の3ページをお開きください。まず、1の改正の理由でございますけれども、保健所の所管区域につきまして、市町村合併に伴う所要の規定の整備を行うための条例の改正でございます。次に、2の改正の概要でございます。

けれども、下の方に表がありまして、新旧対照表で御説明いたします。延岡保健所でございますけれども、平成19年3月31日付で北川町が延岡市に編入されますことから、東臼杵郡のうち、北川町を削除するものでございます。なお、施行期日ですけれども、北川町が延岡市に編入される予定期日であります平成19年3月31日を予定しております。

次に、報告事項の「宮崎県地域福祉支援計画(案)」について御説明いたします。

委員会資料の11ページをごらんください。委員会資料とは別に計画の案をお手元に配付しておりますが、説明はこの委員会資料でさせていただきますと思います。まず、1の計画策定の趣旨等についてでありますけれども、先ほど部長が説明申し上げましたように、地域福祉支援計画につきましては、市町村の地域福祉計画の実現を広域的な観点から支援するために策定するものでございます。

2の計画の概要であります。(1)の計画期間は、平成19年度から23年度の5年間としております。次の(2)の基本理念でありますけれども、県民のだれもが安心して地域とのつながりを保ちながら、自分らしく生きていくことができる地域社会を目指して、「ともに支え合い、助け合う新たな共生社会みやざきづくり」の実現を図ることを基本理念に掲げております。これは、宮崎県民の人情味あふれる県民性を基盤としてさまざまな地域福祉推進のための取り組みを行うことによって、県民だれもがともに支え合い、助け合う新たな共生社会、新しい地域コミュニティを実現していきたいという思いを込めております。(3)の計画の構成でありますけれども、第1章の計画策定の基本的考え方から第4章の施策の推進まで4つの章で構成して

おります。計画の中心となりますのは、一番下の第4章の施策の展開でございますので、この部分を御説明いたします。

12ページをごらんください。施策の展開といたしまして大きく4つの柱で構成しております。1つ目は、地域福祉のビジョンづくり、2つ目は、地域福祉を支える人づくり、3つ目は、地域福祉サービスの基盤づくり、そして次のページですけれども、4つ目として、みんなで支え合う仕組みづくり、この4つの柱に沿って施策を展開することとしております。

まず、1の地域福祉のビジョンづくりであります。地域福祉を推進する上で住民に最も身近な市町村が地域福祉のビジョンを持ち、それに従って計画的に施策を進めていくことが重要であります。平成17年度末現在で7市町が策定済み、策定を終えておまして、残り24市町村が地域福祉計画がまだ未策定となっております。このため、市町村の地域福祉計画策定や推進を支援するための施策を掲げております。具体的には、地域福祉計画策定への県民や市町村の理解の促進、専門アドバイザーの派遣等による市町村地域福祉計画の策定支援などを進めることとしております。

次に、2の地域福祉を支える人づくりであります。地域福祉推進の原動力となり、最も重要な基盤となるものは何と申しましても人でございます。このため、①の地域福祉の意識醸成として、県民への地域福祉の普及啓発や次代を担う子供たちに対する福祉教育を推進することとしております。次の②の社会福祉事業従事者等の確保と資質向上でありますけれども、研修の充実等を行い、社会福祉施設等の職員や民生・児童委員、行政職員、社会福祉協議会職員の資質の向上等を図ることとしております。次に、

③の地域福祉の担い手の育成でありますけれども、地域福祉を推進するためには、社会福祉事業者など福祉関係者以外のさまざまな人材の育成を進めていく必要がございます。このため、NPOやボランティア活動を支援するとともに、自治会役員など地域福祉活動のキーパーソンとなる人を地域福祉リーダーとして養成していくこととしております。地域の福祉課題を解決していくためには、さまざまな関係機関との調整や協働が必要であります。そのために指導的な役割を担う人を地域福祉コーディネーターとして養成してまいりたいと考えております。なお、コーディネーターとしましては、福祉の専門的知識を持つ社会福祉協議会や社会福祉施設職員などを考えております。地域福祉の新たな担い手として、企業、団体等の社会貢献活動や社会福祉法人の地域展開を促進することとしております。

次に、3の地域福祉サービスの基盤づくりであります。福祉サービスは、高齢者、障がい者、児童など各分野で、また在宅施設サービスなど多種多様な形態で提供されておりますが、ここでは各サービスの共通の基盤となる相談支援体制や情報提供、苦情処理等について記載をしております。まず、①の相談支援体制の整備でありますけれども、市町村における総合相談窓口やワンストップ相談窓口の設置など身近な相談体制の整備を図るとともに、相談機関等のネットワーク化を進めることとしております。次の②の福祉サービスを適切に利用できる環境づくりであります。現在さまざまな福祉サービスが提供されておりますが、制度や内容が複雑で利用者に十分理解されていない面もありますことから、福祉サービスの情報提供の充実を図りますとともに、苦情処理体制の充実や認知症高

年齢など判断能力が十分でない方に対する利用者の権利擁護等の推進を図ることとしております。次に、③の福祉サービスの提供体制の充実でありますけれども、福祉サービスを提供する上で福祉サービス提供事業者の円滑な経営の確保は重要な課題であります。このため、指導監査や経営指導等により円滑な経営の確保を図りますとともに、福祉サービス第三者評価などによる福祉サービスの質の向上を進めることとしております。次に、④の地域福祉活動を支える体制づくりでありますけれども、県及び市町村社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的役割を担っておりまして、地域福祉推進のために多様な機能が果たせるよう、その充実強化を図ることとしております。

13ページをごらんください。4のみんなで支え合う仕組みづくりであります。福祉サービスを提供するためには、人材の育成や、物、施設の整備等のほか、具体的なサービス提供の仕組み、いわゆるソフトが必要となります。特に地域福祉では、地域住民やNPO、ボランティア等住民参加型のみんなで支え合う仕組みをさまざまな観点からつくっていく必要がございます。まず、①の住民参加で進める地域福祉活動の推進であります。現在、高齢者等の地域見守りや配食サービス、子育て支援などの住民による地域福祉活動が行われていますが、県内各地に普及するには至っておりません。このため、各地で取り組まれているさまざまな地域福祉活動の情報提供や活動拠点の確保などにより、住民参加型の地域福祉活動の県内各地への展開を図ることとしております。また、地域福祉活動への参加意欲はあるが、それが活動に結びついていないケースがございます。このため、社会参加意欲を参加に結びつけていくきっかけづくり

を進めるなど地域福祉活動への参加促進を図ることとしております。次に、②の福祉で進めるまちづくりの推進として、ソフト、ハード両面にわたる人にやさしい福祉のまちづくりを推進してまいります。また、御案内のとおり、現在、商店街の空き店舗を子供預かり所などに活用したり、高齢者に対し商品の宅配をしたりするなど、福祉と商業を結びつけて活性化を図る動きなどが出てきております。このような福祉をテーマにしてさまざまな分野で地域活性化を図る、いわゆる福祉でまちづくりの普及啓発を図ってまいりたいと考えております。最後に、③の本県の地域や特性をとらえた地域福祉の推進でありますけれども、過疎地域における地域福祉の推進及び災害時の支援体制の充実という本県の特性を踏まえた施策を展開することとしております。まず、過疎地域でニーズの高い買い物・通院等への支援や高齢者の見守りなど、過疎地域のニーズに対応した地域福祉を推進することとしております。また、御承知のとおり、平成17年の台風第14号は本県に大きな被害をもたらしました。この災害では県内外から多くのボランティアが駆けつけ、支援に当たっていただいたところでありました。このようなことから災害ボランティアの育成などを進め、災害時要援護者の避難対策の充実等を進めていくこととしております。

以上が計画の概要でございます。なお、計画面づくりにあたりましては、本県の社会福祉審議会の地域福祉専門分科会の委員を中心といたします計画策定委員会を設置いたしまして、御意見をいただきますとともに、現在、パブリックコメントや市町村等に対する意見照会を行っておりまして、これらの意見を踏まえ、3月中に最終案を固めることといたしております。

福祉保健課分は以上でございます。

○刀坂国保・援護課長 国保・援護課分を御説明いたします。

国保・援護課関係分は議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算」の1件であります。

お手元の「平成18年2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、国保・援護課の119ページをお開きください。今回お願いしております補正予算は、一般会計で12億7,394万2,000円の減額補正であります。この結果、補正後の予算は230億4,878万円となります。

補正予算の主なものを御説明いたします。121ページをお開きください。(事項)老人保健医療対策費、説明の欄1の老人医療費支給事業の1億9,328万円の減額であります。これは、国、県、市町村が公費で負担しております老人医療受給者の減少によりまして、市町村が支出します老人医療の費用が当初見込み額を下回ったことによりまして、県費負担額を減額するものであります。

次に、122ページをお開きください。一番下の(事項)国民健康保険助成費、説明の欄1の保険基盤安定事業の6億531万2,000円の減額であります。これは、市町村が低所得者に対して行います保険税軽減の額が当初の見込みを下回ったことによりまして、県費負担金を減額するものであります。次に、2の高額医療共同事業の9,072万8,000円の減額であります。これは、高額医療費の発生に伴います市町村国民健康保険財政に対します影響を緩和するために市町村が共同で行うものでありまして、市町村における高額医療共同事業拠出金が当初の見込みを下回ったことにより県費負担金を*増額するものであります。

次に、123ページをお開きください。4の広域

化等支援事業の1億22万4,000円の減額であります。これは、国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険財政の安定化のために宮崎県国民健康保険広域化等支援基金の貸付事業に対しまして、市町村からの貸し付け等の申し込みがなかったことにより減額するものであります。5の都道府県財政調整交付金につきましては、500万円の増額であります。これは、厚生労働省から示されました国の平成18年度補正後の予算におきまして、本県の調整交付金総額が500万円増額されましたことから、増額補正をお願いするものであります。

最後になりますが、一番下の(事項)扶助費、説明の欄1の生活保護扶助費の2億7,878万8,000円の減額であります。これは、市町村合併に伴いまして、被保護世帯が町村部から市部へ移行したことによりまして、県福祉事務所所管の被保護世帯が減少したことによるものであります。次に、欄2の生活保護扶助費県費負担金の2,212万4,000円の増額であります。これは、居住地のない、いわゆる住まいのない生活保護の受給者につきまして、生活保護法第73条に基づきまして県が負担することになっております。対象者の増加によりまして、今回増額補正をお願いするものであります。

国保・援護課分につきましては、以上であります。

○高島医療業務課長 医療業務課分を御説明いたします。

医療業務課の関係分といたしましては、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算」、議案第61号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例」の2件でございます。

※39ページに訂正発言あり

まず、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

それでは、お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスで医療薬務課のところ、113ページをお願いいたします。医療薬務課といたしましては、左の補正額欄にありますように、5,722万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は12億9,277万9,000円となっております。以下、主なものについて御説明をいたします。

115ページをお願いいたします。一番下の（事項）看護師等確保対策費3,754万円の減額補正であります。主な事業といたしましては、説明の欄2の看護師等確保対策事業3,367万1,000円の減額補正であります。これは、看護師等養成所施設整備事業等の国庫補助決定に伴う減額によるものでございます。

116ページをお願いいたします。上から2つ目の（事項）へき地医療対策費1,013万1,000円の減額補正であります。主な事業といたしましては、説明の欄3のへき地診療所整備事業543万5,000円の減額補正であります。これは、僻地診療所における医療機器購入に伴う入札の執行残等によるものであります。

一般会計予算の説明については以上でございます。

次に、議案第61号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

お手元の「生活福祉常任委員会資料」の7ページをお願いいたします。1の改正の理由にありますように、医療法及び医療法施行令の改正に伴いまして、移譲事務の追加及び関係規定の修正を行う必要が生じたため、条例の一部を改正するものでございます。2の改正の概要でござ

います。まず、(1)の事務の追加でございますが、医療法の改正により、診療所に一般病床を設置する場合も都道府県知事の許可が必要となりましたが、僻地、小児科、周産期などの特に地域の医療に必要な診療所で医療計画に記載されている診療所については届け出で設置できる特例が設けられまして、この届け出の受理に関する事務を宮崎市に移譲する事務として規定するものであります。次に、(2)の関係規定の修正でございますが、先ほど申しました診療所の一般病床の許可制への移行に伴いまして、条例の関係規定の修正を行うものであります。なお、施行期日は公布の日であります。

医療薬務課分につきましては、以上でございます。

○畝原高齢者対策課長 高齢者対策課分を説明いたします。

高齢者対策課といたしましては、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算」の1件であります。

お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」の高齢者対策課のところ、125ページをお願いいたします。高齢者対策課分としましては、8億8,447万1,000円の減額補正をお願いしており、この結果、補正後の予算額は116億6,371万1,000円となります。

それでは、補正の主なものについて御説明をいたします。127ページをお願いいたします。まず、中ほどの（事項）在宅老人要援護対策費1億2,243万7,000円の減額補正であります。補正の主なものとしまして、説明欄の1、在宅介護支援センター運営事業の8,291万円の減額補正があります。この事業は、介護保険制度の見直しによりまして、これまで設置されておりました在宅介護支援センターを新たに高齢者の総合相

談窓口となる地域包括支援センターに移行することとなりまして、移行までの期間、在介センターの運営費等を国の制度により支援するものでありますが、各市町村とも積極的な取り組みをいたしまして、当初見込みよりも早く地域包括支援センターができたということもございまして、減額するものであります。なお、この4月にはほぼ県内全市町村に地域包括支援センターが設置され、相談機能の強化が図られることとなりますが、移行後の地域包括支援センターの運営費につきましては、別途国の制度による助成を引き続き行うこととしております。

次のページの128ページをお願いいたします。中ほどの(事項)介護保険対策費の2億9,076万円の減額補正についてであります。補正の主なものは、下の説明欄の一番下、5の介護保険財政支援事業の2億7,159万3,000円の減額補正であります。これは、介護保険給付費の市町村見込み額の変更に伴い、県費負担額が減となったことによるものであります。

次に、129ページをお願いいたします。一番上の欄、(事項)老人福祉施設等整備事業費の4億4,001万8,000円の減額補正であります。これは、予定しておりました旧山之口町の養護老人ホームの老朽化に伴う改築整備が文化財調査等によりまして設計、工期等の変更が必要となったことにより来年度送りとなったためであります。

高齢者対策課については以上でございます。

○松田児童家庭課長 児童家庭課分について御説明いたします。

議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算」の1件でございます。

お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」、青いインデックスで児童家庭課のここ

ろ、131ページをお願いいたします。上から2段目の左、一般会計の補正額でございます。9,499万5,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、一般会計が100億9,183万円となり、特別会計を含めました補正後の額は105億7,416万3,000円であります。

それでは、主な事業について御説明いたします。134ページをお願いいたします。1番目の(事項)少子化対策環境づくり推進事業費355万8,000円の増額補正であります。説明欄の2、子育て支援乳幼児医療費助成事業の1,445万6,000円の増額でございます。これは、3歳から小学校入学前までの幼児の入院に係る医療費の助成件数の増、または1件当たりの助成額が見込みを上回ったことによるものでございます。また、その下の3、保育対策等促進事業費の1,078万6,000円の減額補正であります。これは、一時特定保育事業や地域子育て支援センター事業を統合したものでありますけれども、補助基準額の減などに伴って減額を行うものでございます。

次に、同じページの一番下の(事項)児童措置費等対策費2,930万8,000円の減額補正であります。主なものは、説明欄の3、児童入所施設等措置費の1,632万6,000円の減額であります。これは、入所児童が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、135ページでございます。一番下の(事項)児童手当支給事業費1億5,628万2,000円の減額補正であります。これは、受給者数の見込みよりも支給実績が下回ったことにより減額を行うものでございます。

次に、136ページをお願いいたします。一番上の(事項)児童扶養手当支給事業費4,717万2,000円の減額補正であります。主なものは、説明欄1の児童扶養手当給付費の4,690万3,000円の

減額であります。これは、受給者数の見込みが下回ったことによるものでございます。

次に、一番下の（事項）児童福祉施設整備補助事業費 3 億 5,060 万 1,000 円の増額補正であります。主なものは、説明の欄 3 の新規事業、児童養護施設等整備費 3 億 5,743 万 5,000 円の増額補正でございます。これは、児童養護施設カリタスの園竹の寮の 18 年度施設整備実施に伴う増額でございます。

次に、繰越明許について御説明をいたします。お手元の「平成 19 年 2 月定例県議会提出議案」、9 ページをお開きください。第 2 表の繰越明許補正の 1、追加であります。児童福祉施設の整備補助事業でございます。先ほど申し上げました児童養護施設カリタスの園竹の寮の施設整備、これを全額繰り越しをお願いするものでございます。これは、国の予算内示の関係等によりまして、工期が不足することによるものでございます。完成は平成 20 年 3 月 25 日を予定いたしております。

児童家庭課分については以上でございます。

○鶴田障害福祉課長 障害福祉課分について御説明いたします。

障害福祉課は、議案第 43 号「平成 18 年度宮崎県一般会計補正予算」、議案第 60 号「宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例」、この 2 つの議案、「損害賠償額を定めたことについて」、報告事項の 1 件、計 3 件でございます。

まず、補正予算の方から御説明をいたしたいと存じます。

お手元の「平成 18 年度 2 月補正歳出予算説明資料」の障害福祉課のところをお願いしたいと思います。139 ページをお願いしたいと思います。左の補正額欄にございますように、今回 4 億 2,392 万 1,000 円の増額補正をお願いしており

ます。主な増額の要因といたしましては、障害者自立支援法の円滑な実施に向けまして、特別対策事業を実施するための基金 11 億 8,912 万を造成することによるものでございます。この結果、障害福祉課の補正後の予算額につきましては 102 億 4,661 万 5,000 円となっております。以下、主なものについて御説明を申し上げたいと思います。

141 ページをお願いします。下から 2 番目の（事項）身体障害者福祉費、これにつきましては、844 万 5,000 円の減額補正をお願いしております。この主なものといたしましては、説明欄の 3、障害者住宅改造等助成事業の 803 万 7,000 円の減額でございます。この事業は、中核市である宮崎市は対象外となっておりますので、今般、市町村合併等によりまして、高岡と佐土原とが合併いたしましたので、その部分の申請者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

142 ページをお願いします。1 番目の事項でございますが、特別障害者手当等給付費につきましては、5,807 万 3,000 円の減額補正をお願いしております。これは、県が負担しなければならない町村分の対象者が、先ほどと同じく市町村合併、特に延岡地域、宮崎地域を含めて市町村合併に伴って減ったためのものでございます。

次の（事項）知的障害者福祉費につきましては、2,480 万 8,000 円の減額補正をお願いしております。この主なものにつきましては、知的障害者援護施設援護費で 2,476 万 9,000 円の減額を行っております。これは、自立支援法が御案内のとおり本年度スタートいたしまして、新制度移行に伴う国庫補助事業の組みかえによりまして、障害者自立支援諸費という予算科目にこの予算を移しかえたことによるものでございます。

このページの一番下の事項でございます精神

保健費につきましては、772万6,000円の増額補正をお願いしておりますが、これは、措置入院の見込み増に伴うものでございます。

次の143ページをごらんいただきたいと思いません。1番目の（事項）精神障害者社会復帰促進事業費につきましては、3,803万円の減額補正をお願いしております。この主なものは、精神障害者社会復帰施設運営事業の3,819万9,000円の減額、先ほどと同様に自立支援法の施行に伴いまして、障害者自立支援諸費の方に予算を移しかえたものによるものでございます。

2番目の（事項）障害者自立支援諸費につきましては、3億7,281万4,000円の減額補正をお願いしております。この主なものとしたしましては、説明欄の1にございますように、介護給付・訓練等給付の3億9,839万7,000円の減額でございます。これは、居宅系サービス、さらには施設利用者数が見込みを下回ったことや、さらには報酬単価が引き下げられた、こういうものによるものでございます。次に、5の地域生活支援事業の2,250万円の増額につきましては、自立支援法の新制度移行に伴いまして、未確定でありました相談支援事業あるいは移動支援事業、こういう新たな事業が地域生活支援事業の中に加わったことによるものでございます。一番下の8でございますが、障害者就労訓練設備等整備事業、ここでは3,698万2,000円の増額をお願いしております。これにつきましては、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業を行うために社会福祉法人あるいはNPO法人に対する備品購入費などの増でございます。

それから、新規の事項になりますけれども、先ほど触れております障害者自立支援対策臨時特例基金につきましては、11億8,912万1,000円の増額補正をお願いしておりますが、詳細につ

きましては、後ほど御説明を申し上げたいというふうに思っております。

144ページをお願い申し上げます。1番目の事項でございます障害児福祉費につきましては、2億6,428万7,000円の減額補正をお願いしております。この主なものとしたしましては、説明欄2の障害児施設給付費等で2億3,448万3,000円の減額を行っておりますけれども、これは、つよし学園、ひまわり学園など知的障がい児施設の利用人数が見込みを下回ったことによるものでございます。

2番目の事項でございます心身障害者扶養共済事業費の584万8,000円、それとその下の事項でございますけれども、重度障害者（児）医療費公費負担事業費の721万8,000円、この2つの増額につきましては、いずれも受給見込み増、受給見込み者がふえた、そういうものによるものでございます。

145ページをごらんいただきたいと思いません。児童福祉施設運営費で2,415万5,000円の減額補正を行っておりますけれども、これは、こども療育センターの運営費の減によるものでございます。

以上が補正予算の主な内容でございます。

続きまして、議案第60号「宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例」について御説明いたしたいと思いません。

資料は常任委員会資料をごらんいただきたいと思いません。常任委員会資料の5ページをお開き願いたいと思いません。そこに臨時特例基金条例の概要を出しておりますけれども、まず、1の目的につきましては、先ほど部長の方からも御説明ありましたように、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を一層進めるために、緊急に実施する事業に充当する基金を造成する

ものでございます。

2の概要でございますが、国からの交付金を原資に、10分の10でございますけれども、本年度中に基金を造成することとしておりまして、交付額につきましては、現時点で11億8,912万円を見込んでいます。特別対策事業は、この基金を取り崩しながら、平成19年度から20年度までの2カ年間実施することにしたしております。

具体的な内容につきましては、まず1点目、新制度に移行するまでの緊急的な支援策として、小規模作業所あるいはデイサービス、こういうものの運営費の助成を行うというものでございます。2つ目には、新制度への移行をスムーズに行うために、3点挙げておりますけれども、まず(1)が、障がい者の就労支援を行おうということで、職場実習を受け入れる企業に対する体制の整備、あるいは障がい者の方々の就労意欲促進のための工賃の確保、こういうものを行おうというのが1点ございます。次の(2)で障がい者の方々の地域生活支援を行おうということで、特にグループホームの立ち上げに対する初動経費の助成、さらにはまた精神障がい者の方々の退院促進を図るための相談支援体制の整備、こういうものが一つございます。(3)にありますように、障がい児に対しても支援を行おうということで、特に親のレスパイトを図るための交流の場を充実すること、さらにはまた相談体制の整備、そういうものがございます。2つ目を踏まえまして、一番最後になりますけれども、3点目は、特にこれまでいろいろ言われておりますサービス事業者の方々に対する激変緩和も行ってくださいということで、これは必須でございます。必須事業として、特に収入額の保障の引き上げ、8割保障があったんです

けれども、今回は10%上げまして9割保障してくださいということ、さらには通所系のところの送迎サービスも補助の対象、助成の対象というふうになっております。この3つの柱で新年度対応することになりますけれども、特に本県で実施する事業につきましては、現在、市町村、障がい7団体の方々との協議を進めておりますので、いわゆる6月の肉付け予算におきまして具体的な事業を構築することになるかというふうに思っているところでございます。

次に、報告事項につきまして御説明申し上げます。

資料は別冊になりますけれども、「平成19年2月定例県議会提出報告書」をお願い申し上げます。3ページをお願いしたいと思います。損害賠償額を定めたことについてでございます。先ほどちょっと触れましたように、県立こども療育センターにおける誤調剤による医療事故に伴う専決処分についての報告でございます。本事件は、以前常任委員会でも御報告申し上げますように、こども療育センターの小児外来におきまして、薬剤の分量を誤って少な目に調剤いたしたために、発作を抑えることができず入院となったものでございます。3ページにございますように、事故は幸いにも大事には至らずに、相手方との話し合いによりまして和解契約を結んでおります。金額は、そこがございますように、損害賠償額といたしまして27万600円で平成19年1月19日に専決したものでございます。

障害福祉課分については以上でございます。

○川畑衛生管理課長 衛生管理課分を説明いたします。

衛生管理課関係分は、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算」、議案第61号「宮崎

県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例」の2件でございます。

それでは、お手元の「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、衛生管理課のところ、ページで言いますと147ページをお開きください。衛生管理課といたしましては、1億2,944万円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は14億5,564万4,000円となっております。なお、今回補正をお願いしておりますものは、国庫補助の決定や執行残などに伴うものでございますが、以下、主なものについて御説明いたします。

149ページをお開きください。まず最初の（事項）動物管理費338万3,000円の減額補正でございます。この主なものは、説明欄2の動物保護管理所等維持管理費の150万3,000円の減額補正でございますが、これは、動物保護管理所等の経費節減に伴う執行残であります。

一番下の（事項）食肉衛生検査所費9,094万2,000円の減額補正でございます。次の150ページをお開きください。この主なものは、説明の欄4のBSE検査業務運営費の8,447万4,000円の減額補正でございますが、これは、BSE検査キット購入に係る国の示しました基準額と実際の競争入札で落札した額の差額等によるものであります。

次に、その下の（事項）食品衛生監視費221万8,000円の減額補正でございます。この主なものは、説明欄1の施設の監視指導及び収去検査の204万7,000円の減額補正でございますが、これは、本庁及び8つの保健所等の経費節減に伴う執行残であります。

次に、中ほどにあります（事項）食鳥検査費411万6,000円の減額補正でございます。この主なものは、説明の欄2の食鳥検査業務運営費370

万1,000円の減額補正でございますが、これは、本庁及び5つの食肉衛生検査所の経費節減に伴う執行残であります。

次に、その下の（事項）生活衛生指導助成費433万3,000円の減額補正でございます。この主なものは、説明欄2の公衆浴場の育成補助の208万円の減額補正でございますが、経営内容が不安定な一般公衆浴場について育成補助を目的とした補助金の執行残でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第61号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

お手元の委員会資料、9ページをお開きください。まず、1の改正理由についてでございますが、「宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例」では、現在、当該条例において知事の権限に係る事務すべてを宮崎市に移譲しているところであります。今回、「動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画」につきましては、各都道府県において策定することとされたことから、関係規定の修正を行うものであります。2の改正の概要でございますが、下の新旧対照表にありますように、宮崎市に権限移譲していた推進計画の策定に係る事務については削除するものであります。なお、3の施行の期日につきましては、公布の日からとしております。

衛生管理課分は以上でございます。

○相馬健康増進課長 健康増進課分を御説明いたします。

健康増進課の関係分は、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算」と報告事項「高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応について」でございます。

まず、補正予算についてでございます。

お手元の冊子「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、健康増進課のところ、ページで言いますと153ページをお開きください。健康増進課といたしましては、左の補正額欄にありますように、1億8,471万6,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は24億9,448万7,000円となっております。なお、今回補正をお願いしておりますものは、事業費の確定や執行残などに伴うものでございまして、以下、主なものについて御説明いたします。

155ページをお開きください。中ほどの(事項)母子保健対策費で1,172万7,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明項目3の不妊治療費助成事業1,005万1,000円の減額であります。不妊治療を受けた夫婦からの申請が当初見込んでいた件数を下回ったことによるものであります。

次に、(事項)未熟児養育医療費で1,117万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、未熟児養育医療において医療費の公費負担額が当初の予定を下回ったことによるものであります。

次に、(事項)身体障害児育成医療費で2,395万8,000円の減額補正をお願いしております。この主なものは、次のページになりますが、説明項目1の身体障害児育成医療費において、障害者自立支援法の施行に伴い、医療費の自己負担が増加したことにより、医療費の公費負担額が当初の予定を下回ったことによるものです。

次に、(事項)小児慢性特定疾患対策費で1,670万3,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明項目1の小児慢性特定疾患治療研究費において医療費の公費負担額が当初の予定を

下回ったことによるものです。

次に、一番下になりますけれども、(事項)結核医療療養費で1,272万3,000円の減額補正をお願いしております。この主なものは、次のページになりますけれども、説明項目2の医療費公費負担事業で1,258万3,000円の減額ですが、これは、入所命令の入院期間短縮により公費負担額が当初の見込みを下回ったものによるものです。

次に、中ほどの(事項)老人保健事業費で1,631万1,000円の減額補正をお願いしております。この主なものは、説明項目2の老人保健事業費県費負担金の1,627万1,000円の減額ですが、これは、市町村事業が当初の予定量を下回ったことによるものでございます。

次に、(事項)健康増進対策費で2,231万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明項目1の健康づくり推進センター管理運営委託料におきまして、当初予定していた人件費が下回ったことによるものです。

次のページをお開きください。一番上の(事項)難病等対策費で5,084万1,000円の減額補正をお願いしております。この主なものは、説明項目1の特定疾患医療費の5,026万8,000円の減額です。これは、特定疾患治療費が当初見込んでいた伸び率を下回ったことによるものです。

次に、(事項)原爆被爆者医療事業費で1,430万2,000円の減額補正をお願いしております。この主なものは、説明項目1の原爆被爆者健康管理各種手当の1,255万5,000円の減額ですが、これは、健康管理手当などの支給対象者の減少によるものです。

次に、(事項)感染症等予防対策費で814万5,000円の増額補正をお願いしております。この主なものは、説明項目9の感染症危機管理対策

事業の1,314万3,000円の増額補正によるものであります。事業の概要につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の1ページをお開きください。今回、新型インフルエンザを含みます感染症の危機管理体制の強化を図るため、陰陽圧式テントのほか、冷暖房装置や発電機などをセットで一式購入、配備を予定しております。イメージとしましては、新型インフルエンザ等の患者さんの待機用と処置用の縦4メートル、横5メートル程度のテント2張りを考えておりまして、陰圧の場合には病原体の封じ込めを目的としまして、また陽圧の場合は外部からの感染防止を目的として使用することとしております。なお、このテントは県立病院への配備を考えているところです。事業費であります、1,314万3,000円をお願いすることとしておりますが、全額国庫補助を予定しております。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応について御報告いたします。

委員会資料の17ページをごらんください。高病原性鳥インフルエンザにつきましては、1月23日の閉会中の常任委員会で清武町の事例につきまして御報告をしたところでございますけれども、その後、日向市、新富町で合計3件ほど発生いたしましたので、3件についての報告をさせていただきます。今回の3件の事例につきましては、人への感染防止対策として農場関係者の健康状態の把握と疫学調査の実施、また防疫従事者の健康管理、さらに発症した場合の対応体制の確保などに努めたところであります。

19ページから21ページに、清武町、日向市、新富町の発生事例について健康増進課及び衛生

管理課関係と農政水産部関係の対応状況を記載しております。届け出があった日を初日としまして、3日目にH5亜型が確定し、4日目から殺処分、防疫処分等が開始されるという——3件ともそういう日程で進んでおります。

17ページにお戻りください。(1)の清武町における対応でございますけれども、①の農場関係者につきましては、農場職員7名、農場立入者5人の合わせて12人全員の疫学調査を実施しまして、全員にタミフルの予防投与を行いました。1月22日までに家族26人を含めた38人の健康観察を実施いたしました。全員健康状態に異状はございませんでした。②の防疫作業従事者につきましては、14日から16日にかけて消毒、鶏の殺処分、密封、トラックへの積み込み作業などに212人が従事いたしました。うち170人にタミフルの予防投与を行ったところです。212人全員につきまして、10日間、26日まで健康観察を行いました。その結果、発熱症状のある方はおられましたけれども、鳥インフルエンザを疑う症状のある方はおられませんでした。③の健康調査などの支援でございますけれども、防疫作業従事者の健康診断及び防護具の着脱指導に宮崎市を含む9保健所の職員、延べ108人が従事いたしました。そのうち、宮崎市保健所から医師、保健師、延べ15人の支援をいただいたところです。④の防疫作業従事者の救急対応につきましては、宮崎大学医学部附属病院にお願いいたしました。くぎによる刺し傷、石灰が目に入ったことによる痛みのため2人の方が受診しておられます。

(2)の日向市における対応でございますが、①の農場関係者につきましては、発生農場の職員が2人、農場立入者が12人、隣接農場の職員2人の合わせて16人全員の疫学調査を実施いた

しまして、4人にタミフルの予防投与を行いました。2月5日まで家族7人を含めました23人の健康観察を実施いたしました。健康状態に異状はございませんでした。②の防疫作業従事者につきましては、26日から31日にかけて消毒、鶏の殺処分、埋却作業に934人が従事いたします。この中で183人にタミフルの予防投与を新たに行ったところがございます。934人全員につきまして、10日間、2月10日まで健康観察を行いました。同じく発熱症状のある方はおられましたが、鳥インフルエンザを疑う症状の方はおられませんでした。③の健康調査などの支援でございますが、延べ333人が従事いたしました。宮崎市保健所に加えまして、大分県、熊本県、日向市、延岡市、健康づくり協会、看護協会から医師、保健師、看護師などの支援をいただいたところです。④の防疫作業従事者の救急対応につきましては、日向市立東郷病院にお願いいたしましたけれども、対応事例はございませんでした。

次のページをごらんください。(3)の新富町における対応でございます。①の農場関係者につきましては、農場職員4人、農場立入者18人の合わせて22人全員の疫学調査を実施いたしました。うち4人にタミフルの予防投与を行っております。2月10日まで家族18人を含めた40人の健康観察を実施いたしました。健康状態に異状はございませんでした。②の防疫作業従事者につきましては、2月2日から6日まで同じく消毒、鶏の殺処分、埋却作業に725人が従事いたしましたけれども、その中で新たに36人にタミフルの予防投与を行っております。725人全員につきまして、10日間、2月16日まで健康観察を行いましたけれども、発熱症状のある方はおられましたが、鳥インフルエンザを疑う症状の

ある方はおられませんでした。③の健康調査などの支援でございますが、延べ382人が従事しております。今回は日向市に引き続きでの発生で、県の保健所のみでは対応が困難な状況でありましたことから、平成17年12月に締結いたしました九州・山口9県における感染症に対する広域連携に関する協定書に基づきまして、職員派遣の要請を行ったところがございます。福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、大分市及び宮崎市から医師、保健師などの派遣をいただいたところです。また、西都児湯管内市町村、健康づくり協会、看護協会、薬剤師会からも支援をいただいております。④の防疫作業従事者の救急対応につきましては、新富診療所にお願いをいたしましたけれども、対応はございませんでした。3の相談窓口の設置につきましては、1月12日に健康増進課及び宮崎市を含みます9保健所に相談窓口を設置いたしました。2月22日現在で359件の相談がございました。主なものは、死んだ鳥の取り扱いに関するものが159件、卵などの食品の安全性に関するものが67件、鳥インフルエンザの病気に関するものが40件、鳥の飼育に関するものが25件となっております。4の県民への啓発につきましては、鳥インフルエンザの人への感染や卵・食肉の安全性についてや相談窓口について県庁ホームページに掲載しますとともに、農場周辺住民向けの啓発チラシの作成、また住民説明会への出席、さらには医療従事者向けの講演会等を開催したところがございます。

健康増進課は以上でございます。

○刀坂国保・援護課長 訂正を申し上げます。歳出予算説明資料の122ページですけれども、国民健康保険助成費、説明の2の高額医療費共同事業9,072万8,000円の減額をお願いしているわ

けですけれども、この説明の中で、市町村の拠出金が当初の見込みを下回ったことで県費負担金も増額すると私、説明いたしましたけれども、拠出金の下回ったことに伴いまして県費の負担金も減額するというので、先ほど増額と表現いたしましたので、減額ということで訂正を申し上げます。大変失礼いたしました。

○中野一則委員長 ほかに訂正箇所はありませんか。

では、執行部の説明が終了しました。まず、議案及び報告事項についての質疑はありませんか。

○内村委員 衛生管理課の資料の150ページですけれども、BSE検査業務運営費のキット購入に係る国の基準よりも実際に8,447万4,000円減額が出ているんですが、国の基準というのはどれぐらいでしてあったものかをお尋ねします。

○川畑衛生管理課長 今回8,447万4,000円の減額補正をお願いしていますけれども、BSE検査キットの購入費は10分の10の国庫補助ということでございます。最初、基準額というのが16万3,000円でした。キットの数が788ということで掛けますと1億2,844万4,000円ということでございます。落札した額が6万8,355円ということで、キットの数もちょっと頭数も落ちたということで774キット、掛けますと5,290万6,000円ということで、差し引きますと7,553万8,000円の減ということになります。あといろいろな消耗品でありますとか、嘱託検査員の報酬、共済費、そういったもろもろ含めまして、8,447万4,000円の減額補正ということになります。

○内村委員 16万3,000円で国の基準があったということで、それが6万3,300円ということは、10万円の差があるということは、どういうことが

考えられるのでしょうか。10万円もの差というのはちょっと大きいんじゃないかと思うんですが。

○川畑衛生管理課長 全国的には、うちとか鹿児島とか非常に頭数の多いところもあれば、奈良とか非常に少ないところもございます。基準額というのは国が定める金額でございまして、とりあえずこの金額までは補助しましょうというところで組んでおります。内示されるのが時期が相当ずれてくるものですから、早目に補正したらいいんでしょうけれども、頭数も確定しない、そういったことで国の基準額が16万3,000円、実際に入札したら63%ぐらいの入札率ということで6万8,355円になったということでございます。

○内村委員 その入札されたところは県内なんですか。それともほかの大きいところなのか、お尋ねします。

○川畑衛生管理課長 平成13年にBSEが発生しまして、ちょうど1カ月後から全国一斉にこのBSE検査を始めました。そのときはバイオラッド社1社だけだったんです。その当時は24万8,000円という金額でございました。24万7,000円ということでその金額で落札しております。その後、エンファー社とかあるいは富士レビオ社という会社がそういったキットをつくりまして競争入札になってきたということで、どんどん下がっていきまして、16年には10万、17年から6万8,355円になっているという状況でございます。今、3社、4種類のキットがございます。

○内村委員 あと2点よろしいですか。福祉保健課の108ページですけれども、児童相談所の施設機能強化事業での1,022万8,000円の減額なんですけれども、これは都城児童相談所の減額ということですが、これも入札によつての差なの

か、1,022万8,000円、解体に要する費用の減額は大きいんじゃないかと思うんですが、ここを教えてください。

○内戸保福祉保健課長 解体に関連する事業費の分でございますが、内容を申しますと、いわゆる解体する工事の関係の部分で当初予算を約2,400万で見積もっておりましたけれども、実際に解体工事を発注するに当たりまして、現場をまた精査いたしましたら、敷地の中に入っているコンクリートがあって、それを除去する計画で予算を組んでいましたけれども、その除去工事はしない方がいいということで、設計の段階で約1,000万ぐらい少ない金額で設計ができて、それを入札にかけてまた入札残が生じたということでございます。

○内村委員 入札業者が何者入られたのかを教えてください。競争入札に入られた業者は何者ぐらいあったんですか。

○内戸保福祉保健課長 これは営繕課の方に分任して、向こうで執行していますので、詳細まで承知しておりません。申しわけございません。

○内村委員 わかりましたら資料でも提供していただくと。後でいいです。

○中野一則委員長 後日報告してください。

ほかにありませんか。

○井上委員 福祉保健課の宮崎県地域福祉支援計画のことについてよろしいですか。これは、今まで審議会の議論も踏まえてやっていただいて、また3月末までにパブリックコメントとかも入れて作成したいということなんですが、新知事になられたら、今まであった計画だとかいろんなものというのを変えていきたいと、自分のmanifestoに合うものになりたいというふうにおっしゃっているわけですが、そのあたりのことについては、知事のヒアリングみたいなもの

の中にもこれはかかっているものですか。それともかかっていないものですか。

○内戸保福祉保健課長 地域福祉支援計画の内容についてはまだ知事には御説明しておりませんが、地域福祉計画なり地域福祉支援計画、これは法律に規定されているものでございまして、ある程度共通性があるんじゃないかという思いが一つございますし、地域福祉支援計画につきましては、市町村がつくる地域福祉計画を支援するというところでございますので、もちろんこれから知事に協議をして最終案固めてまいりますけれども、我々のつくっている案をもう一度御説明して最終的な確定にしたいというふうに考えております。

○井上委員 国がつくったものを焼き直して県がして、それをまた市町村が焼き直してみたいな、焼き直すというほどではないけれども、市町村がまたつくったものを県がつくって、そしてまた国に積み上げてみたいな、いろいろな計画策定の仕方というのももちろんあると思うんですね。県がつくったものというのは大方市町村というのは大事にしながら市町村計画というのを、まだつくってないところも結構多いとおっしゃったので、だからそれを一つのモデルケースにしながらまた市町村はつくっていく可能性は非常に高いと思うんです。実際つくってみたが、知事のmanifestoとちょっと合わないからと後で変更になるというのはいかがなものかなというのもあるって、そのあたりは十分に新知事とは議論をしておいていただくというか、そんなに細かいものにはなっていないわけなのでそれはそれとして、うちの計画も含めて見直すとおっしゃっているわけですから、そこあたりは丁寧にしていただいて、途中途中で極端に変わることをないように、5年スパンとおっしゃっ

たけれども、そのことについても今回の代表質問、一般質問の中でもいろいろ知事がおっしゃっているわけだから、その辺、丁寧にやっていただけるといいかなと、3月策定までの間ですね。これは私の要望として聞いておいていただきたいというふうに思います。

次が健康増進課の方にお聞きしたいんですけど、最近やけにいろいろ聞きます。あのタミフルとこのタミフルは一緒のタミフルなのか、いつも頭で聞きながら、きのうも何人死んだとか、飛び降りたとかと聞くと、うちの職員の人たちなんかもそれを飲んでいて、不安感というのがあるわけです。あのタミフルとこのタミフルは同じタミフルでしょうか。

○相馬健康増進課長 新聞等で話題になりますタミフルと今回防疫作業従事者等に予防投与しましたタミフルは、同じタミフルでございます。

○井上委員 今、報道されているのは、どの程度飲んだときにあんな状態になる可能性というのが高いわけですか。

○相馬健康増進課長 長期間飲んだからということではなくて、飲んだ最初の方でああいう症状が起こることが多いと言われていています。今回の異常行動がタミフルによるものなのかどうかということは、まだ厚労省の方では明確にそういう話には至ってないというふうに聞いております。

○井上委員 今回、鳥インフルエンザの対応については本当に職員の皆さんもよくやっていただいて、みんな感謝しているわけです。そういうお話を聞いて、飲むときにその情報というのは職員は受けてないと思うんです、飲む段階では。私たちが飲まれた後に聞いた話で、職員からのそういう不安感みたいなものというのは健

康増進課の方にお話があったことはないものなんでしょうか。

○相馬健康増進課長 今回の防疫従事者の投薬につきましては、防疫作業上で健康診断等行っております。作業が終わった後に一人一人保健所のドクター等が面接をしまして、御本人に作業内容等をお聞きした上で、タミフルのそういった副作用のリスクを踏まえた上で内服されますかという希望をとった上で処方しております。また、薬剤師等が最初の処方の段階でそういった服薬指導等も行っているところです。

○井上委員 同じく健康増進課ですが、私自身もよくわかってない部分があるので教えていただきたいんですが、不妊治療費の助成事業のことなんですけれども、今回減額がすごく起きているわけです。実際不妊治療をしていらっしゃる方の負担というのは、精神的な負担、肉体的な負担、いろいろあって、そのうちのもう一つの金銭的負担というのはすごく大きいわけです。実際私もこれは以前の議会で取り上げたりして、これについてはやはり県もやるべきだということを出したわけです。これってというのは1回の助成だけなんですか。

○相馬健康増進課長 助成の内容は、1年度に1回、2年間だから2回助成を受けられます。1回当たりの治療費の2分の1以内、上限10万円ということで助成をしているところでございます。

○井上委員 実際不妊治療にかかる費用、1回にかかる費用というのは大体幾らぐらいだというふうに認識されていますか。

○相馬健康増進課長 これは自由診療でございますので、費用については医療機関によって差があるというふうに聞いております。特に例えば都会の東京と宮崎ではやはり治療費の額も若

干違っていると聞いております。そういう中で治療内容にもよるんでしょうけれども、1回30万とか40万とか、そういう額がかかるんじゃないかと思っております。

○井上委員 実は診療を受けて別のところに窓口があるというのは御存じですね。研究費として、不妊治療を受けている人というのはお金を別に払っているわけです。自分が妊娠できるような状況になるまでの間に、不妊治療を受けて保険というか、それできく部分と、もう一方では、それを違法と言うべきなのか、研究事業費というのを窓口が別につくってあって提供するようになっているわけです、そこまで助成ができるかといったらなかなか難しいというふうに確かに思います。不妊治療のあり方というのいろいろあるんです。1回だとか2回だとかと言われたら、2回で着床しなかった場合はもうだめだということですね。その後の負担は御自分たちが経済的な余裕があればやりなさいよということになると思うんです。

私は、どこまでやれるのかということには限界が確かにあると思うんです。本人の肉体的な負担というのも非常に高いというのは聞いていますので、そこがなかなか難しいところだと思うんですけれども、このお話を私が最初に聞いて議会で取り上げたときからこれまでもずっとやっている、1回、2回なんて回数じゃないわけです。現実に子供が欲しくて頑張っている御夫婦にすればですね。その回数たるや、財力がない限りは結局子供を持たないという形になってしまうわけです。気持ちはあるけれども、なかなかそこまでいけないという方たちはいらっしゃるわけです。何年間かかかってようやく1人もうけることができたという人たちもいらっしゃいます。それをずっと聞き取りして

いくと、1回、2回ではなかなか着床しない。それから期間を随分置いてたまたまできたという人もいらっしゃるわけですがけれども、これについて余って補正して減額するぐらいなら、もうちょっと工夫していただけないものか。これを余らせることが大事なのか、それともそこまで支援するのが大事なのか。全部やっていいということにはならないと思うんですが、でも、一定の基準があって不妊治療の助成はするわけですから、そのこのところというのは……。今回新年度予算を見るとがたっと減っていますが、減っていると認識していいのかどうかわかりませんが、がくっと減っていますよね。そのあたりはもう少し助成の仕方について工夫はできないものかどうか。もうあきらめるんです。DINKSじゃないけれども、自分はもう子供は持たないと、「持たん子には泣かされん」と昔から言いますが、そういうことを自分で言い聞かせながら、自分をそういうふうにあきらめさせていくわけです。私の長男たちは結婚して10年になるけれども、できないので、でも、本人たちはできないということであきらめきって、そういうふうに住んでいこうと考えているようですけれども、ここについては、子供が欲しいと思っている人たちに対してどこまで行政はやるのかということのほうはもう一回議論していただいて、そのこのところ難しいところは確かにあるだろうと思うんですけれども、予算を削るといって胸が痛くなるんですけれども、もしかしてと思ってしまうところがあるんですけれども、もう一回議論をしていただいて、本当にこれは行政がすべきものなのか、しないでいいものなのか、1回、2回でいいものなのか、真剣に議論していただけるといいかなと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○相馬健康増進課長 不妊治療で悩んでいる御夫婦、周りも含めて大変負担が大きいという、経済的な面も含めまして大きいということは理解しているところでございます。国の方でも今回19年度から、今、2カ年を限度というのを5年間に延長しようとか、また上限額を変えようとか、そういうことを予定しております。来年度予算の中で総額としては減っておりますけれども、国のそういった動向を踏まえた形で助成年限の延長とか、限度額の上積み、そういったものを盛り込んでいるところでございます。従来、当初予算の見込み数がちょっとオーバーだったということで、そのあたりを適正にはじいた上で、中身につきましては、より充実した形で考えているところでございます。

○井上委員 少子化対策の関係のことで厚生労働大臣の発言等、女性に対していろんなああいふ発言とかもあったりして、非常に心を痛めるような場面が多いわけですが、本当に産んで育てたいと思っていらっしゃる御夫婦については、国も、それから身近な自治体がどこまでやれるのかというのは非常に厳しいところもあるとは思いますが、やはり議論してみただけで、宮崎県はこうするというぐらい言っただけでいいかなというふうに思っていますので、そこを期待しておきたいと思えます。よろしくお願いします。

○中野一則委員長 ほかはありませんか。

○黒木次男委員 参考までにお伺いしたいと思いますが、今の説明を聞いていますと、追加補正というものは余りなくて、福祉関係ばかりでなくすべての部においてこういうふうになっておるものと思えますけれども、例えば介護保険対策費にしても残が2億9,076万、また在宅老人要援護対策費1億2,243万7,000円、それから生

活保護扶助費も2億7,878万8,000円、国保・援護課のこれも12億7,394万2,000円、介護士等確保対策費が3,754万ということですが、ほかの部もやはりこういうふうには補正の方が多いことはわかるわけですが、予算編成のときに大体何%ぐらいはこうして残らにゃいかんというような一定の基準か何かあってやられるものか。余りにも減額補正が大きいような感じがするわけですが、その比率というものが予算編成のときにあるわけですかね。

○田中福祉保健部次長 黒木委員言われるように、何%というそういうものはございません。

○黒木次男委員 確かに減額補正の方が——追加補正は大変なことになると思うんですけども——いい現象ではあるわけだが、余りにも減額補正額が多過ぎるんじゃないかという感じもするわけですが、最初の見積もりと申しますか、極端に言うと、わかっておって残すために大幅な予算を組んでおるんじゃないかというような感じもするわけで、ここばかりでなく、ほかのところもやはりそのような予算編成がなされておるようではございますけれども、基準はないわけですね。福祉保健部で審議している中で追加予算と減額補正、これの比率は相対的にどのぐらいなっておりますか。概略で結構ですが、比率、例えば追加補正が20%とか、減額が80%とか、そういった比率。これは逆でないからいいことはいいわけですよ。減額補正の方が多いわけですからいいわけですが、多過ぎるんじゃないかという感じがしたものですから。

○田中福祉保健部次長 トータルでどれだけふえてどれだけ減ったという、今、数字は持っておりませんが、我々、年間予算ということを基本的に考えて、1年間の予算ということで考えております。予算が足りなくて事業がで

きないとか、一時的にせよ市町村が持ち出しが多いとかいうのはできれば避けたいという意味で、気持ちとしてはどっちかという多目の予算編成を考えるものが多いのかなという感じがいたします。ただ、それなりに基準単価とか、掛け算である場合はそれなりの掛け算の数字の根拠は持っております。そういう意味で結果的に若干多くなることも多いんですけれども、今年度の場合、例えば年度中途に支援法の一部負担金が出てきたとか、国庫補助の決定が年度末近くになってやるとか、そういうことの減がありますし、また災害の場合は、災害の人数とか補助金の額の算定根拠が不明な部分でマックスといたしますか、最大限利用されるときに数字を掛け合わせますので、どうしても多くなるという、そういうようなある意味では不可抗力といえますか、やむを得ないときもございまして、そういう意味で補助金の中身が多くなったのかなという感じがいたします。一つ一つの補助金を見ればいろいろその理由なりはあるかと思うんですけれども、そういう意味で突っ込んでおりますけれども、今後もっと精査が必要かなと、黒木委員言われるようにそういうふうに感じておりますので、御理解願いたいというふうに思います。

○黒木次男委員 さっきから言うように、いい現象ではあるんです。逆だったら大変ですけども、ちょっと多過ぎるんじゃないかなと気づいたものですから。

○井本委員 高病原性鳥インフルエンザの処置には恐らく皆さん方行ったんでしょうね。そのときの苦労話というか、問題点とか、そんなものを少し聞かせてもらえませんか。

○相馬健康増進課長 健康増進課関係のお話でよろしいでしょうか。

○井本委員 処置をしたときにいろいろ大変だったんでしょう。窒息死させたとかいう話やら聞いて大変だったろうなと思ったり、いろいろトラブルもあったらろうなという気もするんですが、その辺のことを苦労話でも聞かせてもらえたらと思って。

○相馬健康増進課長 私は直接現場には健康診断対応状況を見に行っただけで、現場の中の雰囲気はよくわからないんですけれども、高鍋の所長であります副参事が新富町の方で対応しておりますので、そちらの方から現場の声を聞いていただきたいと思います。

○瀧口部副参事 高鍋保健所長も兼務しておりますので、新富のケースについて御報告いたしますが、まず農政サイドでは実際殺処分をされる——我々サイドは人への感染を防止するための作業ということになりますけれども——見ていまして、実際、中に入る職員の方々にはおいか非常に劣悪な環境、感染に対する危機もありますので、そういった中で1時間作業をして、肉体的にも精神的にも、特に殺処分にかかわる人たちには生命といたしますか、鶏を殺す作業をしなければいけないということでかなりのストレスがあったように見受けられました。また、健康診断等についても、大変な数の作業者が来れますので、その対応を朝から夜遅くまでやったということで我々サイドにもかなりストレスがかかったと。確かに1週間程度で短期で終わったわけなんですけれども、今回3つ連続してあったということで、専門家以外の普通の事務の方々も殺処分等入られましたので、そういう意味では大変な苦労があったんじゃないかというふうに思います。

○井本委員 具体的にもうちちょっと聞きたいと思ったけれども、こういうところはこう改良し

た方がよかったんじゃないかというようなところはなかったんですか。やり方としてもうちちょっとこうやったらスムーズにとか、こうやれば精神的なショックもないでやれたとか、そんな方法は考えられなかったですか。

○瀧口部副参事 茨城県のケースであるとか、京都、山口、日本で最初にあった地域ですが、そういったところの事例があったことから、ある程度参考になったというのが一つあります。ただ、実際、発生してみると、準備の段階から物資の確保であるとか、あるいは作業した後のフォローであるとか、さまざまな問題が実際はあったわけで、それをいかにスムーズにするかというのは、今回落ちついた段階で検証を行ってよりよい作業になるようにしなきゃいけないかなというふうに思っております。

○井本委員 具体的にどうせにやいかんというようなアイデアとか、そういうものは皆さんの中から余り上がってきてない。

○瀧口部副参事 それに関する検証会議を保健所サイドについては具体的に来週12日ですか、やることになっていますが、農政サイドについては我々範囲ではないので聞いておりませんが、保健所サイドではやるということでございます。

○井本委員 大変でしたけれども、御苦労さまでした。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 議案の方ですので、ばらばらに聞いてしまいますが、健康増進課の感染症危機管理対策事業のテントの購入であります。これ、国の10分の10ということですからいいんですが、例えばこういった場合は入札で買われるのか、随契とかいうことになってますか、こういうテントの場合は。

○相馬健康増進課長 このテントをつくっているとところが2社ございますけれども、県内でそれを取り扱っている業者というのが1社しかございません。こちらの方の仕様で陰圧と陽圧と両方できるもの、かつ寒い時期に使うことも考えられますので、暖房装置等があるとか、また可搬型といいますか、持ち運びが容易なものということで、そういう条件に合うものは1社しかございませんので、そちらの方での随意契約になろうかと思っております。

○太田委員 随契ということですが、例えばこういうふうに1,300万という金額が先に出ている関係で随契の場合はどういった……。この金額で決めるということですか。相手の会社と随契でこの金額でいきますよということなんですか。

○相馬健康増進課長 原価がこれでございますので、これよりは若干安くなるのではないかと考えているところでございます。

○太田委員 補正予算の方でいきますが、念のため聞いておきます。111ページ、福祉保健課の方ですが、県立看護大学の運営費、先ほど説明がありましたが、3,600万なりの減額補正なんです。多少額が大きい感じがするものですから、もう一回この意味を説明してください。

○内栞保福祉保健課長 主なものだけ説明いたしますと、例えば職員費、人件費につきましても、職員の定数で計上していますけれども、実際の職員が少なかったりする分とか、金額的に大きいのは、情報システムの機器の整備をする時期でございまして、これが入札によって大幅に1,000万ぐらい安く購入できたというふうなもの、あとはそれぞれ細かいところの節約の合計でございます。

○太田委員 わかりました。入札関係でそういう差が出るということが大きいということですか。

ね。

それと先ほど聞かれたことではあるんですが、155ページの例の不妊治療の件なんですけど、関連して質問させてもらいますけど、確かに少子化ということ考えた場合、こういった事業が非常にいいものだというイメージで私、考えておって、この事業がさらに発展してもらいたいという気持ちがあるわけですが、残念なことに実績が見込みよりか減ったということであれば、前年度の実績といたしますか、件数もしくは人数といたしますか、そういう実績がことしの場合どのくらい下がったのか、17年度と18年度比較して減ったというのが件数として出てきますか。

○相馬健康増進課長 平成17年度の実績が133件になっております。今年度が補正後の見込みを135件にしたところでございます。今の出足からいいますと去年よりちょっと少ないのかなと思っっているんですけども、ただ、今から年度末にまとめて申請等は上がってきますので、ほぼ前年並みの数字になるのかなと思っっているところでございます。

○太田委員 件数で見た場合は同じぐらいであるけれども、金額といたしますか、事業費は減額せざるを得ないというのは単価の問題でそうなるんですか。

○相馬健康増進課長 当初予算が2,406万2,000円だったんですけども、235件の申請があるということを見込んで組んでおりました。それが前年並みの件数になるのかなということで、オーバーした分を減額させていただくこととしたところでございます。

○井本委員 関連。これは国民健康保険扱いにするような動きというのは全然ないんですか。

○相馬健康増進課長 今のところそういう話は

聞いておりません。ただ、国の方としましては、そういった保険対象にならないことを前提と思うんですけども、先ほど申しましたように、2年間の限度を5年間に延長するとか、所得制限を緩和するとか、そういったことを考えているようでございます。

○井本委員 保険扱いできないネックというのは何なんですか。件数が足らんということですか。少ないということですか。金がかかるということですか。

○相馬健康増進課長 一般的な病気に対してちゃんとした治療法を確立されたものが医療保険として認められていくという形になるかと思っっていますけれども、現段階で不妊治療につきましてはいろんな方法がある中で、それが一般化された治療といたしますか、保険対象とはならないとなっているんでしょうか。余り正確な答えじゃございませんけれども。

○井本委員 基本的に不妊治療というのは人工授精のことを意味しているんですね。違うんですか。この前、私も人工授精の件で高いと言われたんです。だから私もちょっと気になっていたんですが、人工授精だけじゃなくてほかにもいろいろ方法があるんですか。

○相馬健康増進課長 今回不妊治療の対象になるものは、体外受精という形と顕微鏡による顕微鏡受精という2つのことが対象になっているところでございます。このほかにも不妊治療の方法はまだあるのかなと思っっていますけれども。

○井本委員 ということは、やり方としてはある程度確立しているじゃないですか。100%とは言わんにしても、ある程度やり方としては確立しているというんだったら、何でやらんかというのは上の方に聞いてみなきゃわからんでしょうから結構ですが、何とかひとつ保険の方に持

ち込むような努力をしてほしいですね。

○太田委員 157ページ、やはり健康増進課の問題ですが、健康増進対策費の中で説明のところの1の健康づくり推進センター管理運営委託料、これが2,000万近く下がった、その理由が人件費が下回ったという説明があったと思うんですが、これは指定管理者制度の中で人件費が下がったと見ていいのでしょうか。

○相馬健康増進課長 健康づくり推進センターは公の施設となっておりますので、指定管理者制度は取り入れておりません。健康づくり推進センターの機能としてはございますので、市町村の保健事業等の推進を支援するための専門的なバックアップ拠点として残っております。その機能を維持していく上で健康づくり協会の方に推進センターの管理運営費を委託しているところでございます。これにつきましては、県職員を平成17年、10人ほど派遣しております。協会の方の体制が整備すれば順次人を減らしていくということで、その*前年度が12人だったんですけれども、12人が10人に減ったことによって2人分の人件費の分が減額されたということでございます。

○太田委員 わかりました。

自立支援法の関係の基金の増設の件でお伺いしたいと思いますが、基金を補正で組んで、今後のいろんなニーズに対応するという事だろうと思いますが、考え方としては、これは20年度までの見込みで基金はつくられておるのでしょうか。

○靄田障害福祉課長 おっしゃるとおり、19年度、20年度、2カ年間のものというふうな内容でございます。

○太田委員 その場合、例えば18年度補正で組む、19、20年度も基金の増設という動きが出て

くるかどうか、今設定されただけで2年間をやっていかにやいかんのかどうか。

○靄田障害福祉課長 この11億余の基金だけでやっていきます。19、20年度で新たなものは入ってきません。

○太田委員 宮崎県の場合は11億ということで国から割り振られたんだろと思いますが、全国各県に基金の増設を割り振ったと思うんですけども、基本的には人口とか算定基礎というのは何だったのでしょうか。

○靄田障害福祉課長 基本的な要素として5億円出すとか、今、委員がおっしゃったように人口割りで見ていくとか、特別な事業を考える分については考えましょうという、いろんなファクターがございますけれども、定額分と人口分、そういうふうに御理解いただければありがたいと思います。

○太田委員 その他の新年度予算の中で国から措置されている特別対策というのはあるかと思えます。これはまた新年度予算で審査されると思うんですが、この基金だけで質問してみますと、例えばこの11億で2年間をやっていかにやいかんという理解でいけば、例えば送迎サービスに対する助成とか、小規模作業所等に対する助成とか、制度改正に伴うかかり増し経費への対応とか、いろいろ案としてはあるようですが、宮崎県の場合、例えば送迎サービス、小規模作業所、どのくらいを見込んでおられるのか、何カ所とかもしくは金額的にどのくらいを見込んでおられるのか。

○靄田障害福祉課長 まず、小規模作業所につきましては、この国の方針が出る前に、特に地域でそういうサービスがなくなると障がい者が困る、具体的に言えば日之影町の八戸というと

※50ページに訂正発言あり

ころに精神障がい者の作業所があるんですけども、そこがなくなると障がい者の方々は行き場所がないというような分もございまして、市町村の方と連携しながら県単で事業を起こしております。これについては将来的には地域活動支援センターの移行ということで、そちらの方に入っていく作業所がたくさんあると思いますけれども、どうしてもそこに行けない部分につきましては県単だけでも保障していく必要があるのかなと。特に中山間地域である一定の数以上の人がいないと作業所が組めませんから、法人の方に移行できませんので、その辺は保障していきたいというふうに思っています。それから、今ございました送迎サービス等につきましては、基本的には例の8割から9割に上げるとか、激変緩和の措置でございまして。その辺を含めて20年度までということで、21年度以降になってくるとそういう担保する分がなくなるという激変緩和措置として御理解いただければ。

余談になりますけれども、1割負担についても240億ほどの予算をつくって、19、20年度でかなりな負担軽減、収入ベースで言うと600万以下の方については上限額の4分の1でいいですよというような国の改善策も出ております。これについても2カ年でございまして、激変緩和に伴っての措置ということで、したがって、2年後にはそういうものがなくなるということで、我々は啓発も含めて、市町村、障がい者団体の方々と連携をとっていきたいというふうに思っているところでございます。

○太田委員 なくなるということを言われると非常に将来が不安になると思うんです。激変緩和措置とか、新年度予算でも利用者負担のさらなる軽減とか、いろんな施策が盛られていると思うんですけども、これは今言われたように

2年で完全になくなって、その後、国は措置はしませんよということがもう言われているんですか。

○靄田障害福祉課長 障害者自立支援法ができたときに基本的に3年後に見直しをやりましょうと。内容的には、一つは障がいの範囲が、身体、知的、精神だけでいいかどうか、発達障がいもあるじゃないとか、いろんなことがあります。難病の方々の問題、負担のあり方、これは見直しがありますので、現時点では確定的なことは申し上げにくい分もあるんですけども、一つ大きい今回の中で障がい者の就労に関する訓練等給付、ここに入っていた施設については内容的には収入がアップしていきます。そういう体系を変えながら事業者の方々が工夫していけば、今以上に収入がふえる、そういう道もありますので、どういう形で知恵を出していくのか。それから、一部には工賃の確保の分につきましても、月に2万4,000円は残していきましょと、2万4,000円を超える分につきましても、若干ありますけれども、2万4,000円は手元に残るんですよと、そういう分もございまして、社会福祉法人とも連携しながら、売れるもの、付加価値のあるもの、そういうものとして加工生産できないかという、そういう知恵を出していきたいとは思っております。

○太田委員 余りこればかり議論してもいけません、考え方として、3年後に見直しというのもあって、激変緩和でこの2年間を基金その他の事業でできるだけ緩和していこうということで聞きましたけれども、今から2年後に激変緩和されたそういった手法が見直しの段階でさらに生かされていくというか、いろんなやり方あると思いますが、それは保障されているんでしょうか。それとも完全に取っ払うというふう

な考え方になるのでしょうか。

○**轟田障害福祉課長** この問題については現時点ではどちらという方向は出ておりませんけれども、特に先ほどの小規模作業所の問題等も含めまして、障がい者の方々が地域で生活しやすい部分ということで、特に今回は全国知事会等を通じながら、あるいは障がい者団体の方の大きな意見のうねりがこういう改善につながってきている分もございますので、地域で生活しやすい、そういう施策に生きるような反省点をまとめて全国知事会等を通じて厚労省には御意見を申し上げていきたいというふうに思っております。

○**太田委員** 最後にしますが、かかり増し経費という言葉聞いたんですが、この基金の中でそういう対応していくというふうに述べられているんですが、かかり増し経費というような何か制度があるんですか。

○**轟田障害福祉課長** 御質問の意味が……。

○**太田委員** そういう言葉はないですね。わかりました。ちょっと私も確認させていただきます。参考資料で出てきたものですから。

○**相馬健康増進課長** 健康づくり推進センターの管理運営委託料の中で派遣職員は12名が10名と申しましたけれども、平成17年度の10名が平成18年度の8名に2人減ったという結果でございます。

○**中野一則委員長** ほかにありませんか。

○**黒木次男委員** 1点だけお伺いしたいと思いますが、128ページの介護保険財政支援事業ですが、2億7,159万3,000円の減額補正となっておりますが、これは資料を見ていると、国、県、市町村、それぞれ3分の1となっておるようでございますが、これは全体で2億7,159万3,000円が余ったということになるわけですか。市町

村に対しても3分の1出しておればこの割で還元されるというふうに考えてもいいんですか。

○**畝原高齢者対策課長** 介護保険は、保険者は市町村でございまして、そのかかった費用は、国、県、市町村、それから保険料で支払うということになっていますが、そのうちの公費負担分が当初予算額では110億だったのが最終的に107億で済んだということで、それで2億7,000万、ですからパーセントにしますと2%ぐらいなんですが、最終的にはどれぐらい使われるかというのは年度が終わってみないとわからないということもございますので、最終的にこういう形、ですから県の分がこの分、減額になったということです。

○**黒木次男委員** 各町村、特に県北あたりのような人口の少ない、しかも高齢者の多い町村というのは大変だと思うんですが、そこ辺は高齢者が多い町村に対しては何もないわけですか。

○**畝原高齢者対策課長** 介護保険がどれぐらい要るかということはそれぞれ市町村が計算をいたします。我が町にどれぐらいいらっしゃって、年間どれぐらい要るかということですね。それを県の方に出していただいて、当初に県が幾ら負担しましょう、国が幾ら負担しましょうということになります。ですから、市町村も当然その分が要らなくなれば、その分は予算から減らしているということでございますが、今言いましたように、これは措置費ではなくて保険ですので、お金がないから払えませんということではできないものですから、ぎりぎり最終的にどれぐらい要るかということ市町村が見込んだものを、県は31市町村分を合計しまして、そして補正をするということになっております。ですから、市町村もその分、当然少なければ減っているし、たくさん使っているところはぎりぎり

で補正額も少なかったということになります。市町村の皆さんがどれぐらい使われたかによって補正額も変わってきています。

○内戸保福祉保健課長 先ほど内村委員から御質問のありました旧都城児童相談所の解体工事の関係、資料を取り寄せました。入札に参加した業者数は9者、すべて県内業者でございます。落札しましたのは都城市の真栄産業株式会社でございます。

○霧田障害福祉課長 先ほど太田委員の御質問ですけれども、厚生労働省のアナウンスペーパーに、おっしゃったように移行できないための緊急的な経過措置の中に「制度改正に伴うかかり増し経費への対応」という文言が出ておりますので、これについては厚生労働省に確認して、後ほど委員の皆様方にはその内容についてのペーパーを入れたいと思います。

○中野一則委員長 全委員にその書類を配ってください。お願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 次に、その他の報告事項などについての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、請願の審査に移ります。請願第29号について執行部からの説明はありますか。

○高島医療薬務課長 今回提出されております請願第29号につきましては、県内の国立病院機構の各病院が地域に必要な医療サービス提供体制の確保等に大きな役割を担っていることから、県といたしましても、従来から国に対しまして、今後さらに地域医療の確保や政策医療の推進等が図られるように、その機能の充実強化について要望を行っているところでございます。以上

でございます。

○中野一則委員長 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 その他、何かありませんか。

○太田委員 鳥インフルエンザの関係で、殺処分を行った人たちから少し聞いたことがあったんですが、二酸化炭素を吹き込んで、ポリバケツの中に鶏を入れて、そしてガスを注入して、2～3分たって死んだであろうと思ってあけてみたらまだ生きていたとか、生きていのかどうかを確認するためにポリバケツを受け取ってぼとっと音がせんかったら死んでいると思って処理したとか、そういったことが、大量虐殺じゃないけれども、鶏を殺さざるを得ないことが非常に精神的にこたえる人もおっただろうと思うんです。十分なアフターケアといえますか、メンタル的なケアなんか出てくる場合もあろうかと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思っております。

関連で、漏らしてしまいましたが、タミフルでも新聞報道なんか見ると子供が中心に事件が起こっているような感じもするし、飛びおるとか、もしくは自動車の前に飛び込んだとかいうような感じで、ある程度そういった動きが特異な形があるような症状かなというふうにも思うものですから、職員さん特に大人ではありませんけれども、その辺、先ほど議論もありましたけれども、十分周知して対応していただきたいと思っております。

○中野一則委員長 お医者さんもいらっしゃいますから、何か答弁をしてください。課長の方からされますか。

○相馬健康増進課長 タミフルの異常行動につきましては、先ほど申しましたように、まだ少なくとも日本の厚労省では明確な因果関係は見

出されていないという見解のようで、また先ほど申しましたように、発熱が起こって48時間以内に服薬を始めるわけですけれども、熱が高い時期に最初の段階で特に子供の方で、若年者で起こりやすいという傾向はあるようでございます。今回、鳥インフルエンザ関係で従事された方にもタミフル内服をしていただきました。その中で、いろいろなものがございましたら相談してくださいという、報告等も受けたわけでございますけれども、53件ほど保健所に健康観察期間中に相談がございました。発熱関係が半分で、特に明確にタミフルの副作用だと思われるようなものはありませんでした。ただ、時期的に風邪とかもはやっていたものですから、タミフルの副作用では下痢とかも結構あるものですから、そのあたりの感染性胃腸炎なのか、タミフルの副作用なのか、区別が難しいような事例は確かにございましたけれども、そういった場合につきましても、相談があったケースにつきましても、タミフルの副作用も念頭に置いて服薬の中止とかそういった指導もしてまいったところでございます。

○中野一則委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時20分休憩

午後 3 時21分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

あしたの委員会は午前10時再開、病院局の当初予算に関する審査から行う予定であります、何かありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

平成19年3月1日（木曜日）

午前10時1分開会

出席委員（8人）

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 中野一則 |
| 副委員長 | 宮原義久 |
| 委員 | 川添睦身 |
| 委員 | 黒木次男 |
| 委員 | 井本英雄 |
| 委員 | 内村仁子 |
| 委員 | 太田清海 |
| 委員 | 井上紀代子 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

病院局

| | |
|------------------|-------|
| 病院局長 | 植木英範 |
| 病院局次長 兼経営管理課長 | 山下健次 |
| 県立宮崎病院長 | 豊田清一 |
| 県立日南病院長 | 脇坂信一郎 |
| 県立延岡病院長 | 中原 荘 |
| 県立富養園長 | 杉本隆史 |

地域生活部

| | |
|-------------------------|------|
| 地域生活部長 | 村社秀継 |
| 地域生活部次長 (文化・啓発担当) | 黒岩正博 |
| 地域生活部次長 (地域政策担当) | 黒木康年 |
| 地域生活部次長 (交通・情報・国際担当) | 山田教夫 |
| 部参事兼生活・文化課長 | 日高勝弘 |
| 交通安全対策監 | 湯地幸一 |

| | |
|-----------|-------|
| 文化・文教企画監 | 岡村 巖 |
| 青少年男女参画課長 | 河野雄三 |
| 男女共同参画監 | 舟田美揮子 |
| 人権同和対策課長 | 田原新一 |
| 市町村課長 | 江上仁訓 |
| 地域振興課長 | 鈴木康正 |
| 総合交通課長 | 加藤裕彦 |
| 情報政策課長 | 渡邊靖之 |
| 電子県庁対策監 | 富永博章 |
| 国際政策課長 | 岡崎吉博 |
| 市町村合併支援室長 | 橋口貴至 |

事務局職員出席者

| | |
|---------|------|
| 議事課主幹 | 野間純利 |
| 総務課主任主事 | 児玉直樹 |

○中野一則委員長 委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○植木病院局長 今、委員長のごあいさつにもございましたが、本日は当初予算を御審議いただくということでございます。本日もどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、当委員会に御審議をお願いいたしております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の「平成19年2月定例県議会提出議案（平成19年度当初分）」をごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきますと、病院局関係の議案は、議案第18号「平成19年度宮崎県立病院事業会計予算」、その次に、議案第20号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の2議案でございます。

まず、同じ議案書の議案第18号のインデックスのところ、ページで申しますと55ページをお開き願います。御承知のとおり、県立病院におきましては、今年度から5年間を計画期間とします中期経営計画を策定して経営の健全化に取り組んでいるところでございます。この計画の2年目となります平成19年度におきましても、より一層の収益の確保と費用の節減に努めまして、計画の着実な推進を図ることなどを基本として予算編成を行ったところでございます。

次に、議案第20号のインデックスのところ、ページで言いますと61ページをお開き願います。これは、県立病院における文書作成の手数料の上限額をこれまでの3,395円から4,200円に引き上げるための条例改正をお願いするものでございます。

以上、今回提案いたしております議案の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど山下次長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

なお、昨年の4月に病院局が発足を以て以降、委員の皆様方には県立病院事業全般にわたり御指導、御支援を賜り、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして心からお礼を申し上げます。おかげさまをもちまして、中期経営計画は着実に推進いたしております、一部におきましては、計画よりも明るい兆しも見受けられております。病院局職員一同、県立病院の経営改善、使命と役割にこれからも全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様方も今後ともなお一層の御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○山下病院局次長 経営管理課でございます。

ただいま局長が申し上げましたように、今回

お願いしておりますのは議案2件でございます。詳細につきまして私の方から説明を申し上げます。

まず、議案第18号「平成19年度宮崎県立病院事業会計予算」でございます。

議案書では55ページから、事項別明細書では647ページからということになっておりますけれども、説明はお手元の委員会資料でさせていただきます。委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。県立病院事業会計当初予算の概要ということで大きくポイントをまとめております。大きくは収益的収支と資本的収支、2つに分けまして、それぞれポイントを記載しております。ここにありませんけれども、基本的な考え方といたしましては、先ほど局長が申し上げましたように、中期経営計画の2年目、その中であって18年度、初年度はおおむね計画を達成する見込みという前提のもとに、引き続き収益の確保、それから費用の節減に努めるということで平成19年度予算を編成いたしました。

この中で収益的収支につきましては、今回の場合、一般的には骨格予算、肉付け予算というふうに言われておりますけれども、県立病院事業の場合には、収益的収支につきましては、基本的にすべてこれは通年の予算でございます。まず、収益の大きなポイントでございますが、入院収益の増加等によりまして、前年度比2.7%の増を見込んだ予算を立てております。その下にございますように、収益として272億3,600万円余、前年度比で7億500万円余の増を見込んでおります。この中身といたしましては、入院収益は7億8,500万円余ということでございます。この入院収益の増加の要因といたしまして、延べ入院患者数は全体として1万3,802人減る見通

しなんですけれども、入院単価がふえる、特に昨年御説明いたしました7対1看護等の関係で入院単価が増加する見込み、したがって、入院患者は減るにもかかわらず、収益としてはふえるという見込みを立てております。一方、外来収益の方につきましては、5,600万円余の減少を見込んでおります。こちらの方の外来患者数も入院患者と同じく相当減る、入院患者の減る率に比べてもさらに減るという見込みを立てております。一方で、外来単価の方も若干上がっておりますので、全体としては微減という程度で考えております。患者数が今申し上げました減る要因として、在院日数の短縮化に向けた取り組み、あるいは地域医療機関との連携強化に取り組んでいる、こういったことによりまして減少傾向がある。一方、診療単価につきましては、急性期医療に重点を置いた取り組み、あるいは7対1入院基本料の取得、こういったことで一層診療機能を充実した、それによる増収効果を勘案したものでございます。もう一つ収益の大きなものとして一般会計繰入金というのがございます。これは前年度予算と全く同額でございます。収益的収支分が43億7,300万円余でございますが、資本的収支の方の繰入金と合わせていざれも前年度予算と同額ということでございます。これにつきましては、そこにございますように、自立的な改革の動きを促進するという観点から中期目標を設定しておりますけれども、その成果を明確にするということで、18年度から3年間はこれを固定するというので、今回一般会計繰入金も18年度と同額ということにしております。

次に、費用でございますが、こちらの方は、給与費、経費の減少等により前年度比1.5%の減を見込んでおります。病院事業費用全体とし

て286億500万円余ということで、18年度比4億4,300万円余、1.5%の減を見込んでおるところでございます。この内訳といたしましては、給与費の減少、病棟削減に伴う職員数の減少等、富養園、日南病院等の病棟削減に伴うものでございます。もちろん中身といたしましては、いわゆる7対1看護に伴う増等も含めた上で全体としては減ったということもでございます。それから、材料費は増加をしております。材料費というのは、いわゆる医業収益が伸びる場合にはそれに比例して伸びるとというのが一般的な法則でございまして、病院の急性期化、あるいはがん患者の増加等に伴う高額薬品の使用料の増加等に伴いまして、材料費はふえるということでございます。経費につきましては1億4,500万円余の減少ということで、これはどちらかというところ減らしていく部分が相当あるわけですが、一つは、入札方法の改善等に伴う委託費の減少、これは中身としては例えば継続契約とかそういったものをやっております。それから、電子カルテを平成16年来取り組んでまいりましたけれども、従前はオーダーリングシステムというシステムでやっておりました。この関連で賃借料、あるいは印刷製本費、いわゆるペーパーレスになったというところからこういった費用が減少しております。それから、支払い利息の減少、これは、病院改築等に係る企業債の償還利息につきましては収益的収支の方で支払っておりますけれども、これも償還利息が減少したということで8,100万円余の減少になっております。下の方に経費節減に係る主な取り組みということで3点掲げておりますが、患者数に依じた、先ほど申し上げました病棟の再編ということで給与費が削減されました。これは、先ほ

ど申し上げましたように、7対1体制への財源にも一部充当したものでございます。スクラップ・アンド・ビルドということでございます。それから、薬品、給食材料、燃料等の共同購入、特に全適化した後、病院局主体になりまして、各病院で共通して購入しているような薬品なり、あるいは給食材料なり、燃料、こういったものを共同購入するという形で、いわゆる交渉力を高めた上で節減に努力するというをやっております。それから、長期継続契約の積極的な実施、これは、一昨年、地方自治法の改正がなされまして、長期継続契約が可能になりました。当然契約期間が長くなると経費も節減されるということで、特に病院で取り組む委託の事業につきましてはこれになじむものが相当あることから、この契約を積極的に導入するということでございます。

おめくりをいただきまして、この結果、収益収支につきましては、13億6,800万円余の残念ながらまだ純損失がございました。ただ、これを前年度比、前年の予算比でございますが、で比較しますと、11億4,900万円余の改善ということになっております。こういった赤字予算というのは平成9年度から11年連続で組んでおります。本来収支とんとん、あるいは黒字計上という予算が当然なんですけれども、平成9年度、これがどういった時期かといいますと、延岡病院、日南病院の改築にかかった時期からやはり赤字予算を組まざるを得ないという状況が続いておるところでございます。それから、償却前の収支、つまり収益的収支の中で減価償却費というのを組んでおりますけれども、このお金は現実に現金となって出ていくわけではございません。一般的にはそれを除いた額を償却前収支というふうに言っておりますけれども、これにつつま

しては14億2,400万円余の黒字、これは当然翌年度の内部留保に回るということで、資金的余裕が生まれるということでございます。この黒字を達成することがまず第一歩かなというところはございます。収益的収支の全体の収支については以上のようなことでございます。

次に、資本的収支のところでございますが、これにつきましては、病院の設備の整備などその効果が後年度に継続する事業、例えば建物を建てたり、あるいは医療器械を購入したり、そういった事業に係る予算の収支でございます。これにつきましては、基本的には今回骨格の予算をお願いをしております。そのこの囲みにございますように、資本的収入及び支出につきましては、必要な施設設備の整備費とその財源を計上いたしております。収入の方でございますが、企業債と一般会計の負担金が大きなものでございます。支出の方でございますが、建設改良費として8億1,800万円余を計上しておりますが、この主な整備内容としては、「こころの医療センター」の基本・実施設計分869万6,000円、これは18年度からの継続でございます。それから、医療器械等の購入費4億9,910万円ということでございます。それから、資本的支出のもう一つ大きなものとして企業債の償還というのがございます。28億1,600万円余ということで、延岡、日南の改築に伴う医療機器、さらには建物の分の償還がまだ相当程度残っておるということで相当額になっております。以上の結果、資本的収支の方は19億9,300万円余の収支不足ということになります。この収支不足につきましては、先ほど収支のところ申し上げましたけれども、減価償却費等で生み出される資金等から充当する、いわゆる内部留保資金で補てんするということで、毎年こういった形で資本収支の方の不

足額は充当しているところがございます。

これを総括的に見た表が3ページの表でございますけれども、当初予算の総括表というのを掲げております。まず、収益的収支の方でございますが、大きく病院事業収益と病院事業費用ということで、左の欄に19年度の当初予算額、その右に各病院別の内訳、経営管理課も含めて記載をしております。その結果、収支差が13億6,800万円余ということで、先ほど申し上げたとおりでございますが、各病院別には、そこに掲げてあります、いずれもマイナスではございませんけれども、そういった収支差を見込んでおるところでございます。平成18年度の当初予算のところをごらんいただきますと、25億1,800万円余ということで、前年度に対比すると11億4,900万円余の改善を見込んでおるといふものでございます。病院ごとの収支の方につきましては、それぞれ病院ごとに濃淡はございますけれども、現時点では延岡病院を除いては対前年比改善がなされるということで考えております。

続きまして、めくっていただきまして、4ページの方、こちらが資本的収支の予算でございます。資本的収入と支出ということで掲げております。資本的収入21億4,315万6,000円、その中身は企業債と一般会計負担金ということでございますが、一方、支出の方が41億3,634万8,000円ということで、その結果、収支差は19億9,300万円ということでございます。この収支差につきましては、先ほど申し上げましたように、内部留保資金で補てんするというように考えております。

3番に一般会計繰入金の状況ということで掲げておりますが、収益的収入と資本的収入合わせて57億5,000万円余を繰り入れいただいております。先ほど申し上げましたように、平成18年

度から20年度までの3年間につきましては、同額を固定して、いわゆる経営の努力状況を見るということで、3年間固定という考え方でございます。

予算につきましては、以上でございます。

次に、議案第20号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

議案書では61ページでございますけれども、説明は同じく委員会資料でさせていただきます。委員会資料の5ページでございます。まず、改正の理由でございますが、県立病院におきまして発行いたします診断書などの文書につきましては、現在3,395円を上限として各文書ごとに料金を定めておりますけれども、平成14年に改定して以来5年間改定しておりません。据え置いておるところでございます。これを県内の大学病院等と比較をいたしますと低い水準にあると。すべてということではございませんけれども、低い水準にあるものが相当数あるということから、今回その上限額を見直すというものでございます。改正の概要といたしまして、2にありますとおり、現在の上限額でございます3,395円を4,200円に改めるというものでございます。施行期日は、本年4月1日を予定しております。文書ごとの料金は、参考として掲げておりますけれども、1,135円から4,200円まで、県立病院料金等規程におきまして、それぞれ設定をする予定でございます。なお、この料金等規程では全体で15種類の文書の作成手数料を定めておりますけれども、今回はこのうち8つの手数料を引き上げて、5つを据え置いて、2つを引き下げにすることを予定しております。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中野一則委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○川添委員 2ページの資本的支出の建設改良費の8億の内訳の中で、実施設計が800万、医療器械購入が5億、あとは何があるんですか。

○山下病院局次長 主に宮崎病院に係る建設改良費でございまして、例えば屋上の手すりとか、あるいは非常用発電機の水冷化とか、現在も水冷なんですけれども、これをもっと効率よく、現在の非常用発電機はたまった水で冷やすという状態なんですけれども、この水を循環させて、それを冷やしてさらにその効率を上げるということで、そういった事業でございまして。

○川添委員 それに関連があるんですが、エコクリーンというか、ことしからそれに取り組まれたんですね。例えば節電、水の問題、循環、暖冷房、そういうものの取り組みを多分ことしいろいろ手をつけられた。その結果、今の改善と費用、新年度19年度にはそれがもう具体的に入れかえをしたりいろいろスタートするんですか。それとも19年度ではそこまで改善はいかないんですか、どうですか。

○山下病院局次長 E S C O事業というものなんですけれども、E S C O事業につきましましては、19年度の肉付け予算で予定しております。現在のところ、19年度中にはおおむね終わって、20年度からはその効果が出るというふうに考えております。

○川添委員 6月の話は先だからいいんですが、その効果をねられるわけですね。環境に優しいということも含めて、設備を改善するということで、少なくとも今の段階で見積もりをとったりしないと来年度予算には組み込めないわけですから、見積もりをとったりして、6月でないとして出てこんというのはそれでいいんですが、大

体どのくらい単年度で言えば費用を突っ込んで、設備はもう突っ込むんですが、その結果、19年度ないし20年度、2カ年ぐらいで設定してみたときにどのくらいの費用効果が見込まれるものですか。そこまではまだ試算してないんですか。

○山下病院局次長 E S C O事業の中身につきましては、現在まだ検討中でございますけれども、現在のところの肉付けをお願いをしようとして予定しているのが10億円を超えることになるだろうと思います。その効果といたしましては、当然C O₂の削減効果ということと、それから設備が新しくなるという効果、さらにE S C O事業の本来の目的であります熱源、エネルギーが効率化するというところで経費を節減できるというものを含めて、今、検討中のところでございまして。

○川添委員 これから費用を突っ込んで効果が出てくるという、それは3年先ぐらいでないとわからんかもしれません。それはそういう時勢も含めて期待をしておりますが、もう一つ、私は前から言っているんですが、肉付けというのは県病院の場合、たくさんないわけで、質問するんですが、宮崎病院あたりががんセンター、がんを中心にしたそういう治療をするということでスタートしていますが、そのことについて例えば費用の場合、1ページの費用の中の材料費の増加4億と書いてあるんですが、高額薬品の使用、これはさっきの話では必ずしもがんだけじゃないと思うんですが、そういうものに伴う、例えば医療器具、薬品じゃなくて、薬品もあると思うんですが、器具等をやはり設備をしないと、優秀なドクターがいらっしゃると思うんですが、それだけでは完全な満足した治療はできないと思うんです。その場合に、今までのがん治療を諸先生のところでやっておられたと

しても、やはり新しい器具、最新鋭の器具を用意しないと効果は出てこないと思うんです。その場合の、今の宮崎病院で考えられておる新しい、例えば19年度購入してほしいとかいうものが、ここに出ている4億3,000万ですが、この辺との絡みはどうなるんですか。

○山下病院局次長 宮崎病院のがんセンターにつきましては、既にこの1月から稼働しておるところでございます。がんセンターを設置した目的というのは、一番の目的は集学的治療をやること。というのは、内科、外科あるいはその他の診療科にまたがるといいますか、従来は必ずしも連携がうまくいってなかったということもございますし、そういう場を設けることによってそういう機運も高めようということで今回がん治療センターというのを設置したところでございます。もちろんがん治療に関しまして進展しているのは特に抗がん剤の投与、このところが進展している。従来外科的に処置しないといけなかったといいますか、外科的方法しかなかったというのがこの抗がん剤の進展で相当程度内服治療を主体に進展しているというところがございます。ただ、御指摘のように、最新の医療器械というのが、今一番高い恐らく医療器械としてはPET、PET-CTというのがあるんですけども、これはあくまでも診断の器械でございまして、治療に直接使うというものではないようでございます。その他のいわゆる治療器械につきましては、現在のところ宮崎病院なりに具備しているもので、必ずしも最新の年度ということではございませんけれども、不足するという話は聞いておりません。

○川添委員 せっかく専門家が見えていますから、豊田先生、内部調整に私が挑発するわけじゃなくて、それはそれでいいんですが、本来がん

センターを、優秀なドクターと優秀な設備、それをつくらにやいかんと私は前から言っているんです。ドクターについてはもう言いませんが、設備は金ですから、やはりそういう意味ではあれがあったらいいと、PETでもそうですね。PETはもちろん検査ですよ。それはいいんですが、それが必要なのか、欲しいのか、その辺の現場の声という意味で、ことし19年がだめなら20年でも要望したいとか、希望的観測があって私はいいと思うんですが、その辺はどうですか。

○豊田県立宮崎病院長 お答えします。まず、簡単に現状を申し上げますと、ソフトの面では、いろんな専門医師とか薬剤師の育成、看護師の育成、それを積極的に取り組んでいこうという方針でいっております。医師に関しては今までもかなり専門的な治療を各診療科、婦人科、泌尿器科とかかなりベテランのドクターがおりますし、それに加えてさらに医師を確保して充実していこうという予定にしております。以前から御指摘いろいろといただいていたPETに絞りますと、今2カ所、次に宮崎大学が入れまして3カ所、設置されます。人口比からしますとある程度十分な部分があると。ただ、病院としましては、今後、宮崎のがん治療の拠点、中心病院としていくには将来的にはやっぱりそういう最新医療のPETの機器とかもそろえていければいいという考えでおります。コストの面とかいろいろございますし、経営のことも考えながらいきたいという考えで現在おります。

○川添委員 最後にしますが、そこで、細かなことのように、患者といいますか、病気の疑いのある人からすれば、PET、そのまま直接行きますと10何万取られるわけで、県病院じゃないからそういう表現になるんですが、玄関か

ら行ったらだめなんです。それを県病院の指示といたしますか、紹介といたしますか、そういうことをやることによって患者は金額は安くできるんです。2割ぐらいでできるんじゃないかと思うんです。当面そういうシステムに、PETが入ってないわけですから、そういうものの手だてというのは、それは宮崎病院だけじゃないんですが、どこの病院もみんな県立病院がほかの病院でやっていらっしゃるようなことを聞くものだから、それを徹底してやれば、PETが県病院になくてもいいんですが、必要な金は県病院にあったってその分は取らにゃいかんわけですからね、その辺の手だての仕方、お医者さんの手順だと思うんです。その辺はどうなんですか、これから先。

○豊田県立宮崎病院長 現時点では医療連携といたしますか、それでかなりスムーズに紹介させていただきまして、受け入れる先もかなり早い診断をつけて御返事もいただいている状況です。ただ、御指摘のように、患者さんの負担はやっぱり宮崎病院でやるよりもあると。患者さんに対するサービスといたしますか、医療面ではそういうふうなスムーズに連携がとれている状況でございます。ただ、今、入院患者の4分の1ぐらいがん患者さんがございますので、それに外来患者のフォローアップとかを考えますと、将来的にはやはり入れていく価値があるんじゃないかと思っております。

○川添委員 将来入れて、そして患者の負担を下げ、しかも右左、ドクターが早急に結果が見られる、そういうふうにしないと、宮崎県立病院が人の方の診断を待って、順番待ちでなんというのきな時代じゃないと私は思うんです。これは局長の方をお願いしておきますが、19年は無理なら20年の予算で、20億か30億か知りま

せんが、最新鋭のPETを入れるとか、PETに限ったことではないんですが、一つの話をしただけのことで、ほかに医療器具はたくさん要求があると思うんです。私は、スタートが大事だからクリアせんと、後からでいいわというやり方は最初のスタートのレベルを下げることになると思うんです。頑張ってください。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 予算上のことで確認したいんですが、一般会計からの繰入金ということで、これは5年間でしたか、そのまま固定して頑張っていくということですが、入れるところはどこかなと思って調べてみたんですが、わからないところがあったんですが、分厚い方の19年度の歳出予算説明資料の124ページのところに病院費と書いてあって、県立病院管理費というのがありますが、53億という数字があります。一般会計からの繰り入れというのが、資本的収支とか収益的収支、収入入れた場合に57億というような数字があるので、その辺の食い違いは何かあるんでしょうか。これとの関係は何かありますか。

○山下病院局次長 一般会計からの繰り出しのところは、ただいまの124ページの53億1,300万円余と、あと同じ資料の131ページをごらんいただきたいと思いますが、上の方に救急医療対策費というのがございます。この中の2番と3番、この一部が繰り出しとして計上されておることとでございます。これを合わせて57億5,000万。

○太田委員 わかりました。

○井上委員 私、一般質問させていただいたので、病院事業のあり方については、東国原知事も公立病院としての役割を受けとめて今後検討するというふうにおっしゃっているので、今回

の中期経営努力がどんなふうにされていくかということが大事になってくるのかなというふうには思います。きょう御説明いただいて、非常に努力をされているということについては評価をしたいと思います。一方で、どうしても経費削減の方に目が行きがちですけれども、収益をどうふやしていくかということについては大変大事であろうというふうに思うんですが、どういうふうにして患者数をふやしていくのか、確保していくのかということも、患者数の減少数を見込んだ上で単価が高くなってきているからある程度収益が上がるみたいな御説明だったと思うんですけれども、そうは言いながらも、患者数をどう確保していくかということは大変重要で、それによってこそどういうふうな医師を確保するかとか、各県民に対してどういう質の高い医療を確保するかとか、いろいろな点でのいろいろな経費の使い方というものも出てくると思うんです。ちょっと私がかうがった見方をすれば、患者数の減少については受けとめつつ、そこでとまるのか、それともこれをどういうふうにしていきたいのかということについてきょうの御説明だけでは胸にずしっと来ないというところがあるんですけれども、患者数の確保ということについてはどのように今後していこうとされているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○山下病院局次長 これは全病院を通じての問題でございますけれども、入院患者、外来患者につきましては、いずれも減少というふうに説明を申し上げました。特に外来患者については相当大きな落ち込みをしております。外来患者の方につきましては、やはり地域医療連携ということもございまして、それと入院を主体にした医療ということもあって、ある程度の減少は

やむを得ないかなというふうに考えております。一方、入院患者につきましては、必ずしも減少がいいこととは私どもも考えてはおりません。ただ、昨年、日南病院の病棟を閉鎖した関係も一つはあるんですけれども、そういった適正規模の中で患者を確保していくことは非常に重要なことだと考えております。特にかなめになるのは、やはり優秀な医師の確保ということが大前提でございます。当然それに向けて今後とも努力をしていこうと思いますが、平成18年度の中期経営計画、初年度の、せんだって御報告申し上げましたように、収支見込みとして計画は達成するというふうに申し上げましたけれども、その中身は基本的には費用の方の削減である意味達成されたという部分がございます。もちろん収益の方もそれなりに維持はしているんですけれども、一方で費用を削って計画を達成するというのではなくて、御指摘のように収益を伸ばして、そのためには患者を確保してというのが本来のあり方でございますし、そうでないと事業そのものがしりすぼみと申しますか、そういうことになるのではないかと申します。我々も非常に危惧しているところでございます。そういうことにならないような展開、そのためにはそれぞれの病院におきまして、医師の確保を主体に患者を確保していくということが必要になろうかと考えております。

○井上委員 先ほど川添委員の方からも出ましたけれども、私ども1年間病院の会計の審査とかもさせていただきましたので、決算審査等させていただきますので、各病院での工夫というのはしっかりと受けとめているつもりなんです。ただ、一方で、川添委員が何度もおっしゃるように、いいものをつくり上げない限りは患者数というか、それは上昇してこないというも

のがあると思うんです。一方で歳出削減という問題は確かにありながらも、いい医師を確保していい医療を確立して、そして患者を呼び込んでいくという、確かに地域医療の中で私ども県立病院が民間病院を圧迫するようなことをしてはいけないというのは確かにあるかもしれないけれども、その縛りというのは私はそんなに考えなくてもいいのではないかなと思うんです。4病院の医師たちが本当に自分の医療に専念できるような体制をどうつくり上げていくのか、そのことの方がかえって収益も上げ、いろんな意味で中核病院としての力が発揮できる、それから政策医療も吸収することができるというふうに思うんです。私も一般質問の中で言わせていただきましたが、やはり持ち出す分についてはしっかりと知事も持ち出していただかないと、そこは単なる一般の病院との競争だけの中にはいけないと。そのところはあいまいなところはあるんですけれども、いい医療を確保し、各先生が力を発揮していただくためには、それだけのものはきちっと負担するということがないと、そこがきちっとできていかないとなかなかそこは難しいと思うんです。疲れ切った中で何かをしようとしたら必ずいろんな意味でのことは出てくるというふうに思うわけです。そこをどう確保していけるのか、そこがぎりぎりの線のところに今来ているんでしょうけれども、そこを最大限ちゃんと確保していかない限りは、この4病院というのは、もし収益が多ければ民間にすぐ全部だれだつてするわけです。東国原知事の発想からいけば、アウトソーシングというのはしやすい感覚でいらっしゃるわけですから、ただ、そこはさせないというよりか、どう役割としてきちっと持ち続けるかということが公立病院の役割としては必要だと思うんです。

私ども委員会もいろんな病院の調査とかもさせていただきました。皆さん方の職員さんも一緒に行っていたので、大体の感覚というのはつかんでいらっしゃると思うんです。やり方によっては病院が変わっていけるというところは確かにあると思うんです。その工夫というのが見られるような状況というか、財政当局にきちんと突きつけていけるぐらいのものに仕上げていただかないと、いつもこのやりとりを繰り返すことになるのではないかなという危惧があるんですけれども、各病院の先生はただ追い込められるだけでは本当にいい医療というのが確保できるのかなという思いがしてならないんです。その辺をちゃんと確立して行って、強固なものとして思想的に確立していかないと、財政当局とのやりとりというのは非常に弱いものになっていくのではないかなという気がしてならないんですけれども、そのあたりについていかがでしょう。

○山下病院局次長 新しい知事の就任に伴いまして、早速病院局の事業内容なり、あるいは現在の持っている計画なりということを説明をさせていただきました。各部局に割り振られた時間とは別にまた時間もいただきまして、説明を我々したところでございます。その結果、今回の県議会での質問にも知事からお答えしたとおり、基本的には私どもの考え方を御理解いただいたというふうに我々考えております。病院の現場の先生方についてやる気を持ってという点につきましては、少なくとも病院局発足以来、医師の増員なりについて私どもの方から制肘をかけるといったことは全くございませんで、あわせて、現にいる医師の例えば国内研修とか、そういったことについては充実をしていくという方向を持っておりますので引き続き……。や

はり医師の確保のそれぞれの医局との交渉なりというの、どうしても私ども事務方の集まりの部分若干力不足の感が否めませんので、それぞれの院長先生方なりをお願いして確保ということは今後とも進めていきますし、できれば、医局の外の確保であっても、それは医局との関係を十分図りながら確保していくという方向はそれぞれ御理解をいただいておりますので、そういう点ではその方向は引き続き続けたいと考えております。

○井上委員 これを最後にしたいと思うんですけども、今回、私、一般質問で構造改革特区の問題も上げさせていただいたので、ちょっとさわりの部分だけでどのようなお考えをお持ちなのかを聞いただけなので、深く知事と議論しているわけではありません。公立病院としての役割含めて、今も特区のところにはいろんな意味で突っ込んでいるところというのは結構あるわけです。でも、公立病院から出たいろんな意味でのそういうアイデアというか、そういうものというのは余り全国的には出てないんです。民間の方がもうかろうとして出す特区としてのアイデアはよくあります。調べさせてもらったんです。そういう意味で言う規制の緩和というのが、いい意味でのそこに住んでいる人たちのためにすごくステータスのあるようなそういうアイデアというか、そういう案が出てくれば、それはすごくまた違う宮崎発のいろんなものが出てくると思うんです。職員の皆さんやそこで働いている皆さんと一回お考えをいただいて、そういうものもちょっと挑戦してみるということもやっていただけるといいかなというふうに一つは思います。

それと川添委員が何度もおっしゃるように、医師の確保という意味で言う、いい医者を連れ

てくる、そのことによって経営が安定化していくという、そこはどうしても努力をせざるを得ない。クリアしていかないといけない。ここをクリアすると非常に楽になっていく。今いらっしゃる先生方にも働きがいのある職場になるというふうなことを仕上げていくということは大変重要なので、ある程度驚くようなこと、びっくりするようなこともしないといけないのではないかなと思って、横並びでとか前例でというふうなことをやっていたはなかなかその確保というのは難しいというふうに思うんです。一般病院に流れたり、研修医そのものもなかなかこっちに来ていただけないというような状況になってしまうということは大いにあると思うんです。ある意味ではちょっと周りをおどかすぐらいのことはしないとなかなかそれは難しいのではないかなというふうに思うんです。その辺の考え方を含めて自分たちの頭も規制緩和していただいて、その辺を突っ込んでいくというぐらいのことはしていただいた方が、逆にそばにいる人たちも驚くと同時に目を開くというか、その役割の高さというのを再認識するということがあり得るのではないかなというふうに思うんです。今いらっしゃる先生方を萎縮させないということも含めて、そこはしっかりと考えていただければいいのではないかと。せつかくなので、今の時期を逃すとなかなかそれはできないのではないかなという気もいたしますので、頑張っていたきたい。病院局長からお考えがあればまたお聞かせいただきたいと思います。

○植木病院局長 最初のごあいさつのときも申し上げましたとおり、私ども病院局がスタートしまして、委員の皆様方が逆に私たちを一生懸命応援していただいているということを感じております。本当にあ

りがとうございます。今、井上委員の方からお話のありましたことについても、平易な言葉で申しますと、ある病院には心臓の専門医がおりやるげなど、そこに患者さんがロコミで集中していく。それから、あるところには糖尿病の専門医がいると、そういうのがロコミで広がりますと、そちらに患者が流れる。そういった一般的な傾向もございます。そういう意味で、今度は逆に県立病院にはこういうすばらしい先生がいらっしゃるといふ情報も、たくさんいらっしゃるわけですので、私たち自身もそういったことにも取り組んで情報を提供していきたいというふうに思いますし、また今までと同じような体制ではなくて、この時代に合ったような、患者さん方の要求に合ったような組織というか、体制づくりにも取り組んでおります。それがすぐできるのが全適を適用した一番のメリットだというふうに私たち自身は思っております。そういう意味で、初年度18年度は私たちの方がどうしても内部の初めてのところに中期経営計画という路線を引くことに一生懸命でして、なかなか外に打って出ることができませんでしたけれども、そういった励ましもいただきますが、これからは各病院の院長方と私も一緒になって関係の大学なり関係機関を大いに回らして、いいドクターの確保にこれからは努めていきたいと。そして、県立病院は高度医療にだんだんと特化していくんだというようなことを県民の皆様にも広くお伝えをしたいというふうに思っております。まことにありがとうございます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○黒木次男委員 委員会資料の2ページのことについてお伺いしたいと思います。収支13億6,800万円余の純損失となって、その下に前年度比11億4,900万円の改善となっています。その

下に赤字予算は平成9年度当初予算以降11年連続と書いてある。これは11年連続赤字になるという意味なのか、どういう意味ですか。

○山下病院局次長 決算もやはり赤字は続いているということではございます。これは予算の話でございますけれども、平成9年度以降11年連続で赤字予算を組まざるを得ない状況であるということでございます。

○黒木次男委員 予算を組むのに、今後も赤字がずっと続いていくという意味ですね。もちろん繰入金とかそういったものはあってもそういうことになるわけですね。赤字を11年も連続して予算を組む。改善するとか黒字にするというのは何かの方法でできないわけですか。

○山下病院局次長 単年度で黒字を目指すということで今回中期経営計画を策定したわけでございます。計画では平成22年には単年度黒字を達成するというところで経営計画を立てたものでございます。

○黒木次男委員 この下の方に19億9,300万円余の収支不足、不足額は内部留保資金で補てんするとなっておりますが、この内部留保資金というのはどのような形で、これだけ支払ってもそれはずっとあるわけですか。11年連続そういう赤字が出た場合、こういう補てんができるということですか。

○山下病院局次長 18年度末の予定で約20億、内部留保資金として留保できる予定でございます。この内部留保資金というのは、先ほど御説明申し上げましたが、減価償却の予算を収益的収支の支出の方で組んでおります。この減価償却費につきましては、どこかに支払うというものではなくて、例えば建物は39年で減価償却をなさいますというのが法律の建前でございまして、その一定割合を毎年度償却をしていく。

そのお金は企業の外に出ていくわけではなくて、内部的な資金として留保しておく。そのお金をこの資本的収支の不足する額に充てるということでございます。さらに、18年度20億円余の留保ができる予定でございますが、同じ2ページの収支の方で償却前収支は14億2,400万円余ということで、このお金も言うならば内部留保に回るお金ということでございます。

○黒木次男委員 わかりました。

○宮原副委員長 1ページの収益的収支の中で入院収益の増加というところで、入院患者数が平成17年の減少、平成18年の減少というのを教えてください。

○山下病院局次長 平成17年から18年、これは、18年度現在途中でございますので、見込みでございますが、17年度実績と18年度見込みとの差が入院の場合に2万827人のマイナスということでございます。延べ入院がそういうことで、延べ外来の方が9万8,428人の減少ということでございます。合わせて11万9,255人ということでございます。

○宮原副委員長 今回1万3,802人の減少が見込まれるということで、結果的には、7対1の看護体制になったがために7億8,500万円余り増加するという事なんですね。そうなっていますね。今後、7対1看護体制になったがためにこれだけふえるわけですから、どんどん次年度減少していけば当然ながら、今回はこれだけの収支の改善が図られるということでしょうけど、次年度になるとこの収益というのは減少していく、患者が減るといことは減少していくということですね。

○山下病院局次長 医業収益の中身といたしましては、患者数と患者の単価というのがございまして、その患者の単価の中身として御指摘の

ように7対1の要素もございます。それとあと医療内容の高度化というのもございまして、それに伴って単価がふえるというのはございます。したがって、患者が減れば、すなわち収益そのものが同じ比率で減るということではございません。

○宮原副委員長 通常考えると、患者が減れば減ってくるということになりますね。先ほど川添委員なり井上委員からあったように、医療のいい器械なり、そういったものを入れることによって単価も上がってくるだろうと思いますし、私も質問させてもらいましたが、前の各病院の先生たちと話をしたときに、改善をするということだけが中心になってしまうんですが、やはりいい器械が入ってこない、いい器械が入ってこなければやっぱりいいお医者さんもそこに定着もしないだろうし、外に出ていかれるということになると、なお悪循環なのかなというふうな気がします。先ほどからもありますように、県民の命を守っているんだと、今回の知事のマニフェストにも医療の部分は特に大事な問題だというふうに書いてあるわけですから、このあたりについては、肉付け予算なりそういったところでも病院局としてはしっかりとそういった器材がないとその病院の機能を果たしてないということは訴えていかないと、改善をします、とりあえず赤字を減らしますということが一番前提になってしまっていて、命を守るという方と赤字を減らしますとどっちが大事なのかといったら命を守るという方が大事だということを言えるような病院局であってほしいというふうに思ったものですから、収入がどんどん減っていくことだけを気にしてしまうということでは困るなというふうな思いがあったものですから、こういう発言をさせてもらいました。

○植木病院局長 先ほど一言申し上げるのを失念いたしました、今の副委員長のお話にもありましたように、病院改革の真の目標、目的はどうかという考え方を実は私、いつもいろんな会議のたびに申し上げるんですけれども、病院改革において経営の健全化というのは確かに目標としてあるわけですけれども、しかし、それだけが目的ではないんですよということを知事にも申し上げております。病院局といたしましては、真の目的というのは、質の高い安全で安心な医療を県民の皆様に提供する、これが一番の目的でありまして、その目的を達成するために経営の健全化に今私たちは努めているんだという、そういう基本的な考え方に基づいて努力をいたしておりますので、決して利潤追求とかそれだけではないということを一言申し上げておきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○内村委員 看護師の7対1の割合についてですが、以前もお聞きしたんですけれども、7対1になったときの人員確保は今のところ大丈夫だと前のときには伺ったんですが、今、都城での病院で看護師が足りなくなっていて、全部東京の方へ、都会へ流れていく。初任給30万で採用が来ているんです。ヘッドハントに遭って、若い人はどんどん流れていくことを心配しているんですけれども、県病院の場合のこれについての心配はないのか、それとも民間病院からヘッドハントしていらっしゃることはないのかをお尋ねします。

○山下病院局次長 7対1の看護体制につきましては、各病院とも既に現在その体制をとっております、その後、御指摘のような引き抜き等によって確保できないという状態は生じておりません。ちなみに、県病院の看護師の離職率、

巷間言われております1年で7～8%はやめるとかという話がございますけれども、県病院の離職率というのはおおむね年間1人、2人、新規採用の看護師、こういった離職率でございます、特段その点は確保について……。もちろん総体として今、いわゆる売り手市場にあるということはございます。そのために必要な新卒の看護師の採用なり、あるいは経験看護師の採用なり、これは条件面なりを検討した上で、22条の職員についても条件面等上げた上で確保に努力をいたしておりますし、今後ともさらにそういった点は十分気配りをしながら確保してまいりたいと考えております。

○内村委員 今いろんな病院で看護師確保のために24時間保育をしていらっしゃるんですが、以前、延岡病院に行きましたときに、看護師さんから、ここは保育所がないから夜勤が大変だという声を聞きました。これから先、そういう構想はできないのか、されないのかということも一つお尋ねいたします。

○山下病院局次長 いわゆる院内保育所というのは一つ大きな課題であるというふうに思っております。看護師の確保のための材料であるということもありますし、特に最近、女性の医師の方、この方々の就労の継続という点で院内保育所というのは相当大きなポイントになるというふうに考えております。したがって、中期経営計画を進めておりますけれども、あるめどがついた段階では当然その検討素材、俎上にのせないといけないというふうに考えております。

○内村委員 医師の確保ということで今、医師不足があると言われていた中で、これから先、女性の医師が本当にふえてくると思うんですが、そういう面でもこういう整備をしておいていた

だく、そういう方向性で考えていただくと医師不足の解消もできるんじゃないかと思っておりますので、またそこもこれから先、御検討をお願いしておきます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

説明を受けたんですが、当初計画の説明資料、我々の手元にあるのはこれが一番具体的に主になるわけですかね。別に各病院ごとに示す書類があるんですか。

○山下病院局次長 お手元の委員会資料と、予算の関係で申し上げますと、分厚い事項別明細書というのがございますけれども、その647ページに予算説明書というのがございます。わかりにくいということで今回委員会資料の方で説明をさせていただきました。

○中野一則委員長 私は、説明資料にしては余り薄っぺら過ぎるなど、こういう感想を持ちました。中期目標を立てて再建中の県立病院ですから、説明はしなくても、各病院ごとの表をつけて、前年度と比較して当初予算がどうなのかとか、その増減額とか、比率とか、病院ごとの課題とか、そういうものをつけた資料も含めて、そしてトータル的な説明をしていただくとよかったですなどと、こう思うんです。大変な赤字を抱えて再建するさなかの、ことしで2年目ですが、その辺のところ、きちんとしておいていただきたかったなど。というのが、今から四半期ごとにいろいろとまた計画の度合いをチェックして実績の管理をしていくわけですね。そのスタートのところの計画書が、全体的なものが、全病院のがないというのはいかがなものだったのかなど。特にこの病院の計画は各病院ごとに真剣にいろいろと協議、論議されて、それが積み上がってきたものだと思うんです。ですから、資料としてもっと欲しかったなどという感想を持ち

ましたが、局長の考えはどうでしょうか。

○植木病院局長 今回の御指摘につきましては、もう少し詳しくということで、今後十分配慮をしたいと思いますが、実は昨年末に上半期の決算等をいたしまして、その御報告もいたしました。そういう気持ちも一方で働きまして、こういった結果になっております。今後十分注意をしまいたいと思います。

○中野一則委員長 計画が一番大切なわけですから、羅針盤を持たずに航海をするようなことではいけませんので、せっかく地方公営企業会計ですか、そういうのを取り入れての経営をされているわけですので、我々もそういうことを認識しながら審議して、そして我々も同じ問題意識を持って臨まにゃいかんなど、こう思う意味からしました。

ちょっとわからんところの説明をお願いしたいと思うんですが、3ページの収益的収支の事業収益の下から2番目、一般会計補助金の中の金額、説明が共済追加費用に対する繰り入れということであるんですが、共済追加費用というのは中身は何でしょうか。

○山下病院局次長 共済追加費用といいますのは、病院事業の職員につきましては、いわゆる地方公営企業法が適用になる前の職員というのがございまして、この人たちに対する年金の負担の部分が、これは一般会計からの繰り入れでいただいておりますということでございまして、病院事業会計ができてから以降は当然病院事業会計で支弁する。それ以前、一般会計の中で負担していた分は一般会計から補助金としていただくということで整理をさせていただいております。

○中野一則委員長 これは先生とか看護師とか、そういう人の分も含んでいるんですか。

○山下病院局次長 当然に含んでおります。

○中野一則委員長 いろいろ努力されて給与費の減少ということで、このウエートが大きくて6億8,000万円と書いてあるんですが、職員数がかなり減っていきますね。減っていくわけだから、この項目ぐらひは補助金も低くならざるを得なかったのかなと思うけれども、なぜ同額なんだろうかと思ったんですが、なぜなんでしょうか。

○山下病院局次長 将来的には、ここの部分は先ほど申し上げたように地方公営企業法ができる以前の職員に係る分ですので、当然減っていく傾向にございます。ただ、今回、57億5,000万の固定ということでしたときに同額を計上したものでございます。

○中野一則委員長 これから先、18年度から20年度までの3年間は固定する、繰入金等を固定すると説明されましたが、来年もやはり変わらないというふうに理解しておいていいんですか。

○山下病院局次長 基本的には平成21年に見直しをするということになると思います。この額は、もともとスタートの時点でどういった額を想定するかというのが、当然一般会計との議論がございました。そのときにベースにしたのは、5年間減少するというを前提に、そして単年度はこの額を計上するというで固定したものでございます。

○中野一則委員長 職員が減る中でこういう項目が同額だということは実質的に補助金をふやしていると、そんなふうに理解できるんですが、私は、同額で計上しているからこれを修正しろとかそういうことは申しませんが、県立病院というのは公的病院ですから、県民医療に対する役割とか使命があるわけですね。ですから、一般会計から繰り入れなり負担金をどんどん出し

ていいと思うんです。ただ、中期目標の中の最終年度では8億を減らすという説明でしたね。8億を減らす過程の中で、ただ当初3年は定額、固定する、あと2年間でどんどん減らしていく、そして黒字化を目指すというのは、少し甘過ぎるんじゃないかなと、こういう思いがするんですね。やはり公的病院としての役割は何なのかということで、そのための金額は幾らだということをも早く算出して、そしてそれは当然繰り入れなりあるいは負担金という形で注入して、それはいいわけですので、そういうことをきちんととして、そして総体的な経営目標、収支というものを、資本的なものを含めてきちっと改善に向かってつくっていく。結果的にそういうことできちんとした黒字化が達成できればいいかなと思うんです。その過程として、繰り返すようですが、県立病院の役割が、県民医療としての役割があるわけですから、負担金とか繰り入れをすることに何ら問題はないわけですから、その辺をきちんと早目に整理していただきたいなと。小さいことでしたけれども、こういうこともやはりきちんとした数字を見直してすべきじゃないのかなという気がしました。ぜひそういう方向も含めてこれから先の計画はつくっていただきたいと思います。

○山下病院局次長 私の説明が悪かったのかもしれないけれども、18年度から3年間固定という中で、一般会計補助金等で将来的に減少していくような見込みのものについても同じ額を計上するのはいかがなものかという御指摘だと思いますが、57億5,000万を議論する際には、5年間の傾向を基本的にとらえまして、例えば初年度は5,000万、次の年は4,000万、次の年は3,000万というふうになるときには、当然それを全体ならして、そのうちの3分の1を初年度は計上

するというところで、減少も見込んだものをこの負担金、補助金でいただいているということでございます。

○中野一則委員長 そんなことを言われれば反論したくなりますが、やはり単年度単年度の計画ですから、実数に合わせたものを上げるべきです。それが計画というものですから、次の計画のときには心していただきたいなと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、以上をもって病院局を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時27分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

今回当委員会に付託されました当初予算関連議案について部長の説明を求めます。

○村社地域生活部長 それでは、今回提案しております議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案は、議案第1号予算議案と議案第35号の条例案件の2件でございます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」でございます。

お手元に配付しております委員会資料により御説明させていただきますが、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。19年度の当初予算につきましては、人件費、公債費等の義務的経費あるいは施設管理費等の経常経費を中心とした、いわゆる骨格予算として編成してお

りますが、政策的な経費でありましても、早急な対策を要する経費等は所要額を計上し、県民生活に影響が生じないよう措置しているところでございます。その結果、地域生活部の平成19年度当初予算（案）につきましては、表の一番下の合計欄でございますが、114億4,822万1,000円となりまして、平成18年度当初予算と比較しますと、おおむね75%程度を措置したところでございます。なお、新規事業や政策的な判断を要する経費につきましては、いわゆる肉付け予算として今後追加補正することといたしております。

次に、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。地域生活部の主な新規・重点事業について御説明したいと思います。所管課別に記載しておりますので、順に御説明したいと思います。まず、「NPO活動支援センター整備事業」でございますけれども、県民の関心が高まりを見せておりますNPO活動に関する相談への対応あるいは研修等の役割を担っておりますNPO活動支援センター、こういった事業を引き続き実施いたしまして、NPO活動の促進を図ってまいります。また、「NPOパートナーシップ創造事業」は、県とNPOとの協働を推進するため、NPOから提案を募集し、その効果が期待できると認められる事業をNPOに委託するものでございまして、本年に引き続き取り組んでまいります。次に、「犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業」では、県民、事業者、県、市町村が一体となった県民会議を活用しながら、モデル事業あるいはリーダー講習会、アドバイザー派遣事業を行いまして、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進してまいります。続きまして、「消費生活相談員等設置費」は、消費者被害の解決支援と未然防止を図るため、引

き続き、消費生活センターに消費生活相談員を配置いたしまして、相談処理体制の充実に努めてまいります。また、「交通安全運動県民参加促進事業」は、大変厳しい状況にあります本県の交通事故防止を図るために、交通安全に係る広報啓発を行い、県民の交通安全意識の高揚に努めてまいります。次に、「宮崎国際音楽祭」でございますが、国内外のすぐれた演奏家による質の高い演奏会等を引き続き開催してまいります。なお、第12回は平成19年5月5日から5月20日までを予定いたしております。次の「私立学校振興費補助事業」では、私立学校の経営基盤の安定、教職員の資質向上、保護者の経済的負担軽減など、教育環境の充実に図り、建学の精神を生かした特色ある学校づくりを推進してまいります。

続きまして、「女性のチャレンジ支援事業」でございますが、女性のさまざまな分野における活躍を支援するため、支援情報を一元的に提供しますチャレンジサイトの運営を初め、男女共同参画センターの相談窓口でチャレンジに関するアドバイスや情報提供などを行うことといたしております。次のページでございますが、また、「「わくわく少年の旅21」派遣事業」では、自然体験活動や異なる年齢間の交流を通じまして青少年の健全育成を図ってまいります。

次に、新規事業でございますけれども、「宮崎県人権啓発センター（仮称）整備事業」でございますけれども、県民が気軽に出入りできる開かれた施設として研修室等を備えたセンターを整備し、人権教育、啓発の一層の推進を図ることとしております。

次の「県議会議員選挙」及び「参議院議員選挙」では、市町村選挙管理委員会と連携し、選挙の適正な管理執行、啓発に努めてまいります。

続きまして、「元気のいい地域づくり総合支援事業」でございますが、複数の市町村がみずから提案、実行する広域連携による地域づくりの取り組みや、過疎地域市町村が県過疎地域振興計画を踏まえて取り組む事業に対し、ハード、ソフト面から引き続き支援してまいります。次の「元気みやざき県土利用計画策定事業」は、国土利用計画の県計画を策定するものでございます。

次の「地方バス路線等運行維持対策事業」でございますけれども、地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持確保を図るため、バス事業者や廃止路線代替バス等の運行を行っている市町村に助成を行うものであります。また、次の「地域バス再編支援事業」でございますが、バス事業者による不採算路線の見直し等の状況を踏まえ、今後は地域が主体となってより低コストで地域の実情に応じた、将来にわたって安定的に運行できる交通システムを構築していくことが重要でございます。このため、新たにコミュニティバスなどの導入に取り組む市町村に対し助成を行い、地域住民の交通手段の確保を図ることといたしております。次に、「「みやざきの空」航空ネットワーク活性化事業」によりまして、韓国との国際定期便あるいは台湾を初めとします国際チャーター便の運航拡大を図りまして、航空ネットワークの維持充実に努めてまいります。

続いて、「宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業」でございますけれども、高速大容量の情報通信基盤であります宮崎情報ハイウェイ21の管理運営を行うことといたしております。また、「電子申請届出システム運営事業」でございますが、県民、企業等がインターネットを利用して県に対する申請、届け出等の手続を行うシステムを

運営し、県民サービスの向上及び行政事務の簡素効率化を図ってまいります。

次の「多文化共生社会推進事業」では、地域住民と在住外国人が互いの文化的違いを認めながら、ともに地域の一員として協力し合う多文化共生社会づくりの推進のために、県民に対する啓発や在住外国人支援等を行ってまいります。また、「東アジア民間交流促進事業」によりまして、韓国などとの民間交流促進を図ることといたしております。

最後に、市町村合併に対する支援といたしまして、「市町村合併支援事業」により、旧合併特例法下で合併した市町における合併後の一体的なまちづくりへの支援を行うとともに、「新市町村合併支援事業」によりまして、合併新法下での市町村合併の取り組みに対してそれぞれの段階に応じた支援を行うことといたしております。

7 ページ以降には、地域生活部の主な新規・重点事業として9つの事業の概要を記載いたしております。これにつきましては、担当課長より説明をいたしますので、説明は省略させていただきます。

以上が当初予算関係でございます。

次に、お手元の「平成19年2月定例県議会提出議案（当初分）」でございますが、これを見ていただきたいと思います。議案第35号に赤いインデックスが張ってあると思います。ページで言いますと125ページでございます。「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。これは、自主規制団体が審査した図書類を青少年に有害な図書類とする包括規定、及び青少年に対する入れ墨を施す行為等の禁止を追加するための条例の改正でございます。

以上、議案の概要を御説明いたしました。

それぞれの議案の詳細につきましては、この後、関係課長より説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○中野一則委員長 次に、各課室長に説明をお願いするわけですが、審査に時間を要するため、グループごとに説明と質疑を行い、それが一通り終了した後に総括質疑を行いたいと思いますので、御協力をお願いいたします。なお、歳出予算の説明につきましては、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭をお願いいたします。

まず、生活・文化課、青少年男女参画課、人権同和对策課の審査を行いますので、関係の方だけお残りいただき、その他の方につきましては自室に帰られて結構でありますので、お願いいたします。

それでは、準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

それでは、生活・文化課長から順次説明をお願いいたします。

○日高生活・文化課長 生活・文化課でございます。

議案第1号「平成19年度一般会計予算」について御説明いたします。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックスで生活・文化課のところですよ。ページで言いますと71ページをお願いいたします。生活・文化課の骨格に係る当初予算の総額は42億8,623万円となっております。平成18年度当初予算に対し61.7%となっております。

それでは、重点事業を中心に御説明いたします。73ページをお願いいたします。一番下の（事項）県立芸術劇場費4億9,206万4,000円であり

ます。内容につきましては、次の74ページをお願いいたします。主なものとしましては、説明欄の1、指定管理料4億8,789万3,000円であります。これは、県立芸術劇場の指定管理者であります財団法人宮崎県立芸術劇場へ支払う経費であります。まず、(1)国際音楽祭開催事業1億3,098万1,000円ですが、これは、ことし5月に開催されます第12回の音楽祭や次年度の音楽祭の開催準備に要する経費であります。なお、お手元にパンフレットを配付いたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。次に、(2)県立芸術劇場管理運営委託費3億5,691万2,000円ですが、これは、県立芸術劇場の管理運営に要する経費であります。

次に、中ほどにあります(事項)交通安全基本対策費1,072万9,000円です。これは、交通安全に関する計画の策定や交通安全活動の推進に要する経費です。平成18年における本県の交通事故の発生状況につきましては、発生件数、負傷者数は減少しましたが、死者数は大幅に増加しており、交通事故の抑止に向けた対策の強化につきましては、早急に取り組むべき課題の一つとして認識しております。したがって、県民の交通安全意識をさらに高揚させる必要が認められますことから、説明欄の2にあります交通安全活動推進事業の(2)の交通安全運動県民参加促進事業によりまして、各季節ごとの交通安全運動に取り組むなど、各種の広報啓発活動を引き続き積極的に推進することとしております。

次に、(事項)安全で安心なまちづくり推進費855万3,000円です。これにつきましては、別冊の委員会資料によりまして、後ほど御説明いたします。

次に、(事項)文化活動促進費2,517万8,000円

であります。これは、多様な主体の参画によります多彩な文化活動の促進を図るために要する経費です。主なものとしましては、次の75ページをお願いいたします。説明欄の2の宮崎県芸術文化協会補助1,810万5,000円です。これは、本県芸術文化の普及振興を目指し、活気に満ちたふるさとづくりを願って活動しております財団法人宮崎県芸術文化協会への運営費補助と同団体が実施します県民芸術祭への補助のための経費です。

次に、76ページをお願いいたします。一番上の(事項)ボランティア活動促進事業費3,577万8,000円です。これは、さまざまな分野のボランティア活動に県民が参加しやすい環境づくりを行います県ボランティアセンターの運営に要する経費や、NPOに関するさまざまな相談への対応や研修などを行うNPO活動支援センターの運営委託を行うために要する経費です。説明欄の3、NPOパートナーシップ創造事業562万1,000円ですが、これは、NPOから提案を受けた協働事業で効果が期待できると認められる事業をNPOに委託するために要する経費です。

次に、(事項)消費者支援対策費3,744万1,000円です。これは、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害の防止と解決支援を図るための経費です。説明欄の3、消費者被害防止・解決支援費の(1)消費生活相談員等設置費2,378万6,000円ですが、これは、複雑多様化しております消費者問題について県民からの苦情や相談に的確に対応し、被害の未然防止と解決支援を行うために消費生活センターに消費生活相談員を配置するものであります。

77ページをお願いいたします。中ほどの(事

項) 私学振興費32億6,791万1,000円であります。まず、説明欄1の私立学校振興費補助金32億3,596万5,000円についてであります。これは、私立学校の経営基盤の安定や保護者の経済的負担の軽減など、教育環境の充実を図るとともに、特色ある学校づくりを支援するため、補助するものであります。この中で(1)の一般補助であります。ここに記載しておりますとおり、高等学校、中学校、小学校、幼稚園に対しまして31億9,334万3,000円を補助するものであります。なお、この18年度当初予算は約54億円弱でありまして、今回の骨格予算はそのうち上半期所要額を計上しております。前年度比約6割となっております。次に、(2)の私立幼稚園入園料軽減事業補助4,262万2,000円であります。これは、私立幼稚園が行う入園料減免に対しまして補助を行うことにより、保護者負担の軽減と園児の確保により経営の安定を図るものでありまして、入園料の減免を行いました私立幼稚園に対しまして、減免する新入園児1人当たり1万円を上限に補助するものであります。

それでは、先ほど説明を省略いたしました事業につきまして、お手元の常任委員会資料で説明いたします。委員会資料7ページをお願いいたします。犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業についてであります。まず、1の事業目的であります。平成17年10月に施行しました「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づきまして事業を推進するため、県民、事業者、県、市町村の87の構成団体で設置しました県民会議を活用しまして、取り組みを展開するものであります。

次に、事業の概要であります。(1)の宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議は、

事務局を生活・文化課内に設置し、専従の推進員を配置しまして、情報誌、活動事例集の発行など、県民会議を活用した効果的な取り組みを行っていくものであります。(2)の安全で安心なまちづくりリーダー育成事業では、地域や職場で自主防犯活動に取り組むリーダーを毎年200名程度育成するものであります。(3)の安全で安心なまちづくりアドバイザー派遣事業は、専門のアドバイザーを派遣し、保育園等での防犯訓練や自治会等での防犯診断、小学校等での地域安全マップづくりなどを行うものであります。

(4)の地域コミュニティ再生化モデル事業は、自治会やNPO、ボランティア団体による自主防犯活動等をモデル事業として委託して実施するものであります。その他、(5)にありますが、10月に「安全で安心なまちづくり旬間」を設けていまして、このときに県民の集いを開催し、地域安全活動実践者の表彰や講演、事例発表等を行うものでありまして、事業費は855万3,000円を予定しております。

生活・文化課につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○河野青少年男女参画課長 青少年男女参画課の分について御説明申し上げます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」について御説明を申し上げます。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックス、青少年男女参画課、79ページをお開きください。青少年男女参画課の当初予算の総額は4億5,114万1,000円でありまして、平成18年度当初予算に対し91.0%となっております。

それでは、重点事業を中心に御説明いたします。81ページをお開きください。中ほどの(事項)男女共同参画総合調整費274万2,000円でご

ございます。これは、男女共同参画社会づくりの推進に関する総合的な体制の確立等に要する経費でございます。主なものとしたしましては、男女共同参画審議会の運営など連絡調整に要する経費であります。

次に、その下の（事項）男女共同参画推進費3,271万9,000円でございます。これは、男女共同参画社会づくりに関する意識啓発及び活動推進に要する経費でございます。主なものとしたしましては、説明欄1の（1）女性のチャレンジ支援事業668万円でございます。これにつきましては、後ほど別冊の委員会資料で御説明を申し上げます。次に、2の男女共同参画センター管理運営委託費2,603万9,000円でございます。これは、同センターにおいて情報提供、啓発、相談、支援等を行う業務を委託するものでございます。

次に、82ページをお開きください。最上段の（事項）青少年対策総合調整費1,154万円でございます。これは、青少年に関する総合的な施策の推進に要する経費でございます。主なものとしたしまして、説明欄1の（2）青少年指導員活動1,071万9,000円でございますが、これは、各福祉事務所等に配置しております青少年指導員7名の人件費及び事務費でございます。

次に、その下の（事項）青少年育成保護対策費2億8,967万9,000円でございます。これは、青少年の健全育成対策の推進に要する経費でございます。主なものとしたしまして、説明欄1の（1）改善事業「わくわく少年の旅21」派遣事業743万円でございます。これは、県内各地の特色を取り入れた自然体験活動や異年齢間の交流を通じてふるさと宮崎を支える青少年の健全育成を図るものでございます。次に、3の青少年自然の家管理運営委託費2億7,181万1,000

円でございます。これは、青島、むかばき、御池の3つの青少年自然の家の運営を通して心豊かで社会性に富んだ青少年の健全育成を図るものでございます。

次に、一番下の（事項）県民運動強化推進費528万7,000円でございます。これは、県民一体となった青少年健全育成運動の推進に要する経費でございます。青少年健全育成事業や県民運動の実践母体となっております社団法人宮崎県青少年育成県民会議の運営に要する経費の補助でございます。

それでは、次に、お手元の委員会資料8ページをお願いいたします。女性のチャレンジ支援事業についてでございます。まず、1の事業の目的でございますが、社会のさまざまな分野における女性の社会参画など、女性のチャレンジ支援について重点的に取り組むものでございます。次に、2の事業の概要でございます。まず、（1）の女性のチャレンジ支援情報の一元化、ネットワークの強化といたしまして、県庁各部局、関係団体等のチャレンジ支援情報をチャレンジサイトで提供するとともに、関係機関による連絡協議会を開催し、支援体制を強化するものであります。次に、（2）の女性のチャレンジ支援相談窓口の業務については、男女共同参画センターの相談窓口を活用しまして、チャレンジに関するアドバイスや情報提供を行うものであります。また、（3）のチャレンジ講座の開催につきましては、男女共同参画センターにおいてチャレンジを支援するための講座を開催するものでございます。最後に、（4）のチャレンジ女性の表彰につきましては、各分野で功績の著しい女性の表彰を行うことといたしております。事業費は668万円でございます。

以上が青少年男女参画課の当初予算関係で

ございます。

次に、議案第35号「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

同じ委員会資料で説明させていただきたいと思います。17ページをお開きください。改正の内容の前に、当該条例の趣旨について御説明を申し上げたいと思います。当該条例は、青少年の健全な育成に関して基本となる事項を定めますとともに、青少年を取り巻く環境を整備し、青少年の健全な育成を図ることを目的としております。このようなことから、この条例における規制とか罰則は、次代を担う青少年を健全に育成していくべき責務を負う大人に対するものでございまして、青少年には適用されないこととなっております。

まず、1の改正の概要についてでございます。県におきましては、青少年を取り巻く有害環境への対応を強化するため、今回2つの項目を新たに条例に盛り込みたいと考えております。1つは、自主規制団体が審査した図書類を有害図書類とする包括規定、もう一つは、青少年に入れ墨を施す行為などの禁止についてでございます。

2の改正案の概要の(1)自主規制団体が審査した図書類を有害図書類とする包括規定の追加についてでございます。①改正の内容ですが、図書類の製作会社などで構成される民間の団体で自主的に審査を行っている団体を青少年健全育成審議会での審議を経て知事が指定し、包括的に有害図書類とみなす規定を追加するものでございます。②改正の理由ですが、本県における条例での有害図書類の指定の方法といたしましては、青少年健全育成審議会の意見を聞いて知事が個別に図書類を審査して指定する、いわ

ゆる個別指定と、条例と規則により定められた有害図書の基準を超えたものを有害図書類とする包括規定の2種類がございます。ところが、現在、社会に出回る図書類の流通量は膨大となつてきておりまして、また特にゲームソフトなど、時間的、量的、また技術的な理由から現行条例に規定されている今申し上げました方法のみでは的確な指定が困難となつてきております。そこで、図書類を審査する民間団体が18歳未満の青少年には有害であるというふうにした図書類を本県におきましても包括的に指定する制度を導入することによりまして、大量に出回る有害図書類を効果的、効率的に指定していこうというものでございます。なお、③全国の状況に記載しておりますとおり、平成18年6月30日現在で16都道府県が条例に同様の規定を設けております。18ページをごらんください。また、主な自主規制団体は、④に記載しているとおりでございます。

次に、(2)青少年に入れ墨を施す行為等の禁止の追加についてでございます。①改正の内容ですが、青少年に対して入れ墨を施したり、その勧誘、周旋、これはあつせん、仲介みたいなものですが、または場所の提供をしたり、また、入れ墨を施す器具を青少年に販売、貸し付け、贈与することを禁止する規定を追加するものでございます。また、罰則といたしましては、2年以下の懲役または50万以下の罰金を科すこととしております。②改正の理由ですが、入れ墨は最近ではタトゥーとかアートメイク、ボディアートなどさまざまな名称で若者を中心に社会に浸透しつつございます。入れ墨の特性といたしまして、一生消えない絵や模様を皮膚に残すこととなるということや、使い回しの器具を使用して入れ墨を施すことによりまして、肝炎と

かエイズなどの感染も懸念されているところ
でございます。そこで、心身ともに未成熟な青
少年を保護し、健全な育成を図るとする観点から、
あざとか傷跡を隠すために肌色に近い色素を注
入する場合など正当な理由があり、医師免許を
有する者が治療行為として行う場合を除いて、
青少年に入れ墨を施すことなどを禁止するもの
でございます。なお、③全国の状況に記載して
おりますとおり、平成18年4月20日現在で30都
道府県が条例に同様の規定を設けております。
次に、3の施行期日でございますが、3月下旬
に改正をいたしまして、7月1日に施行したい
と考えており、3カ月程度の周知期間を設定す
る予定にしております。具体的な条文につつま
しては、19ページ以降に新旧対照表を掲載して
おります。

青少年男女参画課につきましては、以上でござ
います。よろしく申し上げます。

○中野一則委員長 それでは、午後1時再開す
ることで暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時1分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

○田原人権同和対策課長 それでは、人権同和
対策課の当初予算について御説明いたします。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の
青いインデックスで人権同和対策課のところ、83
ページをお願いいたします。本県の人権同和行政
につきましては、家庭、学校、地域社会など
あらゆる場を通じて同和問題を初めとするさま
ざまな人権問題に関する研修、啓発等の推進に
努めているところであります。19年度もこのよ
うな基本的な考えに立ちまして人権意識の高揚
と差別意識の解消に取り組むことといたしてお

りまして、骨格予算としまして、総額で1億2,623
万8,000円をお願いしております。18年度当初予
算比59.6%となっております。

次に、85ページをお開きください。主な事項
につきまして御説明いたします。中ほどの事項
の3番目、人権同和問題啓発活動費の3,899
万8,000円でございますが、これは、県民に信頼さ
れる適正な人権同和行政を行うための職員の啓
発研修並びに県民の人権同和問題に対する正しい
理解と認識を深めるための啓発活動に要する
経費であります。事業の内容について御説明いた
します。説明欄の1の宮崎県人権啓発推進協
議会委託の3,899万8,000円でございますが、これ
は、人権啓発のための県民運動の推進機関であ
ります同協会に対しまして、8月の人権啓発
強調月間でのポスター、チラシ、新聞等による
広報やバス広告などの啓発事業、及び12月の人
権週間での街頭啓発やテレビ、ラジオ、新聞等
による広報などの啓発事業の集中的な実施など
を委託するものでございます。

次に、その下の(事項)「宮崎県人権教育・啓
発推進方針」推進事業費の1,467万9,000円であ
りますが、これは、平成17年1月に策定いたしま
した宮崎県人権教育啓発推進方針に基づきま
して実施いたします施策の推進に要する経費で
あります。事業の内容について御説明いたしま
す。説明欄の1の宮崎県人権啓発センター事業
の1,041万9,000円でございますが、これは、当課
が管理運営いたします同センターを人権啓発の
推進拠点として位置づけ、企業、団体等広く県
民の皆様を対象といたしまして、研修会の開催、
情報誌の発行、相談等の各種事業を実施するも
のであります。

次に、説明欄の2の新規事業、宮崎県人権啓
発センター整備事業でございますが、この事業に

つきましては、委員会資料で説明をさせていただきます。お手元の委員会資料の9ページをお開きください。この事業は、当課が所管いたします財団法人宮崎県人権啓発協会の改革と関連した事業でありますので、まず資料の一番下の参考の欄をごらんください。財団法人宮崎県人権啓発協会の解散についてであります。県では平成16年3月に策定いたしました宮崎県公社等改革指針等を踏まえながら、本県における人権啓発の今後の方向性や事業のあり方等について総合的に検討し、その中で協会の役割や必要性など抜本的な見直しを行ったところであります。その結果、多様化、複雑化する人権問題に対する県民ニーズに適切に対応し、人権教育、啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、これまでの県と協会がそれぞれの役割を分担しながら各種事業を実施する体制ではなく、県が各種事業を一元的に実施する体制に転換する必要があると考えたところであります。このため、協会への委託事業を平成19年度から県が直営で実施いたしますとともに、人権啓発センターを整備することとしたところであります。協会ではこれらの県の方針を受け、今月中旬の理事会におきまして本年度末をもって解散することを正式に決定することとなっております。なお、協会の解散に伴います県の財政負担の軽減額は、協会理事等役員や事務局長等の人件費、協会事務室の賃借料など総額で約3,000万円となっております。

それでは、上に戻りまして1の事業の目的であります。これまで協会では県から委託されました各種事業を実施するだけでなく、研修室兼視聴覚室などを備え、広く県民の利用に供していることから、人権教育、啓発のこれまで以上の推進を図るためにはさらに充実した施設設備

を整備する必要があります。このため、記載しておりますとおり、人権問題に関する学習、相談等のために県民が気軽に出入りできる施設として自己啓発のための設備等を備えました宮崎県人権啓発センターを整備することにより、人権教育、啓発の一層の推進を図ることとしたところであります。

次に、2の事業の概要であります。まず、整備いたしますセンターの概要であります。①の設置場所ではありますが、県庁8号館の6階であります。ここに当課が移転いたしまして、センターは当課の執務室内の施設として整備することとしております。②の面積ではありますが、センターを管理運営する執務室部分を含めまして267.2平方メートルであります。③の運営主体ではありますが、県人権同和対策課でありまして、当課の職員が来所者の対応や、ビデオ、図書の貸し出し業務等に当たることとしております。④の主要施設ではありますが、センターには人権侵害等の相談に応じるための相談室のほか、研修室や、図書、ビデオのライブラリー、それらを閲覧、視聴するためのスペース、また、人権問題に取り組むNPO等の民間団体等が集い、意見・情報交換ができる場としての交流スペースなどを整備することとしております。⑤の主要設備ではありますが、パソコンやテレビ、ビデオを閲覧・視聴スペースに、またプロジェクターやスクリーンを研修室に整備するなど、県民の皆様が自主的に人権問題について学習するために必要な設備を整備することとしております。⑥の開所時間ではありますが、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除きます平日の午前9時から午後5時までを予定しております。次に、(2)の事業内容ではありますが、先ほど申し上げました①のセンター内の施設や設備を整備するため

に必要な備品等の整備、及び②のセンターの開所式を行うこととしております。最後に、3の事業費であります、それらに要する費用といたしまして426万円を計上させていただいております。

人権同和対策課は以上であります。よろしくお願いたします。

○中野一則委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○太田委員 歳出予算説明資料の74ページ、生活・文化課の方であります、県立芸術劇場の管理運営に要する経費ということで指定管理料等が掲げられてあります。指定管理者制度については例えば3年とか5年とかいう期間で指定をして、その委託料等については大体固定的にその3年間なり5年間続くものというふうに考えておりますけれども、モデル的に聞きたいんですが、前年度が5億3,000万、今回が4億9,000万ということで少し下がってはいるわけですが、通常同じ金額で大体いくのかなというふうに考えます。その辺の差が出るというのは何か。

○日高生活・文化課長 通常基本的に太田委員おっしゃるとおり同額でございます。18年度におきましては、きのう説明いたしました利用料金の関係、これが1,893万9,000円ございまして、これはほかの施設と違いまして特別な事情がございますので、その分を除けば前年と同額というスタイルになっておりまして、御理解いただきたいと思っております。

○太田委員 指定管理料というのは基本的には同額でいくということでもいいわけですね。わかりました。

同じく生活・文化課の方で76ページ、ボランティア活動促進事業費というふうにあります、きのうの補正のところでも聞いてみるとよかつ

たのかなと思いましたが、ボランティア活動されている方、NPO法人等、献身的にされている団体がそのほとんどだろうと思っております、時々新聞紙上でNPO法人等の不正があったりとか、もしくは寄附だけ募ってというような感じのものも聞くものですから、きのうは補正の中では都城と宮崎市に業務を移譲していったということではありましたけれども、問題なのは、こういったボランティア、NPO法人等が設立された場合に健全に運営されていくような監査なりもしくは指導なりとか、それが必要だろうと思うんですが、そういった実地調査といいますか、監査、指導、そういったものは県の権限としてどのくらいあるんでしょうか。

○日高生活・文化課長 NPOの問題につきましては、前回もちょっとお話ししておりますが、NPO法人自体が自主的にやるスタイルが基本でございまして、みずからの活動は情報公開を通して住民の方がチェックをしていくというのが本来の姿でございます。したがって、県サイドが直接具体的に個々の活動について指導するということはございません。しかし、この事業でいきますと、説明欄の2にNPO活動支援センターがございまして、こういったところではそういう相談等があれば相談を受けることになっておりまして、実際NPOの形としては、みずからの事業報告は提出をいただきますけれども、まずは自分たちの活動をきちんと公明正大に外に向かって情報公開する、これが原則になっておりますので、太田委員おっしゃるような、具体的に指導していく、監査していくということはやっておりません。ただ、毎年事業報告書は県の方にきちんと出していただく、そういうルールになっております。

○太田委員 法律自体がそうであればやむを得

ないと思いますが、こういったところでいろいろ問題が社会的にどんどん出てくるようであれば、関心を持って見ておっていただきたいなというふうに思います。

○井本委員 関連。NPO法人に県が助成した場合でも監査できないの。

○日高生活・文化課長 具体的に助成とか委託事業等はもちろんありますので、そういう意味では、その事業が適正にやられたかどうか、当然チェックをさせていただきます。ただ、NPO法人の活動自体がどうかという問題は切り離していただきまして、県が例えば委託あるいは補助事業を行います。そのときの事業をきちんとやっているかどうかは、もちろんその限りにおいてはチェックをさせていただきます。そういうことでございます。

○中野一則委員長 ほかありませんか。

○井本委員 青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例ですが、17ページですけども、今までは審議会がやっていたやつを、今度は自主的に出してきたやつをそのまま有害図書としてみなすという、出てくればすぐぱっとみなすということになるわけですか。

○河野青少年男女参画課長 先ほど御説明いたしましたけれども、井本委員がおっしゃるとおりなんですけど、実は今、図書類はいろいろあります。ビデオテープもDVDも含めてたくさんございます。これを1冊ずつというか、1つずつ指定していくと、審議会にかけて中身を見て議論をして審議をして指定するということなんですけど、これはこれでももちろんやっていきます。ただ、膨大な量ですから、信頼できる団体というのがあればその団体と協議をして、本県の基準と同等の基準であればその指定したものを県の指定とみなすということで、速やかに指定

ができるという意味で非常に効果があるものだというふうに思っています。

○井本委員 自主的にと書いてありますけれども、自主的に認める傾向にあるんですか、流れとして。

○河野青少年男女参画課長 図書についてはエロ本といいますか、あんなものはなかなかないんですが、ビデオテープ、ゲームなんかについては18歳未満はだめですとかいう表示は現在もなされております。業界団体も今後継続的に商売をしていくためには、みずから社会的に認められないと今後も営業ができないということがありますので、自主的にやっている団体がございまして。そういったところの指定は私どもの基準とどうかという審査をした上で指定をしていく、そういうことでございます。

○井本委員 有害図書として指定されると結局本屋で出せないということになるんですか。結果はどうなんですか。

○河野青少年男女参画課長 有害図書については、これはわいせつなものとか凶暴性とかいろいろありますが、これは売れないということではなくて、青少年に対して売ってはいけない。つまり、この条例以前にわいせつについても刑法というのがありまして、そこを一応通過してきているということがありまして、大人が買うのは自由なんです。ただ、子供に売ることによってまだ未成熟な青少年を健全に育成できないということがありますので、子供に対して大人がそれを売ってはいけない、そういう規制でございまして。

○井本委員 刑法をどうのこうの言うと私は理屈を言いたくなるから。単に売ってはいけないということになると、我々からすると、もう少し強い規制ができればいいのかなという気がするん

ですが、その辺の検討とか条例なんかではできないものですか。

○河野青少年男女参画課長 おっしゃるとおり、この世の中からそういうものがなくなれば最もいいのかもしれませんが、憲法の表現の自由ですとか、営業の自由ですとか、こういったものの壁がありまして、そこまではできないと。例えば本屋さんあるいはコンビニエンスストア、実際にたくさん並んでいます。ただ、そこをどういうふうに規制するかといいますと、区分陳列というんですけれども、アダルトのところは子供が行ったら注意をする、あるいは買うときにそれをレジに持ってくれば「これはだめですよ」と言うというところが限界なわけですし、そのところを仮に売ったりとかしたら罰則がありますよということでございます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○井本委員 もう一つ、予算説明資料の85ページの人権同和対策ですが、職員の人件費7名に6,000万ということは、900万ぐらいですね。大体こんなものなんですかね。えらい高いなという感じがするんですけども。

○田原人権同和対策課長 現在の現員で計上させていただいている数字がこのようになったということでございます。

○井本委員 900万というのは普通ですか。

○田原人権同和対策課長 結果、900万円になったということございまして、ほかの課と私ども比較しておりませんので、この数字が高いのかどうか、全体的に見てどうなのかという部分については私どもとしてもわかりかねるところではございますが。

○井本委員 職員というのは県庁の職員の話ですか。今度のセンターの職員。

○田原人権同和対策課長 現在の人権同和対策

課の職員でございます。

○井本委員 県庁の職員ですね。

○田原人権同和対策課長 県庁の職員でございます。

○井本委員 それから、さっき言っていた財団法人宮崎県人権啓発協会が解散するについて、3,000万どうのこうのと言ったのはどういう意味ですか。

○田原人権同和対策課長 3,000万円の内容について御説明をさせていただきたいと思います。現在、人権啓発協会、理事長以下11名の役員、それと事務局長以下5名の事務局職員が勤務しているところございまして、解散に伴いまして、理事会の理事の皆さん方に関する人件費、それから事務局長の人件費、この部分がまず不要になるということで年額約1,900万円ということでございます。それから、あわせまして、現在、自治会館の4階に賃借料を払って入居しておりまして、そういった賃借料、光熱水費、税金、そういったものを含めまして1,100万円ということで、それを今度県の庁舎内に移しますので、合わせまして3,000万円の経費の節減になるということでございます。

○井本委員 今までそこにおった11人の方たちはみんなやめることになるんですか。

○田原人権同和対策課長 現在、先ほど御質問ございましたように、この職員の人件費につきましては現員で計上するというので、人権同和対策課の職員に係る人件費のみを計上しているところでございますけれども、4月以降、現在の人権啓発協会の職員5名でございますけれども、そのうち事務局長については、そういう役職がなくなりますので必要ございませんけれども、ほかの4名の職員につきましては人権同和対策課の方に、このうち4名全員が来るのかど

うかにつきましては現在総務部で検討していただいているところでございますけれども、人権啓発協会の職員の4名につきましては人権同和対策課の方に引き揚げさせていただくことになるものと思っております。

○井本委員 どうも私も頭がかたくて……。簡単に言えば、この財団法人は宮崎県がつくった財団法人ですね。県の役員が行っておってつくっていたと、それを引き揚げるというだけのことでですね。わかりました。

○日高生活・文化課長 先ほど井本委員の人件費のお話でございまして、6,300万ございましたけれども、このうち人権同和対策課で1,248万が共済費ということでございまして、実際の職員の手取りとはまた違っておりますので、これを全部一括して計上させていただきます。

○井上委員 生活・文化課の犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業のことなんですけれども、地域コミュニティ再生化モデル事業、これの今現在の成果みたいなのはどんなふうになっていますか。

○日高生活・文化課長 これは18年度新規事業でございまして、各市町村に1団体10万円ということでお願いいたしまして、補正でそのうち5つの団体が手を挙げなくてということで減額補正をさせていただいたんですが、基本的には、こういう県民会議をつくりまして、いろんな防犯団体等の団体がふえてきておりまして、去年1年間で相当、140ぐらいだったのが160ぐらいに全県的に広まってきております。これは各地域におきまして、いろんな防犯グッズを買ったり、あるいはパトロールの費用に使ったり、いろんな意味でかなり全県的に活発化してきているというふうに理解をしております。

○井上委員 実は先日、地域で防犯防火パトロール隊の方々の研修と懇親会というのに行かせていただいたんですけれども、本当にこれっていいですよ。いいですよという言い方はちょっとあれですが、地域コミュニティーの、自主防も含めてそうなんですけれども、地域再生化していくにはこれはすごくいいんです。そして、都城もそうですが、地域のおじいちゃんとかおばあちゃんが街角で立って、通学路の途中途中で子供たちの安全の見守り隊みたいなのをやられているわけです。地域の中でそういうのがだんだん防犯防火パトロール隊までに発展して非常に犯罪を減らしていると。地域の派出所の皆さんと連携も密にとられて、今まで余り話をしてこなかった方たちがそれぞれに入り込んでコミュニティーのある意味での小さな地域の核みたいなのになっていらっしゃるわけです。そこでお話を聞くと、県はこうやって熱心にやっているけれども、地域の自治体の方が余りそれに対して積極的でないというのがとても残念だみたいなことをおっしゃっていました。県が熱心にそういうふうにやってくれていることが地域づくりの強化になっていると評価が非常に高いわけです。もう一つおっしゃっていたのが、高齢者の皆さんの生きがいがづくりの社会でとても役に立つと。私もそう申し上げて、ピンピンコロリというのはとてもいいことで、防犯しながらがたっと、それもいいじゃないかみたいな話が出たんですが、そういう意味で言う、地域の高齢者の皆さんがすごくお元気になっていらっしゃるわけです。全部がいいことばかりでは確かにないというのは、私もそう思うんですが、せっかく県がリーダーシップをとってそういうふうに行っているのをできたら市町村も一緒になってやっていただけるような、

そういう地域づくりをしていくときに一番身近な自治体もちょっと頑張ってくれるみたいな、こうして地域をつくっていくみたいなのがちょっと薄いのかなというふうに思うんですけども、そのあたりについては、各市町村との連携というのはどんなふうにとられているんですか。

○日高生活・文化課長 先ほど申し上げましたが、県民会議自体は各市町村も全部入っているわけです。全体で87団体入っております、例えば去年の例でいきますと、青色パトロールなんかはJ A共済連から寄贈を受けまして、各市町村に全部配置されたりしまして、全県的には一応そういう同じレベルでお願いはしていますんですけども、やはり取り組みによっては、都市あるいは清武町さんみたいに非常に熱心なところもございまして、井上委員御指摘のとおり、確かに市町村によって若干差があるかもしれませんが、盛り上がる的には全県的に今きております。ただ、県がこういう事業をやっているというのがまだ知名度が少し足りない部分もあるんですけども、例えばこのページでいきますと、まちづくりリーダー事業とかアドバイザー事業等も通しましてこういうことのPRをどんどんやっていきまして、アドバイザー派遣事業なんかは、幼稚園、保育園等の先生方も見えたりして意外に広まってきておりますので、こういったものを全部かみ合わせながら盛り上げていきたいと思っています。

○井上委員 警察の方が青色防犯灯を地域につける、そのためには地域が動いているというのがないと防犯灯をつけるあれないと。この事業は各部にまたがってというか、警察のところにも手をつき込んだような、予算がめちゃめちゃ少ないのに結果いい効果を出しているとい

うおもしろい事業だと思うんです。こういうのがもっと丁寧にやられていくと、地域再生化、地域コミュニティー、そして子供たちの小さな命の危険性みたいな……。それと最近世話やきじい、世話やきばあみみたいな、何か一言言ってあげるみたいなじいちゃん、ばあちゃんを募集しているようなそういうところがありますが、そういうのと一体化して子供たちにも声をかける、だれかが声をかけるみたいなのも含めて、この地域コミュニティー再生化というコンセプトがすごくいいので、事業がもうちょっと膨らみがあって確固たるものになるようなつくりを、今後、肉付け予算のときでもいいので少し警察の皆さんとも話したり、教育委員会とも話したり、いろんなところと話して、もう少し地域再生化の、コミュニティー再生のあれに仕上げてもらえるといいかなと思っているんです。いろいろあるとは思いますが、6月の予算の肉付けのときに、「来んね、住まんね」と同じような感じでコンセプトがすごくいいだけにもったいないかなみたいなところもあるので、もっと積極的にこの事業は考えて、膨らませて、そして自分たちでアイデアも出しながら事業を固めていただけると、これはすごくいいなと思っているんですけども。

○日高生活・文化課長 目的といいましょうか、考え方はまさに井上委員おっしゃるとおりでありまして、このコミュニティー再生化モデル事業だけじゃなく事業全体がまちづくりの再生といえましょうか、地域づくりの再生を目指しております。我々としてはお金をなるべく使わずに効果的に成果を上げるということを目指しております、将来的には県が予算を組まなくても各地域で各市町村できちんとやっていただけるのがねらいでございますので、どちらかという

とそういう定着化を図っていくといいでしょうか、そういうことを中心に考えていきたいと。それから、特にNPO法人等で優秀な、すばらしいところがございまして、そういうところも中心になってやっていただいておりますので、いろいろお金の使い方あるいは事業の仕方を工夫しながらやっていきたいと思っております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 ないようですから、それでは、以上で生活・文化課、青少年男女参画課、人権同和对策課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時35分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

次に、市町村課、地域振興課、総合交通課、情報政策課、国際政策課、市町村合併支援室の審査を行います。

それでは、市町村課長から順次説明をお願いいたします。

○江上市町村課長 市町村課の歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックスで市町村課の87ページをお願いいたします。市町村課の平成19年度当初予算額は23億6,007万9,000円をお願いしておりますけれども、平成18年度の当初予算と比較いたしまして89.7%の額となっております。

主なものについて御説明をいたします。89ページをお願いいたします。(事項) 自治調整費の1億39万1,000円でございます。このうちの主なものでございますけれども、一番下の欄5の住民基本台帳ネットワークシステム事業費の8,922

万2,000円についてであります。この事業は、全国共通の本人確認システムとして整備をされました住民基本台帳ネットワークの活用によりまして、高度情報ネットワーク社会に対応しました行政サービスの向上を図るものでございます。

次に、90ページ中ほどの(事項)市町村振興宝くじ事業費の7億2,620万5,000円についてあります。これは、市町村振興宝くじでありますサマージャンボ宝くじ、オースタムジャンボ宝くじの収益金や時効金につきまして、全国宝くじ協議会から配分を受けました額の全額を財団法人宮崎縣市町村振興協会に交付するものでございます。

次の項の選挙費からは選挙関係でございますけれども、これにつきましては、後ほど別冊の委員会資料で御説明申し上げます。

続きまして、債務負担行為について御説明を申し上げます。「平成19年2月定例県議会提出議案」の9ページをお願いいたします。市町村課の欄、住民基本台帳ネットワークシステム事業費でございます。現在、県に設置しております住民基本ネットワークサーバー等のリース終了に伴いまして機器の入れかえに係ります5年間のリース契約等を締結するため、平成19年度から平成24年度までの債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

次に、先ほど説明を省略いたしました事業につきまして、お手元の委員会資料で御説明を申し上げます。委員会資料の10ページをお願いいたします。宮崎県議会議員選挙及び参議院議員通常選挙についてでございます。まず、1の事業の目的であります。県議会議員選挙及び参議院議員通常選挙について、市町村選管と連携をしまして選挙の管理執行を適切に行いまして、あわせて投票参加を促進する啓発事業を実施す

るものでございます。事業の概要でございますが、県議会議員選挙が告示日がことしの3月30日、選挙期日、投開票日が4月8日となっております。参議院議員通常選挙につきましては、公示日が7月5日、投開票日は7月22日が想定されておりますけれども、正式には通常国会の閉会する6月に正式な選挙日程が決定される見込みでございます。事業費につきましては、市町村交付金や選挙公営負担金等の執行経費と投票参加を促進するための臨時啓発費になっておりますけれども、県議会議員選挙費が5億3,317万1,000円、これは全額県費でございます。また、参議院議員選挙費につきましては7億2,146万円でございますが、これは全額国費でございます。なお、県議会議員の選挙費につきましては、参考に記載しておりますように、今年度もその準備経費として一部予算措置しておりますので、県議会議員選挙の全体事業費といたしましては、6億8,522万6,000円となっております。

市町村課につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木地域振興課長 続きまして、地域振興課の当初予算について御説明いたします。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックスで地域振興課のところがございます。ページで言いますと93ページをお開きください。地域振興課の当初予算の総額は6億4,659万7,000円で、平成18年度当初予算に対し85.1%となっております。

それでは、主な事業について御説明いたします。95ページをお開きください。中ほどの(事項)過疎対策推進費246万5,000円でございますが、これは、過疎地域活性化対策の推進に要する経費でございます。説明欄の1の過疎地域自立促進計画推進事業196万5,000円は、過疎地域自立促

進特別措置法、いわゆる過疎法に基づく宮崎県過疎地域自立促進計画の推進と計画の管理等に要する経費であります。

次に、(事項)ふるさとづくり推進事業費758万7,000円でございますが、これは、地域の特性を生かした個性的で魅力あるふるさとづくりの推進に要する経費でございます。説明欄の2の(1)の宮崎県地域づくり顕彰事業費192万7,000円は、地域づくりについての県民の意識の高揚を図るため、地域振興に著しく貢献した個人や団体の表彰に要する経費でございます。同じく説明欄の3の地域づくりネットワーク事業費380万円は、地域づくり団体の自主的、主体的な活動を促進するため、宮崎県地域づくりネットワーク協議会が行う情報提供や交流事業等への助成に要する経費でございます。

次の96ページをお開きください。(事項)地域活性化促進費2億5,278万3,000円でございますが、これは、地域活性化の推進に要する経費でございます。説明欄の2の元気のいい地域づくり総合支援事業2億5,155万円につきましては、別冊の委員会資料で後ほど御説明いたします。

1つ飛ばしまして、(事項)エネルギー対策推進費2億224万3,000円でございますが、これは、水力発電施設周辺地域対策等のエネルギー対策の推進に要する経費でございます。説明欄の1の水力発電施設周辺地域対策事業は、水力発電施設等の所在する市町村に対し公共施設整備や地域活性化事業のための交付金を交付するものであります。

続きまして、(事項)土地利用対策費3,274万5,000円でございますが、これは、土地取引の規制等、国土利用計画法の適正な運用に要する経費でございます。説明欄の3の届出勧告事務費703万6,000円は、適正かつ合理的な土地利用の確保

を図るため、一定面積以上の土地売買の届け出についての利用目的の審査等に要する経費であります。また、同じく説明欄の4の地価調査費2,241万7,000円は、一般の土地取引の指標などに活用していただくため、県内市町村において基準地の標準価格の調査及びその結果の公表に要する経費であります。

続きまして、先ほど御説明を省略しました事業につきまして、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。11ページをお開きください。元気のいい地域づくり総合支援事業であります。

1、事業の目的であります、「元気のいいみやぎ」を実現するためには、県内各地にある豊かな自然などの地域の宝を生かして個性的で魅力ある地域づくりを進めていくことが重要であります。このため、地域住民や市町村による主体的で戦略性に富んだ個性と魅力ある地域づくりの取り組みに対して支援していこうというものであります。次に、2の事業概要であります、(1)にありますように、元気のいい地域づくり総合支援事業補助金を交付するものであり、複数の市町村がみずから提案、実行する広域連携による地域づくりの取り組み、過疎地域市町村の地域づくりの取り組みに対してハード、ソフト両面で支援を行うものであります。また、(2)にありますように、この補助金に係る支援をさらに効果的なものにするため、各部局から成る横断的な調整会議を開催しまして、各部局と連携を図り、それぞれの部局下の補助金の有効活用を図るなど、事業推進のトータルコーディネートを行うこととしております。事業費につきましては2億5,155万円であります。

地域振興課は以上でございます。

○加藤総合交通課長 総合交通課の当初予算について御説明いたします。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックスで総合交通課のところ、99ページをお開きください。総合交通課の当初予算の総額は4億9,217万3,000円で、18年度当初予算に対し72.1%となっております。

それでは、主なものを御説明いたします。101ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費453万5,000円でございます。これは、広域交通ネットワークの形成に係る経費でございますが、政策的な経費は肉付け予算として今後追加補正を予定しておりまして、今回は各種協議会の負担金など通常の経費のみをお願いしております。

次に、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費2億7,161万7,000円でございます。説明欄の1、地方バス路線等運行維持対策事業2億1,816万2,000円でございますが、バス路線につきましては、マイカーの普及等によりその維持が大変困難な状況にありますことから、県としましては、国庫補助事業や県単独補助事業により市町村と連携を図りながら、地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保を図っているところでございます。今回の骨格予算では、年度当初から執行が見込まれる県単独補助事業のみをお願いしております。次に、説明欄の3、地域バス再編支援事業につきましては、後ほど別冊の委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)航空交通ネットワーク推進費1億593万6,000円でございます。次のページをお開きください。説明欄の1、「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業でございますが、この事業は、宮崎空港の国内、国際航空ネットワークの維持充実を図るものであります。まず、国内線につきましては、昨今の航空会社間の競争激化や原油価格高騰等の影響を

受けて本県におきましても利用率が伸び悩んでいる地方路線を中心に路線の廃止が行われておりますが、利用促進はもとより、国や航空会社への粘り強い働きかけにより路線の維持充実に努めてまいります。また、国際線につきましては、宮崎—ソウル線の維持充実に努めるため、さらなる利用促進に努めますとともに、台湾に重点を置いて国際チャーター便の運航実績を積み重ねることにより本県2路線目となる国際定期便の開設を目指してまいります。

それでは、先ほど説明を省略いたしました事業につきまして、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。委員会資料の12ページをお願いいたします。地域バス再編支援事業でございます。1の事業の目的ですが、廃止路線代替バスの運行などバス路線の維持に多額の財政負担をしている市町村を対象に、コミュニティバスなど、より低コストで地域の実情に応じ将来にわたって安定的に運行できる交通システムの導入を支援するものでありまして、18年度から新たに実施している事業であります。このページの一番下の参考の欄をごらんください。コミュニティバスの特徴の一例ですが、道幅の狭い道路も運行可能な小型バスを導入したり、生徒の通学や高齢者の通院などに必要な時間帯のみ運行したり、あるいは地域ごとに運行するよう曜日を設定したりして、利便性の向上や経費の節減を図ることが可能となります。上に戻っていただきまして2の事業の概要ですが、コミュニティバスなどの新たな交通システムの導入に取り組む市町村に対し、調査事業費、車両購入費及び運行費のそれぞれ2分の1を助成するものであります。次に、3の事業費ですが、19年度は4,895万5,000円をお願いしております。今年度から事業に着手した三股町、西米良村、五ヶ

瀬町の3町村のほか、新たに5市町村が事業の活用を希望しています。バス事業者の厳しい経営環境を考えますと、バス路線の維持をバス事業者のみに頼ることは困難なことから、今後はこうした市町村の主体的な取り組みがますます重要になると考えております。県としましても、積極的に支援していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡邊情報政策課長 情報政策課の予算につきまして御説明いたします。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックス、情報政策課のところ、ページで言いますと103ページをお開きください。情報政策課の当初予算の総額は11億5,854万4,000円となっており、平成18年度当初予算比で80.8%となっております。

それでは、重点事業を中心に主なものについて御説明いたします。106ページをお開きください。まず、(事項)電子県庁プロジェクト事業の2億8,182万5,000円であります。説明欄の2、電子申請届出システム運営事業7,759万5,000円ではありますが、これは、県民、企業等がいつでもどこからでもインターネットを通じて県への申請、届け出等の手続きができる電子申請届出システムによるサービスを平成17年3月から開始しておりまして、その運営に要する経費であります。次に、説明欄の3、宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業の8,440万2,000円でございますが、これは、宮崎情報ハイウェイ21の共同運営や利活用促進及び県内市町村の電子自治体化の促進を図るため、県と市町村で共同で設置しております宮崎県市町村IT推進連絡協議会に係る負担金でございまして、内容としては、後に御説明いたします宮崎情報ハイウェイ21の管理運営のうち、保守管理に係る部分の県の

負担金となっております。次に、説明欄の5、サーバールーム整備事業の8,749万1,000円でございますが、これは、民間のデータセンター内に県専用のサーバールームを設置し、機器の共用化や管理運営の一元化を行うことにより、システムの運用、管理業務の効率化とセキュリティの確保を図るために要する経費でございます。

次に、(事項)地域情報化対策費の1億7,888万3,000円でございます。これは、宮崎情報ハイウェイ21の管理運営に要する経費でございますが、内容につきましては、別冊の「生活福祉常任委員会資料」で御説明いたします。お手元の「生活福祉常任委員会資料」の13ページをごらんいただきたいと思います。まず、1の事業の目的でございますが、宮崎情報ハイウェイ21は、都市と地方との情報通信格差の是正を図り、さらに医療、福祉、教育などの公共・社会サービスの推進や行政手続の電子化に伴う事務の迅速化、効率化、産業の活性化によって県民サービスの向上を図ることを目的として構築されたものでございますが、当該情報ハイウェイ21の適切な管理運営を行うことを目的としまして、平成14年8月から供用開始をいたしております。次に、2の事業の概要でございますが、県下旧44市町村全部を全国で初めて光ファイバーのネットワークで結んだ宮崎情報ハイウェイ21の適切な管理運営を行うもので、利活用の状況としましては、資料にもございますように、民間の分野では、地上デジタル放送のバックアップ回線や山間地における無線インターネットサービスの上位回線などとしまして、また公共分野では、教育ネット「ひむか」や、住民基本台帳、医療福祉のネットワークなどがございます。次に、3の事業費でございますが、これは支線部分の光ファイバー心線の借り上げ料や運用管理に要

する経費であります。

情報政策課は以上でございます。

○岡崎国際政策課長 国際政策課の歳出予算について御説明いたします。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」、国際政策課のところ、107ページをお願いします。国際政策課の当初予算の総額は2億2,533万3,000円で、平成18年度当初予算に対し88.9%となっております。

それでは、主なものを御説明いたします。109ページをお開きください。中ほどの(事項)海外渡航事務費3,251万2,000円についてであります。これは、国の法定受託事務であります旅券発給に関する事務や県民への海外安全情報等の提供を県内3カ所のパスポートセンターにおいて行うための経費であります。

次に、(事項)国際交流推進事業費7,692万3,000円についてであります。下の説明欄をお願いします。2の外国青年招致事業2,007万3,000円は、県に国際交流員3名を受け入れ、英語、韓国語、中国語による通訳や翻訳、各種国際交流事業の企画運営などの業務に携わるとともに、県内の市町村や学校に配置されております国際交流員並びに外国語指導助手のカウンセリングや研修を実施するための経費であります。3の海外国際交流拠点整備事業負担金1,600万円は、財団法人自治体国際化協会が行います海外視察支援や国際交流活動支援などに対する負担金として納付するものであります。4の多文化共生社会推進事業につきましては、後ほど別冊の委員会資料で御説明いたします。6の東アジア民間交流促進事業は、地理的に近く、歴史的、文化的にも密接な関係にあります韓国と交流意欲を持っております音楽やスポーツ、文化、芸術などの民間団体等を対象といたしまして、相互

交流の橋渡しを行うもので、これまでも多くの分野で交流が実現しております。19年度はこの草の根交流の拡大に向けまして、台湾との民間団体交流につきましても可能性を調査したいと考えております。

次に、110ページをお願いします。海外技術協力費1,502万円についてであります。説明欄1の海外技術研修員受入事業819万9,000円は、アジアを中心とした開発途上国から技術研修員を受け入れ、専門技術の研修機会を提供し、母国の発展に貢献できる人材を養成するものであります。また、2の海外移住宮崎県出身者子弟県費留学生受入事業682万1,000円は、海外移住事業によりブラジルなど海外に移住された本県出身者の子弟を留学生として県内の大学に受け入れ、修学の機会を提供するものであります。

それでは、先ほど説明を省略いたしました多文化共生社会推進事業につきまして御説明いたします。委員会資料の14ページをお願いいたします。1の事業目的ですが、県内の在住外国人は年々増加しておりまして、地域住民と在住外国人がお互いに言語、文化、生活習慣などの違いを認めながら、地域の一員として協力し合う多文化共生社会への取り組みが一層求められております。このため、県民に対する異文化理解や相互理解の啓発並びに在住外国人への支援などを積極的に推進していくものであります。2の事業概要ですが、(1)の多文化共生の普及・啓発としまして、啓発広報誌の発行や多言語によるホームページの活用を通しまして広く県民に多文化共生に関する情報を提供するとともに、多文化共生アドバイザーを講師といたしまして、地域の活性化につながる異文化理解、相互理解の普及啓発活動を実施することといたしております。また、(2)の在住外国人への支援といた

しまして、5カ国語による生活相談や労働、事故、離婚などの専門的な相談に対応できる体制を整備するほか、通訳を必要とする外国人に付き添いのボランティア通訳を派遣することといたしております。また、日常生活や事件、事故等の緊急時に必要な日本語を習得する講座や、台風や地震に備えた体験型の防災講習会を開催することといたしております。あわせて外国人を支援する日本語ボランティアや医療通訳ボランティア、国際交流団体の育成支援にも取り組んでいくことといたしております。最後に、3の事業費でございますが、3,702万8,000円であります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○橋口市町村合併支援室長 市町村合併支援室の当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックスで市町村合併支援室のところ、111ページをお願いいたします。市町村合併支援室の当初予算の総額は17億188万6,000円で、平成18年度当初予算に対しまして88.6%となっております。

その主な内容について御説明をいたします。ページを1枚おめくりいただきまして、113ページをお願いします。中ほどにあります(事項)市町村合併支援費16億3,037万3,000円についてでございます。これは、その下の説明欄のアの市町村合併支援事業13億6,901万8,000円及びイの新市町村合併支援事業の2億6,135万5,000円から成っております。それでは、各事業の主な内容について御説明をいたします。まず、アの市町村合併支援事業についてでございますが、この中では、旧合併特例法のもとで合併いたしました5市1町が実施いたします合併後の一体

的なまちづくりを支援するための支援交付金につきまして、13億6,550万円を支出することといたしております。

次に、イの新市町村合併支援事業についてでございます。この事業につきましては、別冊の委員会資料の方で御説明をさせていただきたいと思っております。委員会資料の15ページでございます。まず、1の事業目的にありますように、この事業は、合併新法のもとでの自主的な市町村合併を推進いたしますために、合併に対する県民の理解を深め、合併機運の醸成を図りますとともに、新市町村合併支援プランに基づきまして、合併に向けた市町村、地域住民等の取り組みに対しまして、それぞれの段階に応じた支援を行うものでございます。次に、2の事業概要でございますが、(1)の合併気運醸成重点広報事業でございます。これは、市町村合併の必要性や合併構想の内容等につきまして、講演会、新聞広告等によりまして県民に対し広く周知を図るものでございます。(2)の合併協議会等活動支援は、法定合併協議会の要請に応じて有識者や県職員をそれぞれ合併アドバイザーや合併協議会の委員、顧問、事務局職員として派遣する等の支援を行うものでございます。(3)の合併協議会補助金は、合併協議の促進、円滑化を図るために、法定合併協議会を構成いたします市町村に対し、協議会運営に要する経費の一部を1市町村当たり単年度500万円を限度に補助するものでございます。4の新市町村合併支援交付金は、合併新法のもとで合併いたしました市町村に対して、その合併に伴う財政負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくりを支援するために交付するものでございます。交付額は、合併関係市町村の数に1億円を掛けた額といたしております。以上、4つの事業を合

わせました事業費は、3の事業費にありますように、合計で2億6,135万5,000円となります。

説明は以上でございます。

○中野一則委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○内村委員 情報政策課の106ページですけれども、宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業費についてお尋ねします。この説明資料で地図が示してあるんですが、なかなか入らないエリアが山間部でまだあるものですから、これから先とかここをどうとらえていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○渡邊情報政策課長 情報ハイウェイにつきましては、旧44市町村の役場、そこまでについてはこういう光ファイバーもつないでおります。これについては、いわゆる公設をやることによっては、民間、NTTさんとかQTネットさん、こういうところではなかなかできないところについてのある意味での準幹線的なものをやっております。後につきましては、各家庭まではそれぞれの民間事業の方が実施をやっていただくということでございますので、それぞれの地域についてはまだすべてが埋まっているということではございませんが、ある意味では、ただいま申しましたように、他県に比べまして旧44市町村につきましてすべてそういうブロードバンド化ができているというのはどちらかというと進んでいるものだと思っております。

○井本委員 地域バス再編支援事業なんですが、TRを県が負担している部分があると同時に、もちろん市町村が出しているお金があるでしょうけれども、その辺がわかっただけで、地元が今、TRでいろいろ荒れているものだから、もうちょっとわかりますかね。

○加藤総合交通課長 TRとバスの関係でござ

いますか。

○井本委員 TRのかわりにバスをやっているのが普通でしょう。バスとかタクシーとかいろいろ使っているかもしれませんが、できたらその総額というか、そんなのはわかりませんか。

○加藤総合交通課長 まず、TRそのものにつきましては、TRの経営に対して、年によっていろいろありますが、運行していたときは年7,000万円ぐらい出しておりました。それから、延岡一高千穂間のバスにつきまして、当時11本、11往復ございまして、その後、TRが運休しましてから2本追加しまして、13本の普通バスが通っております。こちらの方の補てんの方がTR運休後、17年10月から18年9月で約3,400万円ぐらいの運行費補助を出しております。

○井本委員 市町村の分まではわかりませんね。

○加藤総合交通課長 バスで言いますと先ほどの3,500万ですけども、国が770万、県が770万、沿線市町が1,900万円ぐらいでございます。

○井本委員 7,000万プラスそれだけということですか。

○加藤総合交通課長 今の内訳はバスの方の内訳でございます。TRの方の内訳は、まず安定基金の方に入れておりましたので。

○井本委員 今までどのくらい出していて、それが振りかえることによってどのくらいになったのかというのがわからんかな。

○加藤総合交通課長 振りかえ分がどうということではございませんで、バスの全体で出しておりますので、どの分が振りかえでお客さんが行ったかというのは、その分の赤字が幾らかというのはちょっとわかりません。

○井本委員 もう一回聞きますと、7,000万今まで出していたのが3,000万円で済むようになって

きたわけですか。

○加藤総合交通課長 TRの補てんが7,000万、当時ございまして、バスの方も当時3,500万ほどございました。ということで両方合わせて1億以上のものを当時出していたということでございます。高千穂鉄道の方の運行休止になりましたからは、当然高千穂鉄道の運行費の方には補てんしておりませんが、バスの方は11本が13本にふえたんですけども、補てんの方はいわゆる赤字補てんですので、同じ程度の3,500万になっているということでございます。

○井本委員 高千穂鉄道はそれプラス赤字が出ていたんですか。1億円ぐらい県としては出していたと。プラス高千穂鉄道自身もまた赤字を出していたということはあるわけですか。基金がずっと減りよりましたね。

○加藤総合交通課長 基金を持っておりましたので、基金によって復旧費を出したりとかそういったことはございましたけれども、一応その年度の会社としての赤字の部分について経営安定基金から出しておりましたので、それが年々7,000万ぐらいを出したということでございます。

○井本委員 そうすると、年間大体1億7,000万ぐらい自分たちが稼ぐ以外に要りよったと、そう考えていいわけですか。

○加藤総合交通課長 高千穂鉄道については7,000万円年間補てんということですよ。

○井本委員 高千穂鉄道には7,000万で、それプラスバスにも出していたと。それが3,500万で足りるようになったと。高千穂鉄道はそれ以外に、7,000万出す以外に赤字が出ていたんじゃないですか。それを基金から減らしていたんじゃないですか。

○加藤総合交通課長 補てんがそれぞれの年度

の赤字の部分についてですから、それ以外の赤字というのはございません。

○井本委員 7,000万というのは基金から補てんしていたという意味ですか。

○加藤総合交通課長 基金から補てんでございますけれども、県と沿線市町は年間3,000万ずつ基金に積み増しをしております、一度県と沿線市町から年間3,000万基金に入れまして、その基金から赤字を補てんしていたということでございます。

○井本委員 具体的に幾ら高千穂鉄道に年間要ったわけですか。高千穂鉄道自身1億要りよったわけですか。7,000万使って3,000万補てんしてというと、よくわからんね。要するに、どれだけあれを維持するのに金がかかっていたかというのを聞きたいわけです。

○村社地域生活部長 簡単に言ってしまうと、高千穂鉄道は16年度前後に7,000万から1億ぐらいの赤字を出していました。それは基金から補てんするんですが、その基金に県と沿線で3,000万入れていましたので、7,000万のうち3,000万は沿線と県で出していたというふうに理解していただいていると思います。

○井本委員 それはそれでわかりました。

それから、市町村合併支援事業ですが、合併をやって、やっぱり合併やらんけりゃよかったんじゃないかなと結構言いよるんですよ。やっぱり合併よかったなというふうにせんと、今後合併はせんですわね。合併しろ合併しろということももちろんいろいろ宣伝するんでしょうけれども、合併しなかったら危なくなるんですよというようなこともある程度言わんと、せん方がよかったんじゃないかというような雰囲気があるんです。その辺の啓発というのか、その辺のことはどうですか。

○橋口市町村合併支援室長 市町村合併については私ども構想をつくっております、構想の中で、これからの市町村の人口動態とか、高齢化の状況とか、今の行財政の現状とか、そういった分析資料をつくっております、前の委員会でもお示したわけですが、そういった資料をもとに市町村の皆さん方には、こういったデータをもとに将来のことを考えていきますと、例えば高齢化によって産業の担い手とか後継者がどうなっていくんでしょうねと。それから、少子化の問題も出てくるわけですが、そういったものとか、行財政の現状、今の財政が非常に厳しい状況、しかも言ってみれば地方一般財源が厳しい状況になってきている。そういった中で我々としては構想をつくって合併してはどうですかというふうなことでいろいろ投げかけをします。ただ、その判断というのは住民の皆さん方が、データを我々が提供するのには限られていますので、もっと身近な市町村に足を運んでいただくなり、そことやりとりされる中で情報をいろいろとって、自分たちで将来のまちづくりに向けてそのデータなんかも参考にしながらいろいろ議論していただく中で合併という選択肢をどう判断されるかというところ、そういったところでのきっかけになるような説明会を昨年ずっと、18年度もやってきたわけですが、やってみますと、市町村ではこんな初めて聞きましたと、そういう情報ですら自分たちには市町村当局が出してもらえないとか、そういう議論もございまして、ですからそういう意味では、私どもこれからもいろんな形で説明を続けていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○井本委員 簡単に言えば、長期的に見れば合併せにゃいかんと、近視眼的にこの辺だけ見て

おれば何か損したような気になるというのが恐らく大きな論点じゃないかなという気がするんですけども、一般の人たちはその辺まで考えんで、ただ目先の、した方がいいか悪いかを言うてやるものだから、その辺の理解をある程度わからせにゃいかんのかなと。わかりました。それで結構ですから、何とかひとつわからせる工夫をお願いいたします。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○黒木次男委員 委員会資料の11ページの元気のいい地域づくり総合支援事業の目的は、「元気のいいみやざき」を実現するために県内各地域の豊かな自然、歴史や神話、伝承などの地域の宝を生かし、個性的で魅力ある地域づくりを進めていくことが重要であると。地域住民や市町村による主体的で戦略性に富んだ個性と魅力ある地域づくりの取り組みを総合的かつ重点的に支援すると。予算も2億5,155万組んであるようですが、現在、そうした元気のいい地域づくり、この支援事業に条件がマッチするような地域があるわけですか。あれば、どことどこかといったようなことで教えていただきたいと思うわけですけども。

○鈴木地域振興課長 元気のいい地域づくり総合支援事業は17年度から実施しておりますが、具体的なものを申し上げますと、市町村等からこういったものをやりたいということで計画が上がってきましたものを検討しまして、採択をするということでございますけれども、それが17年度は11カ所、18年度でございしますが、7カ所ということで、箇所といえますか、市町村等でございますけれども、実績がございします。

○黒木次男委員 具体的にそういういろんな条件が整っておるわけですか、11市町村と7市町村は。

○鈴木地域振興課長 条件が整っていると申しますか、ここに書いてございますように、基本的に元気のいい地域づくり総合支援事業といいますのは、通常の補助金と違いまして、市町村が自分のところの自然とか歴史とか民話とか、そういった資源を活用しましてこういった地域づくりをしようというものに対しまして補助をするというものでございますので、条件としましては、そういったものに対して補助をするという事業でございます。

○黒木次男委員 例えばこれはいろんな建造物をつくるとかそういうことじゃなくて、現在あるその地域の名所、伝統ある地域とか、由緒のあるところを盛り上げていくというような事業なのか、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○鈴木地域振興課長 ここに書いてございますように現在ある資源を生かしてということでございしますので、そのまま生かす場合もありますし、組み上げていって新しいものをつくるというのもございします。例えばで申しますと、美郷町、旧西郷村なんかで17年度に「おせりの滝と民話の森」ということで、それまであった民話を継承していこうじゃないかというのがありますし、新しいものとしましては、18年度に採用しました西都市、綾町、西米良村でありますと、奥宮崎の観光開発をやろうじゃないかということで、今までそういったものがございましたけれども、新しい視点で考えて、3市町村でそういったものをつくり上げていこう、こういった取り組みなんかに対しまして補助をしているということでございします。

○黒木次男委員 西郷村も今言われましたが、私も何かの視察に行ったわけですが、地域の人たちの融和のとれたいいところであるし、過疎

地ですけれども、例えばあの付近は道路も余りよくないですね。場合によってはそういった道路の整備とか、そういうこともこれには含まれておるわけですか。

○鈴木地域振興課長 基本的には、書いてございますように地域資源を活用することが中心でございますので、ハードももちろんありますけれども、道路等含みませんで、場合によってはそういうのもあるかもしれませんが、例えば遊歩道の整備とか、そういった観光とか地域づくりにつながるようなものにつきましてはありますけれども、道路につきましては、ほかの部署で整備していくという形になろうかと思っております。

○黒木次男委員 西郷村近郊はそういうことをやって観光客やらがどんどん行くように、そしてまた地域の生活も豊かになるわけですから、ぜひひとつ成功するように頑張ってくださいと思います。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○井上委員 先ほど井本委員からも出たんですが、新市町村合併支援事業、これってもう想定して、ぶわっとした感じで市町村合併してくださいよという話なのか、それともターゲット絞り込んで大体このあたりをこうしようみたいな、そういう考え方なのか。ずっとぶわっとしてやっていると、市町村、31でいいじゃないかみたいな話になると思うんです。でも、県の方としてはそういう考えがないのなら、せつかく予算を有効に生かすということから、3億近いお金使うわけだから、今回はここをターゲットにやろうとか、そういう感覚でやられるのか、それとも今までもやってきたみたいな大まかなものなのか、それはどっちなんですか。

○橋口市町村合併支援室長 新法の期限という

のは22年3月でございまして、年次的にここから重点的にという時間配分的には、法期限まで3年ございまして、合併協議から合併するまで、スタートから終わるまで大体2年前後、20カ月前後かかるというふうに言われているわけですが、重点的にどこからこうという段階的にやっていくというのも時間配分とかそういうのを考えますと非常に難しいものがあるかなという気がするんですけども、構想の中では、どこを重点にというよりも、県内全域についていろんな分析をいたしまして、我々はその一つの議論の投げかけとして10のブロックで構想をつくっているわけですが、それぞれのところでそういう議論をしていただく、早く議論を立ち上げていただきたいというふうなことで、ちょっと大まかな、ぼやっとしたというふうにおっしゃる受けとめをされるかもしれませんが、我々としてはどの地域にも重点的にやっていこうというつもりで考えているところでございます。

○井上委員 合併しなかったところは自立を目指してということで、自立でいこうとしたところの予算とかを考えると、そこが自立でいけるための努力というか、予算の組み立てというのを現実にして、そこを執行していくわけですね。将来的には合併かなというのはどこかにみんなあるんでしょうけれども、でもやっぱり自立の道を一応選択した以上はそこをやっていこうと。費用対効果とか考えると難しい面もある。大体ここをそういう意味でやっていくというふうにした方が、これは答弁をされると大変面倒なことになってはいけないのでいいとしても、やっぱりそうしないとなかなか難しいのかなという気はすごくします。例をとって言えば、宮崎市なんかおもちが膨らんだみたいになって、清武

町がこうあるわけですけれども、本当に自立に向けていろんな知恵出しているわけですね。その人たちに、じゃ、宮崎市に合併しなさいよということがどうなのかと言われると、非常に難しい点、悩ましい面がいっぱいあるわけです。そういうこととかいろいろ考えていくと、その話の持っていき方も提起の仕方も非常に厳しいのかなという気はいたしますね。この前、合併できなかったところについては、これから合併しやすいと想定できるところなんかを考えてやっていただく方がいいのではないか、そういう分析をちゃんとしてもらった方がいいのではないか、そういう気はいたします。

それは要望として聞いていただいて、もう一つ、私もこだわっていて申しわけないんですけども、地方バスのことについて、新年度予算で、今回は骨格予算なので6月に予算をとると。地域生活部が今後予算を獲得しなければいけないというのは、20何%以上獲得しないとイケないわけですね。削ろう削ろうと言われている予算の中で、事業の見直しもしましょうと言われている中で、何をどんなふう守っていくかということは大変だろうと思うんです。これから25%以上積み上げていくとあったらですね。そういう意味で言う2億1,816万、地方バス路線というのは、この事業の市町村というのは何市町村にまたがっているんですかね。

○加藤総合交通課長 今回お願いしています2億1,800万ですけども、29市町村の113系統でございまして。

○井上委員 先ほど課長の方から説明していただきました地域バス再生支援事業、これとのかわりというのはどんなになっていますか。

○加藤総合交通課長 今回お願いしています2億1,800万円の分につきましては、まず路線バス

で、これは宮交とか事業者が運行しているバスの中で、複数の市町村にまたがるバスについて赤字の部分を補てんするものがございまして。それが3系統入っております。もう一つが、バス事業者が廃止した分の廃止路線代替バスというのですが、これが先ほど言いました113系統でございまして。それともう1件、宮崎市がバスをリースしている分につきましても一部補助制度がございまして、これが宮崎市に1台ということとでございまして。

○井上委員 先ほど御説明いただいた地域バスの再生支援事業ですよ。

○加藤総合交通課長 先ほどお願いしたのは廃止路線代替バス等でございますが、地域再編バスは今言いました廃止路線代替バスで、先ほどの2億1,800万の2億以上が廃止路線代替バスでして、いわゆる路線バスとしては廃止になったものを、同じ路線を同じバスが走っております。ここについての市町村、県の負担がひどく大きいものですから、これを先ほど言いましたようにコミュニティバスの方に転換していくという事業でございまして。

○井上委員 そうあるべきだと思うんです。以前も私も申し上げましたけれども、バス事業者に金を出すだけで知恵も出さないで。結局は、環境問題も考えればハイブリッド車なんかを走らせた方が絶対にいいわけですね。もっとここについては大胆に、そこを本当に地域事情に合ったようなバス路線に仕上げていかないと、単なる事業者の感覚だけでやられると単なる経営の支援をしているというだけであって、本当の意味での地域との合致性みたいな、政策の整合性みたいなものはないと思うんです。費用対効果という点でもないと思うんです。今までなかなかここに踏み込めなかったけれども、

今回の事業で踏み込んでいただいたわけだから、これをうまく仕上げさせていただくというか、もっと市町村ときちんとコミュニケーションとっていただいて、これをやっていただく地域生活部の中での政策的効果みたいなのがすごく出て、それと地域活性化ですね。地域で物を考えて地域でつくり上げていく。もしかするとここはNPOの参入があり得るかもしれない。そういうこととかをうまくつくり上げるということが、地域生活部らしいそういう事業の仕立てみたいなのができる分野だとここは思うんです。その辺を丁寧に……。庁内だけで考えるのか、それともそういう人たちまで発信した形で考えていくのか、市町村だけで頭だけで考えようとするところに問題性が出てくると思うんです。もっと周りの人たちが参入できやすいような、ある意味で言うと、ここにも新たな雇用が生まれる可能性は出てくるので、そういう総合的な観点からこの事業を仕立てていただけるとおもしろいし、今回切り込みのいい事業の組み立てになっているので、そこをやっていただきたいと思えます。その辺はどうなんでしょうか。

○加藤総合交通課長 今、井上委員のおっしゃるとおりでございます、このバス再編支援事業は市町村が主体となりまして、みずからがニーズ調査して計画を立てます。その計画を立てる段階で当然利用者の意見、いろんな関係者の意見も聞きますし、NPOについて言えば、そこに委託することも可能でございます。そういったことで、先ほどおっしゃったように、バス事業者にお金を出して走らせてもらうんじゃなくて、地域みずからが、市町村及び住民ですけれども、みずからが考えて、当然県の方もそこにはアドバイスしていきますけれども、そういったことで自分たちの交通手段というのを確保す

るとというのがこの事業のねらいでございます。

○井上委員 地域が自分のところの地域の実態調査といったらおかしいんですけども、住民のニーズと住民はどういう暮らしをしているのかということ把握するのもいいというのが一つ大きくありますね。それともう一つは、バス事業者がもっと環境だとか地域だとかということに配慮した事業の参入の仕方みたいなのを考えて知恵を出してくれたら、企業努力というのもここに十分生かされる可能性というのは非常に高いと思うんです。そういう意味での民間参入のすみ分けとか、そういうことも非常に考えられるので、これについては今回は本当に期待できるような事業が出てきたわけですから、そこを丁寧に仕上げさせていただいて、効果のあるようなものにしていただくと、ここは費用対効果ですごい効果が出てくるような状況になると思うので、ぜひこれは頑張ってくださいと思います。

総合交通課が持っている予算全体が、例えば私が前々から言っている流通関係のコストだとか、そういう問題についてはどこがどんなふう考えていくのか、農政サイドだけで考えていいのかという問題とか、いろいろあったと思うんです。その割には、そういうのを考えていくところの予算は非常に小さいという形になっていると思うんです。総合的に宮崎県の総合交通網というのはどんなふうにあるべきで、きちんとそこについて切り込めるような、そういう頭脳集団として総合交通課があって、土木の方で単なる高速道、高速道と言っているだけでは、どうやったら物流の問題とかも解消できるのかということなんかの政策的なブレーンとして考えていただけるような、そういう課であってほしいなど。その割には予算が非常に少ないと

か、研究に行けるのかとか、そういう意味での心配があるんですけども、もし予算を肉付け予算でとるとかといったときには、自分たちの部の中で、総合交通課で何をどんなふうに仕上げていくかということとか考えて、財政当局を動かすぐらいアプローチしていただけたらなというふうに思いますが、これは地域生活部長の方がいいのでしょうか。

○村社地域生活部長 委員おっしゃられますように、この3年間、陸・海・空の交通網、いろんな形で大変な状況になりました。私が就任しました16年でもスカイネットに始まって、マリン、宮崎交通、それから飛行機、地方路線ですね、それから高千穂鉄道もありましたし、いろんな形で再編の時期を迎えたというふうに言っても過言じゃないと思います。確かにこの3年間、バスはバス、海上交通は海上交通、いろんな形でそれぞれ対応してきたのが実情だったと思います。これから、言われるように宮崎全体の交通体系をどうしていくのかということを考える時期に来ていると思います。その辺については十分我々も考えを今からやっつけていかんやいかんということで、認識は十分しているつもりであります。

○太田委員 関連しますが、地域バス再編支援事業ですが、三股、五ヶ瀬、西米良ということでは18年度導入されたということですけども、これはNPO法人とかいったのも考えられるということではありますが、例えば陸運局の関係等でいろいろ難しい面もあったんじゃないかと思うんですが、具体的に言うと、三股、五ヶ瀬、西米良の運転手なんていうのは、例えば宮交の退職者とか、もしくは何らかそういった自動車会社の人たちをお願いするような形のものなんでしょうか。

○加藤総合交通課長 まず、市町村が実施主体になります、市町村がみずから運転手さん等を、これは職員というよりか、非常勤とかというような形で、免許、資格を持っている方を雇い上げることも可能ですし、民間の事業者に委託する、民間の事業者の方が運転手は雇ってとか、形態はさまざまでございます。

○太田委員 その場合、私たちもコミュニティバスといいますか、そういったのが以前は認が難しいというふうなイメージで聞いていたものですから、平成18年度から新たに取り組みされてということで、最近の動きとしてそういった陸運局といいますか、運送法上の問題、運転手をそういった形で雇っていいのかという、その辺の問題はクリアされたわけですね。

○加藤総合交通課長 国においても地域交通そのものを見直しをしておりますので、そういった意味で、運転手の資格とか、そういった業務に当たらせてはいけないとか、そういったネックはございません。

○太田委員 わかりました。私たちも郡部といいますか、地方に行くと、病院に通いたいんだけど、車がないという悩みを過疎化が進んでいる地域の人たちからよく聞くんです。隣近所の人に頼むのもつらいということで、バスを月曜日でもいいからとか、ここに書いてあるとおり、柔軟性のあるやり方でやってほしいという声を聞くものですから、そういうのが少しずつ変わってきたのであれば、こういったコミュニティバスの導入というのを本当に考えていかんやいかんということをつくづく感じたんですが、参考に聞きますが、今度5町村、5自治体が導入の計画であるということですけども、これはどこになりますか。

○加藤総合交通課長 18年度新規事業でございます

ましたので、全市町村といろいろ協議をいたしております。来年、先ほど5市町村と言いましたが、今のところ、串間市、南郷町、美郷町、日之影町が希望しております。

○**太田委員** 延岡もコミュニティバスの希望を市長が述べられていたような気もしたものですから、わかりました。

○**加藤総合交通課長** 串間市、南郷町、美郷町、日之影町、それに椎葉村を入れて5です。失礼しました。

○**太田委員** 念のため聞きますが、延岡市も申請しようとするればできるものなんですね。

○**加藤総合交通課長** この制度を18年度つくったときに、3万人以上の市については国庫補助制度が、別な制度があるということで対象にしておりません。

○**太田委員** わかりました。

国際政策課の方にお聞きいたします。説明資料の110ページのところに海外技術協力費というのがありまして、説明の2番に海外移住宮崎県出身者子弟県費留学生受入事業というのがありますが、例えば宮崎県の出身者であるということで、大学とか、高校も入るのかどうかわかりませんが、これは東京とか大阪とかどこの大学に行こうといいんですか。宮崎県の大学じゃないといかんというような縛りがあるんでしょうか。

○**岡崎国際政策課長** これは宮崎県内の大学ということにいたしております。というのが、受け入れをしまして、宿舍とかあるいは日常生活とかそういう面倒見ますし、本県の出身の子弟ですので、そういう形で縛っております。

○**太田委員** わかりました。宮崎県に住んでもらいたいというのもあるんでしょうが、実績としては去年は何人ぐらいいらっしまったんで

しょうか。

○**岡崎国際政策課長** 受け入れ人数は3人なんですけど、去年は2名受け入れております。

○**中野一則委員長** ほかにありませんか。

それでは、以上で市町村課、地域振興課、総合交通課、情報政策課、国際政策課、市町村合併支援室の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため、暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時50分再開

○**中野一則委員長** 委員会を再開します。

各課室ごとの説明及び質疑がすべて終了いたしましたので、総括質疑に移ります。地域生活部の当初予算関連議案全般につきまして質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中野一則委員長** その他の事項について何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中野一則委員長** それでは、以上をもって地域生活部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後2時51分散会

平成19年3月2日（金曜日）

午前10時0分開会

出席委員（8人）

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 中野一則 |
| 副委員長 | 宮原義久 |
| 委員 | 川添睦身 |
| 委員 | 黒木次男 |
| 委員 | 井本英雄 |
| 委員 | 内村仁子 |
| 委員 | 太田清海 |
| 委員 | 井上紀代子 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

| | |
|----------------------|-------|
| 福祉保健部長 | 河野博 |
| 福祉保健部次長 （福祉担当） | 田中六男 |
| 福祉保健部次長 （保健・医療担当） | 山内正輝 |
| 部参事兼福祉保健課長 | 内戸保博秋 |
| 医療薬務課長 | 高島俊一 |
| 薬務対策監 | 串間奉文 |
| 国保・援護課長 | 刀坂忠義 |
| 高齢者対策課長 | 畝原光男 |
| 児童家庭課長 | 松田豊 |
| 少子化対策監 | 高橋博 |
| 障害福祉課長 | 轟田歳明 |
| 障害福祉課部副参事 | 岩本直安 |
| 衛生管理課長 | 川畑芳廣 |
| 健康増進課長 | 相馬宏敏 |
| 健康増進課部副参事 | 瀧口俊一 |

事務局職員出席者

| | |
|---------|------|
| 議事課主幹 | 野間純利 |
| 総務課主任主事 | 児玉直樹 |

○中野一則委員長 ただいまから委員会を開会いたします。

昨日は、西都市ほか地域の9団体の方から、西都児湯医師会西都救急病院の内科医がいないということで内科医確保のための陳情が議長にあったそうです。議長は、委員会で申し入れ等を要望できないかと、こういう話でありましたが、委員会になじみませんので、それはできません。ただ、ちょうど本日は福祉保健部の常任委員会で審査ですから、これも含めて活発な意見が出ることを期待いたします。

では、今回当委員会に付託されました当初予算関連議案について部長の説明を求めます。

○河野福祉保健部長 それでは、当初予算関係の提出議案について、その概要を御説明申し上げます。

常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。一番上の1は、議案第1号、第3号関係で、平成19年度の福祉保健部の当初予算案でございます。また、2の議案第19号から4の議案第31号までは、条例の改正に関するもので、全体で5件の議案がございます。

それでは、資料の1ページをごらんください。1の県及び福祉保健部の予算であります。来年度の県の当初予算は、御案内のとおり骨格予算として編成しており、一般会計の予算規模は4,663億1,900万円、前年度に対して19.6%の減となっております。その下の福祉保健部の予算は、一般会計で703億3,747万4,000円、前年度に対して約35億円、4.8%の減となっております。

骨格予算ではありますが、社会保障関係費等を經常経費として計上するとともに、政策的な経費についても早急な対応を要する経費などは、県民生活への影響を勘案し、所要額を計上しているところであります。各課別の予算につきましては、下の表のとおりでありますが、下から2番目の特別会計の母子寡婦福祉資金特別会計につきましては4億9,222万8,000円、2.1%の増となっており、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算の合計額は708億2,970万2,000円、4.7%の減となっております。

次に、資料の2ページをお開きください。2ページから9ページにかけて、平成19年度当初予算における福祉保健部の重点事業を掲載しております。私の方からは黒丸をつけている事業について御説明をさせていただきたいと存じます。

初めに、福祉保健課所管の上から4番目の「県立看護大学運営事業」であります。県立看護大学は開学から11年目で、19年度は大学院の完成年度となります。本県における資質の高い看護職者の育成と、大学の有するさまざまな機能や研究成果の地域社会への還元など、本県の保健、医療、福祉の向上を目的とした大学の運営費であります。

次に、3ページをごらんください。医療薬務課所管の事業であります。一番上の「医師修学資金貸与事業」では、県内出身の医学部在学者に修学資金を貸与し、県内の地域医療の現場を支える医師の安定的確保を図ることとしております。その4つ下の「薬物乱用防止推進事業」では、相談事業や官民一体となった啓発活動を行い、全国的に増加傾向にある青少年の薬物乱用を未然に防止することとしております。

次に、国保・援護課所管の事業であります。

まず、「老人医療費支給事業」は、市町村が行う老人医療に要する費用について一定の負担を行うものであります。その2つ下の「国民健康保険助成事業」は、低所得者の保険税軽減措置や高額医療費の発生などに対し、市町村の国保財政の負担の軽減を図るもので、その1つ下の「都道府県財政調整交付金」は、県が国保の財政調整機能の一部を担うことにより国保運営の安定化のための取り組み促進を図るものであります。

4ページをお願いいたします。高齢者対策課所管の事業であります。1つ目の「長寿社会推進センター運営確立事業」は、高齢者自身の生きがいづくりなど、シニアパワーを引き出すための長寿社会推進センターの諸活動を支援するものであります。

5ページをごらんください。2つ目の「介護保険財政支援事業」であります。介護保険制度は、平成12年4月の創設以来、高齢者の介護を支える仕組みとして定着してきましたが、高齢化の進展により今後ますますニーズが高まることが見込まれますので、制度の円滑な施行と市町村の介護保険財政の安定化を図るものであります。その3つ下の「老人福祉施設整備等事業」は、宮崎県介護保険事業支援計画等に基づき、老朽化した特別養護老人ホーム等の改築や増床を行うことにより入所待機者の解消等を図るものであります。

次に、児童家庭課所管事業についてであります。2つ目の「児童相談心理判定機能強化事業」は、児童福祉法等の改正を踏まえ、家庭相談員の役割を見直し、心理判定のできる家庭相談員を配置することにより、家庭児童相談における市町村への支援機能強化や児童相談所の心理判定機能の強化を図るものであります。

6ページをお願いいたします。一番上の「児

「児童手当支給事業」は、急速な少子化の進行を踏まえ、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児に対する児童手当等の額を第1子及び第2子について月5,000円増額し、一律1万円とするものであります。

次に、障害福祉課所管事業についてであります。6つ目の「「生きる力」応援・うつ病対策事業」につきましては、昨年8月に宮崎県自殺対策協議会を立ち上げるとともに、相談体制の整備や啓発事業など、自殺関連うつ病対策事業を実施しているところでありますが、来年度は同協議会からの提言を取りまとめ、総合的な事業展開を図ることとしております。その3つ下の「障害児ライフステージ支援モデル事業」につきましては、障がい児のライフステージに応じた一貫支援を確立するため、福祉ゾーンをモデルに本県独自の療育支援プログラムを試行、実践しておりますが、来年度はこれらの試行を踏まえ、より実効性に配慮した検証、改善を進めていくこととしております。

7ページをお願いいたします。一番上の「障害児等療育支援事業」につきましては、今年度、県北、県西地域を対象に肢体不自由児対策として取り組んだ事業を来年度は県内全域に拡大するなど、身近なところで必要な診療、訓練及び相談が受けられますよう、民間活力を最大限活用しながら県内における療育支援体制の整備を図ることとしております。

次に、衛生管理課所管事業についてであります。3つ目の「BSE検査業務運営費」は、県内5カ所の食肉衛生検査所において実施するBSEスクリーニング検査に要する経費で、安心して衛生的な本県産牛肉の提供を図るものであります。

8ページをお開きください。健康増進課所管

事業についてであります。上から3つ目の「女性の健康支援事業」は、女性のライフステージに応じた健康相談やがん予防の普及啓発、検診の推進等を行い、生涯を通じた女性の健康保持増進を図るものであります。

9ページをお願いいたします。上から3つ目の「新型インフルエンザ対策事業」は、抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」の購入備蓄に要する経費であります。

なお、10ページから23ページにかけましては、福祉保健部の主要事業の概要を添付しております。後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、債務負担行為についてであります。お手元の「平成19年2月定例県議会提出議案（平成19年度当初分）」の9ページをお開きください。福祉保健部関係の債務負担行為は、上から3つ目の児童家庭課の「平成19年度民間児童福祉施設整備資金利子補給」の1件でございます。

以上が平成19年度当初予算の概要であります。

次に、その他の議案3件につきましては、御説明申し上げます。

まず、同じく議案書の議案第19号のインデックスのところ、ページで言いますと59ページをお開きください。「感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例」であります。これは、結核予防法が廃止され、結核に関する事項が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合されることに伴いまして、条例の関連規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号のインデックスのところ、ページで言いますと67ページをお開きください。

「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。これは、県立看護大学大学

院における聴講生の廃止、介護保険法の改正に伴う指定介護保険事業所等に係る更新制の実施や県立こども療育センターの文書作成手数料の見直し等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号のインデックスのところ、ページで言いますと115ページをお開きください。「宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例」であります。宮崎県介護保険財政安定化基金は、介護保険法に基づき市町村の介護保険財政支援を目的に県に設置しているものであります。現在の基金残高で今後の貸し付け等に対応できると見込まれることから、条例第2条第1項に規定する拠出率1000分の1をゼロに改めるなどの改正を行うものであります。

以上、今回提案いたしております議案の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○中野一則委員長 次に、各課長に説明をお願いするわけですが、審査に時間を要するため、グループごとに説明と質疑を行い、それが一通り終了した後に総括質疑の時間を設けたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。なお、歳出予算の説明につきましては、重点事項、新規事業を中心に簡潔明瞭にお願いいたします。

まず、福祉保健課、国保・援護課、高齢者対策課、児童家庭課、障害福祉課の審査を行いますので、関係の方だけお残りいただき、その他の方につきましては別室で待機していただきませうようお願いいたします。

それでは、準備のために暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時14分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

それでは、福祉保健課長から順次お願いいたします。

○内栞保福祉保健課長 福祉保健課分を御説明いたします。

福祉保健課の関係分は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」及び議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の2件でございます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」について御説明いたします。

お手元の冊子「平成19年度歳出予算説明資料」の赤いインデックス、福祉保健部の青いインデックス、福祉保健課、ページで言いますと117ページをお開きください。福祉保健課の平成19年度当初予算は総額で106億7,175万6,000円ございまして、前年度当初予算と比べて8億9,763万7,000円、7.8%の減となっております。

それでは、以下、重点事業など主なものについて御説明いたします。119ページをお開きください。まず、中ほどの（事項）社会福祉総務費2,356万5,000円でございます。これは、社会福祉審議会及び各種社会福祉推進のための事業等に要する経費でございます。説明の欄の2の介護福祉士等修学資金貸付事業1,784万2,000円でございますが、この事業は、介護福祉士及び社会福祉士を目指して養成施設等で修学する者に対して修学資金を貸与する事業でありまして、貸付人数は41名を予定しております。

次に、その下の（事項）社会福祉事業指導費5億769万6,000円でございます。これは、社会福祉法人・施設等の育成強化に要する経費でござ

ございます。説明の欄の1の社会福祉施設対策事業の(1)社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金5億128万4,000円でございますが、これは、民間社会福祉施設等の職員等を対象に退職手当共済事業を行っております独立行政法人福祉医療機構に対し、法律に基づき経費の一部を補助するものでございます。

一番下の(事項)地域福祉対策事業費1億4,999万6,000円でございます。これは、民間社会福祉活動の促進に要する経費でございます。

次の120ページをお開きください。説明の欄の3、福祉サービス利用支援推進事業7,574万4,000円でございますけれども、これは、認知症高齢者などに対しまして金銭管理サービスなどを行うなど、県民が安心して福祉サービスを利用できるよう支援するための事業でございます。

次に、1つ飛びまして、(事項)民生委員費1億3,148万6,000円でございます。これは、民生委員の活動及び顕彰等に要する経費であります。説明の欄の1の民生委員活動費等負担金の1億3,056万5,000円でございますが、これは、現在1,900人をお願いしております民生委員の活動に要する経費や地区民生委員協議会の運営に係る経費等を補助することにより、民生委員の地域福祉活動の促進を図るものでございます。

次に、(事項)福祉総合センター費1億5,530万3,000円でございます。これは、福祉総合センターの運営及び福祉人材の育成に要する経費でございます。説明の欄1の福祉総合センター管理運営費の(1)センター管理運営委託費4,799万9,000円でございますが、これは、宮崎市原町にあります福祉総合センターの管理を指定管理者であります株式会社文化コーポレーションに委託するものでございます。

121ページをごらんください。2の社会福祉研

修センター事業の4,614万6,000円でございますが、これは、社会福祉事業に従事している職員等を対象に初任者研修から専門研修までの51コースの研修を実施し、福祉人材の資質の向上を図るものでございます。次の3の福祉人材センター事業の3,616万円でございますが、これは、資質の高い福祉従事者を安定的に確保するために、福祉人材無料職業紹介事業や各種の講習会を行うものでございます。

一番下の(事項)災害救助事業費8,467万9,000円でございます。これは、災害救助法を適用した災害において被災者の救助に要する経費でございます。

122ページをお開きください。説明の欄の1の災害救助法に伴う救助費の5,596万6,000円でございますが、これは、災害救助法を適用して救助を行う場合に備えまして、住宅の応急修理などの市町村への支弁経費や災害備蓄物資の購入経費等を計上しているものでございます。

飛びまして、124ページをお開きください。一番下の(事項)県立病院管理費53億1,311万9,000円でございます。これは、県立病院の運営費及び施設設備の整備等に要する経費でありまして、病院局と財政当局が協議をした上で算定した額を計上しておりまして、前年度と同じ額となっております。

125ページをお開きください。下の(事項)県立看護大学運営費10億2,172万5,000円でございますが、これは、資質の高い看護職者を育成するとともに、看護教育、研究等の中核機関となる県立看護大学の円滑な運営を行うための経費でございます。

予算関係は以上でございます。

次に、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてございま

す。

お手元の委員会資料で御説明させていただきます。委員会資料の27ページをお開きください。

1の改正理由に記載をしておりますけれども、現在、県立看護大学の大学院に受け入れることができる科目等履修生と聴講生につきましては、単位の取得を直接の目的とするかどうかの違いはございますけれども、それ以外には特定の授業科目を受講するという点では変わりございません。また、授業料も同額でございますことから、大学の意向に沿って両者の区分をなくしまして、科目等履修生に一本化をするものでございます。なお、これまで聴講生の受け入れ実績はなく、またこの改正によって学部あるいは大学院における特定科目の履修希望者に与える影響はございません。2の改正の概要でございますけれども、具体的には次の28ページをお開きいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。下の方の現行というところの欄の別表第1のうち、大学院の区分のところは聴講生とありますけれども、この部分について削除をするものでございます。27ページに戻っていただきまして、3の施行期日ですけれども、平成19年4月1日としております。

福祉保健課は以上でございます。

○刀坂国保・援護課長 国保・援護課分を御説明いたします。

国保・援護課関係分は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」の1件でございます。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックス、国保・援護課の133ページをお開きください。国保・援護課の平成19年度当初予算は245億3,416万4,000円をお願いしております。前年度当初予算に比べ2億1,144万2,000円、0.9%の増額となっております。増額となっ

た主な要因は、老人医療費支給事業及び国民健康保険の都道府県財政調整交付金の増額などがあります。

それでは、主な事業について御説明いたします。135ページをお開きください。一番下の（事項）老人保健医療対策費の説明の欄、老人医療費支給事業91億5,796万5,000円です。これにつきましては、市町村が行う老人医療費に要する費用につきまして、県が12分の1を負担するものであります。

次に、ページが飛びますけれども、137ページをお開きください。下の（事項）国民健康保険助成費の説明の欄の2、保険基盤安定事業50億8,058万3,000円です。これは、市町村保険者が低所得者に対しまして行います保険税の軽減に要する経費を県が負担することによりまして、市町村の国民健康保険財政の安定化と被保険者の保険税の軽減を図るものであります。次に、説明の欄3、高額医療費共同事業5億5,874万8,000円です。これは、市町村の高額医療費共同事業への拠出金につきまして、県が4分の1を負担し、市町村国保財政の影響の緩和を図るものであります。次の説明の欄5、広域化等支援事業1億22万5,000円です。これは、国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険財政の安定化に資するために、国民健康保険広域化等支援基金により希望する市町村に対しまして無利子貸し付け等を行うものであります。次の説明の欄6、都道府県財政調整交付金56億9,000万円です。これは、県が国保運営の安定化のために市町村に対しまして財政調整交付金を交付し、財政調整機能の一部を担うものであります。

次に、138ページをお開きください。中ほどの福祉事務所活動費、説明の欄1、被保護世帯調

査費2,994万2,000円であります。これは、生活保護の適正な運営を行うために福祉事務所のケースワーカー等が生活保護を受給する世帯の訪問及び嘱託医を設置する経費等であります。

最後の（事項）扶助費の説明の欄1、生活保護扶助費32億7,424万1,000円であります。これは、生活保護法に基づく生活費や医療費などの扶助に要する経費であります。次の説明の欄2、生活保護扶助費県費負担金3億6,724万6,000円あります。これは、長期入院や施設入所などにより住居を失った被保護者に対しまして、保護費を県が負担する経費であります。

なお、老人医療費支給事業、国民健康保険助成事業、都道府県財政調整交付金につきましては、お手元の「生活福祉常任委員会資料」にその概要を載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

国保・援護課分につきましては、以上であります。

○畝原高齢者対策課長 高齢者対策課分を御説明いたします。

高齢者対策課の関係は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第31号「宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例」の3件であります。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」についてであります。お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックス、高齢者対策課のところですが、139ページをお願いいたします。高齢者対策課の平成19年度当初予算につきましては、125億6,384万7,000円をお願いしております。前年度当初予算に比べまして、1,565万5,000円、0.12%の増となっております。これは、高齢化の進展に伴う介護

保険給付費等の増額が主な要因となっております。

それでは、以下、主なものについて御説明いたします。141ページをお願いいたします。まず、中ほどにあります（事項）生きがい対策費1億2,959万7,000円あります。これは、高齢者の生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものとするために要する経費であります。主な事業としましては、説明の欄5の長寿社会推進センター運営確立事業4,967万円ありますが、これは、宮崎県社会福祉協議会に設置された長寿社会推進センターの活動を支援し、高齢者の生きがいづくりはもとより、高齢者の持つ力を積極的に引き出すことにより地域社会全体の活性化を図るものであります。

次に、一番下の（事項）在宅老人要援護対策費1億2,280万2,000円についてであります。これは、在宅の要援護高齢者等の生活を健全で安らかなものとするために要する経費であります。次の142ページをお願いいたします。主な事業としましては、説明の欄の8、地域包括支援センター職員等研修事業579万7,000円ありますが、これは、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、総合相談窓口や介護予防マネジメントなどを担う地域包括支援センターに従事する専門職員への研修を行うものであります。

次に、（事項）認知症高齢者対策費1,718万円あります。これは、認知症高齢者対策として認知症を介護する職員の研修等に要する経費であります。

次の（事項）超高齢社会対策費1,968万円ありますが、これは、高齢者総合相談センター運営費などに要する経費であります。

次に、一番下の（事項）介護保険対策費114

億5,600万1,000円であります。主な事業としましては、説明の欄の1の介護保険財政支援事業113億5,977万1,000円ですが、これは、市町村が実施します介護保険事業に要する経費に対して定率で県が負担を行うとともに、市町村の介護保険財政の安定化を図るために市町村への貸し付けなどを行うものであります。

次の143ページをお願いいたします。最後に、(事項)老人福祉施設整備等事業費6億4,164万4,000円についてであります。主なものは、宮崎県介護保険事業支援計画に基づき介護サービス基盤の計画的な整備を図るため、特別養護老人ホームの建設や改築等に要する補助であります。

当初予算については以上であります。

次に、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。こちらはお手元の常任委員会資料で御説明をいたします。資料の29ページをお願いいたします。まず、1の改正理由についてであります。介護保険法の改正によりまして、指定介護保険事業者や介護保険施設の指定に更新制が導入されたこと、及び介護支援専門員実務研修受講試験の実施機関の指定に伴い、所要の改正を行うものであります。2の改正概要についてであります。1の介護保険事業者指定等手数料につきましては、平成19年度から介護保険事業者に対して基準の適合状況等を確認するため、事業者の指定に6年の有効期間が設けられたことによりまして、その指定あるいは更新事務に要する手数料を申請者から徴収するものであります。手数料の額はサービスの種類別に表のとおりであります。更新手数料につきましては、それぞれ新規指定の2分の1の額となっております。(2)の介護支援専門員実務研修受講試験

手数料につきましては、行政事務の効率化を図るため、県が実施しております試験を平成19年度から実施機関を指定して行うことに伴い、1人当たり7,500円の受験手数料を指定実施機関に納付できるようにするものであります。3の施行期日につきましては、いずれも平成19年4月1日であります。

次に、議案第31号「宮崎県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例」についてあります。同じく資料の39ページをお願いいたします。まず、1の改正理由についてあります。先ほどの部長説明にもありましたように、介護保険法に基づきまして、市町村の財政支援を目的に県に介護保険財政安定化基金を設置しておりますが、現在の基金残高の状況から今後数年間は貸し付け等に対応できると見込まれることから、当面は新たな拠出金による基金積み立ては不要との判断から、2の改正概要にありますように、基金条例第2条第1項に規定する拠出率1000の1をゼロに改め、関連条項である同条第2項から第4項及び第3条を削除するものであります。3の施行期日につきましては、平成19年4月1日であります。

申しおりましたが、先ほどの使用料手数料条例の一部改正につきましては、30ページから35ページにかけて新旧対照表を記載しておりますので、後ほど参考にしていただければと思います。

高齢者対策課分につきましては、以上であります。

○松田児童家庭課長 児童家庭課分を御説明いたします。

児童家庭課の関係分は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」、議案第3号「平成19年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算」、

議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の3件であります。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」についてであります。

お手元の冊子「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックス、児童家庭課のところ、145ページをお開きください。一般会計の当初予算は90億2,974万5,000円をお願いしております、前年度当初予算と比べ、9億6,175万7,000円、9.6%の減額となっております。次に、中ほどの母子寡婦福祉資金特別会計の当初予算につきましては、4億9,222万8,000円をお願いしております、前年度当初予算と比べ、989万5,000円、2.1%の増額となっております。これにより児童家庭課の予算総額は95億2,197万3,000円をお願いしております、前年度当初予算と比べ、9億5,186万2,000円、9.1%の減額となっております。

それでは、重点事業などの主なものについて御説明をいたします。147ページをお開きください。一番上の（事項）女性保護事業費3,012万9,000円であります。これは、女性保護の推進及び配偶者暴力被害者、いわゆるDV被害者の保護、相談支援などに要する経費であります。

148ページをお開きください。1番目の（事項）児童健全育成費1,040万6,000円あります。これは、児童の健全育成を図るために要する経費であります。説明欄2の（1）改善事業、児童相談心理判定機能強化事業1,020万5,000円ありますが、これは、現在の福祉事務所に配置しております家庭相談員の役割を見直しまして、心理判定のできる家庭相談員を児童相談所に配置し、家庭児童相談体制の強化を図るものでございます。委員会資料では15ページに概要をお示ししておりますので、後で御参照いただきました

と思います。

次に、その下の（事項）少子化対策環境づくり推進事業費1,252万2,000円あります。これは、子供が健やかに生まれ育つための環境整備に要する経費でございます。説明の欄3の「みんなで子育て」地域づくり推進事業237万1,000円ありますが、子育て応援講演会等を開催し、子育て支援のための地域づくりについて啓発を行うとともに、市町村における子育て支援のためのネットワークや仕組みの立ち上げ支援を行うものであります。

次に、その下の（事項）児童虐待対策事業費1,208万5,000円あります。これは、児童虐待の対策に要する経費であり、各児童相談所に児童虐待対応協力員、一時保護児童対応の心理職員を配置するとともに、地域連絡網の整備や児童虐待防止対策地域協議会などによる関係機関の連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るものでございます。

次に、一番下の（事項）児童措置費等対策費43億3,967万1,000円あります。これは、児童福祉施設等の運営及び施設入所児童の処遇改善に要する経費であります。説明の欄2、保育所・母子生活支援施設・助産施設県費負担金27億2,076万9,000円あります。これは、市町村が行います保育の実施等に要する費用の一部を児童福祉法に基づき県が負担するものであります。

149ページをごらんください。中ほどの（事項）母子福祉対策費6,869万2,000円あります。これは、母子自立支援員、母子福祉協力員の設置及び母子家庭等の自立促進に要する経費であります。説明の欄3、ひとり親家庭自立支援給付金事業885万4,000円ありますが、職業訓練に取り組むひとり親の母父及び母子家庭の母を雇

用する事業主に対して給付金等を支給し、ひとり親家庭の就業の効果的な促進、自立の支援を図るものでございます。

次に、150ページをお開きください。1番目の(事項)児童手当支給事業費25億9,579万3,000円であります。これは、児童手当の県費負担に要する経費であります。説明欄1の児童手当県負担金25億9,575万円ですが、ゼロ歳以上から3歳未満の児童に対する児童手当の額を一律1万円とし、平成19年4月から実施するものです。前年度予算と比べまして8.7%、2億872万9,000円の増額となります。これにつきましては、委員会資料の16ページに詳細をお示ししておりますので、後ほど御参照ください。

次の(事項)児童扶養手当支給事業費の11億9,581万8,000円です。これは、児童扶養手当支給に要する経費でございます。説明欄1の児童扶養手当給付費11億9,086万6,000円ですが、前年度予算と比べて2.5%、3,023万円の減額となっております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。お手元の冊子「平成19年2月定例県議会提出議案」をごらんください。議案第1号のインデックス、ページで言いますと9ページでございます。第2表「債務負担行為追加」をお開きください。児童家庭課分は、平成19年度民間児童福祉施設整備資金利子補給であります。これは、児童福祉施設の施設整備を行う法人が独立行政法人福祉医療機構から整備費の一部借入れを行う場合に、その利子の2分の1の範囲で助成するものでございます。期間は平成19年度から平成34年度までで、その限度額は200万2,000円でございます。

一般会計については以上でございます。

次に、議案第3号「平成19年度宮崎県母子寡

婦福祉資金特別会計予算」についてであります。

提出議案の方の議案第3号のインデックス、ページで言いますと17ページをお開きください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額は4億9,222万8,000円をお願いいたしております。第2条の地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は、2,000万円をお願いしております。

特別会計につきましては、以上でございます。

次に、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。今回の改正内容は後ほど障害福祉課の方で一括して御説明を申し上げます。

児童家庭課分については以上でございます。

○**鶴田障害福祉課長** 障害福祉課分を御説明いたします。

障害福祉課は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」と議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、この2件でございます。

それでは、まず、当初予算の方から御説明をしていきたいというふうに思っております。

「平成19年度歳出予算説明資料」の障害福祉課のところ、153ページをお願いいたします。障害福祉課の平成19年度当初予算は、総額で81億2,619万1,000円をお願いしております。昨年度と比べまして、16億8,484万3,000円、率で17.1%の減となっております。減額の主な要因は、今回の予算は骨格予算でございまして、9億円程度の執行が見込まれます重度障がい者の医療費公費負担事業、こういう幾つかの事業につきましては6月の肉付け予算で計上することとしたためでございます。

それでは、主な事業につきまして御説明いたしたいと思います。155ページをお願いいたしま

す。まず、一番下の（事項）でございます障害者スポーツ振興対策費の3,024万円であります。具体的説明は156ページをお開きください。説明欄2にございますように、秋田県で開催されます全国障害者スポーツ大会を初めとする各種スポーツ大会に伴う経費でございます。その下の障害者社会参加促進事業費3,817万3,000円につきましては、説明欄2の（6）をごらんいただきたいと思うんですが、身体障害者補助犬育成事業など障がい者の社会参加を促進するための経費でございます。

次の（事項）特別障害者手当等給付費8,952万3,000円でございますが、これは、常時介護を必要とする在宅の障がい者の方々に対しまして手当を支給することにより福祉の増進を図るものでございます。

一番下の（事項）知的障害者福祉費2,541万5,000円につきましては、作業所等で生産されます商品を共同で販売する「歩一步の店」、こういう推進事業等に要する経費でございます。

次は158ページをおあげいただきたいと思えます。1番目の（事項）精神保健費6,985万9,000円でございます。これは、精神障がい者に対する医療扶助などに要する経費でございます。具体的には、説明欄3の精神科救急医療システム整備事業の2,109万1,000円でございますが、これは、日曜日あるいは祭日等におきまして緊急な医療を必要とする精神障がい者の方々に対し適切な医療の提供を行う経費関係でございます。

1つ飛びまして、（事項）精神障害者社会復帰促進事業費3億3,915万円でございますけれども、これは、精神障がい者の方々の社会復帰、自立に要する経費でございます。説明欄の1、精神障害者社会復帰施設運営事業というのがございますけれども、これの3億1,115万円につき

ましては、門川町にございます「鳴子川荘」などの生活訓練施設や、延岡市の「カナナ工房」あるいは都城市の「太陽」などの授産施設に対しまして運営費を補助するものでございます。また、5の「生きる力」応援・うつ病対策事業の653万5,000円でございますが、これは、議会でも御案内のとおり、本県の自殺による死亡率は平成17年で全国6位ということで非常に高い状況でございます。自殺率の減少を図ることが喫緊の課題となっておりますので、そのために昨年の8月には自殺対策推進協議会を設置いたしまして、自殺関連の調査研究、あるいは自殺と関連が深いとされておりますうつ病対策事業を展開いたしております。特にこの内容につきましては、西諸県地域をモデルとして実施しているところでございます。本年度の状況を踏まえまして、19年度、来年度につきましては、西諸県地域での事業を全県的に展開したいというふうに思っておりますし、あわせまして、本年7月には自殺対策協議会の方から総合的な自殺予防についての提言をいただくことになっておりますので、この提言を受けまして、全庁的な取り組みに向けた検討を行ってまいりたいというふうに存じておるところでございます。

159ページをごらん願いたいと思えます。（事項）障害者自立支援諸費におきましては、39億7,481万4,000円でございます。説明欄の1にございますとおり、介護給付・訓練等給付費の21億9,494万7,000円でございますけれども、これは、在宅の障がい者に対する介護や家事援助、さらには施設等を利用しての自立訓練、就労に向けた訓練等の経費でございます。2の自立支援医療費17億32万5,000円でございますけれども、これは、身体障がい者に係る更生医療、あるいは精神障がい者の通院医療というものに要

する経費でございます。

その下の（事項）障害児福祉費19億8,519万、計上いたしております。説明欄の1をごらんいただきたいと思いますが、障害児ライフステージ支援モデル事業368万2,000円を計上いたしております。これは、清武町にございます福祉ゾーンにおきまして、福祉、保健、医療、教育、労働、こういう5つの分野が一体となりまして、乳幼児期から卒業後の社会生活に至るまで、障がい児のライフステージに応じた一貫した支援を行うプログラム開発に要する経費でございます。今年度は、10名のモデルに対しまして障がい特性に応じた支援チームを編成し、保護者を交えての個別支援計画をつくりまして、支援を行ったところでございます。この取り組みを精査する形で、来年度につきましては、さらに対象児童をふやして実施してまいりたいと存じておるところでございます。

次に、7の障害児等療育支援事業4,879万3,000円でございますが、この事業は、今年度新規事業として特に重点的に取り組んだ事業でございます。延岡市や都城市におきまして、肢体不自由児や重症心身障がい児の機能回復訓練を行っている民間病院の訓練士の方々に対しまして、各種研修事業を実施したところでございます。障がい児が身近なところで必要な診断、訓練を受けられる体制を全県的に整備していく必要があるというふうに思っておりますので、来年度は西諸県地域など未実施の地域におきましても可能な限り同様の研修を実施し、療育支援体制の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次の（事項）心身障害者扶養共済事業費1億9,683万2,000円でございますが、これは、障がい者を扶養している保護者の方々が亡くなった

場合、特に障がい者本人に対しまして年金を支給することによって生活の安定を図るものでございます。

当初予算につきましては、以上のとおりでございます。

次に、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げたいと思います。

説明は常任委員会資料の方をお願いいたします。37ページをお願いいたします。まず、1の改正の理由といたしましては、県立産院及びこども療育センターにおいて行う診断書等の文書作成に係る手数料について改定するものでございまして、特に平成14年度に手数料を改定して以来、据え置いてまいりましたけれども、県内の大学病院、こういう医療機関と比較すると、本県の場合、手数料が低い状況から、今回見直しを行うものでございます。改正後の金額につきましては、2の改正の概要のとおりでございます。施行期日は本年4月1日を予定しております。なお、県立病院における手数料につきましても今回改定の予定でございまして、同様の額となる予定でございます。

障害福祉課は以上でございますけれども、先日御質問のありましたかかり増し経費について若干お時間いただいて御説明申し上げたいというふうに思っております。お手元に2枚ペーパー、「かかり増し経費について」というのがございます。これをごらん願いたいと思います。そこにございますように、県レベル、市町村レベルで余り使わない用語なんですけれども、かかり増し経費ということにつきましては、厚生労働省を初め、国の省庁では若干使っている用語のようでございます。まず、太田委員の方から出ましたように、出所については、1にござ

いますように、平成19年度障害保健福祉関係予算案の概要、主管課長会が昨年12月26日に開催されまして、そこで出てきた文言でございます。どういうものかというのは、ペーパーをあけていただきますと、障害者自立支援法円滑施行特別対策というタイトルの一番下でございます。③に新法への移行等のための緊急的な経過措置として、制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報、普及啓発等、ここの文言でございます。資料をもとに戻っていただきまして、どういうことかと申しますと、厚労省に確認の結果、今回障害者自立支援法の施行に伴いまして、県や市町村、事業者が新たに導入するシステムの費用など一時的に発生する経費に対して助成いたしましょうというふうになっております。特に障害者自立支援法に伴う部分につきましては、2点ございます。まず、(1)にございますように、県や市町村に対する補助を考えましょうということで、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業というのを考えているようでございます。これはどういうことかというのと、一時的に必要となる制度改正の周知徹底、パンフレットをつくったりいろんなことが必要だろうというそういうもの、あるいは、特に市町村におきましては、1割負担の軽減とかいろんな形で電算システムをやり変えなければいけないという、そういうシステムの改修等に係る助成を考えますよというのが1点でございます。2点目でございますように、今度は事業者に対しても同様な内容でございます。特に報酬単価が変わったり、いろんな形で事業者の方も逐一、手計算等も大変でございますので、そこにありますように、法の施行に伴い、会計処理システムの改修を行うときに情報機器、そういうソフト関係の購入に対する助成を行うというような内

容でございます。

かかり増し経費については以上でございます。

以上で障害福祉課を終わりたいと思います。

○中野一則委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○太田委員 幾つかあるんですが、二、三質問したいと思いますが、まず、予算の中で連絡調整費というのが各部で割り振られているようですが、福祉保健部の場合は連絡調整費というのは特別置かれてないみたいですが、何か理由があったんでしょうか。ほかの部では200万、300万とかいうような額が置いてあるように思いますけれども、これはどうなんですか。例えば地域生活部でもあったと思うんですが、最初から置かれてないものですから、大きな部ではそういう連絡調整費というのは置かれてあるんです。福祉保健部がないというのは、なくていいことかもしれませんが、一応理由は。

○内栞保福祉保健課長 太田委員おっしゃっていらっしゃるのは政策調整研究費のことでございますか。連絡調整費という名前の経費でございますか。

○太田委員 例えば予算説明資料の76ページに、ほかの部ですけれども、連絡調整費というのがありますね。こういうのが大きな課でぼんぼんと置いてあるものですから、福祉保健部も。

○内栞保福祉保健課長 名称が違って申しわけありませんが、124ページの真ん中あたり、(事項) 医務諸費というのがございます。説明の欄1、連絡調整費という、額は少のうございますけれども、事項の名称が違っていますが、同じように計上しているところでございます。

○太田委員 わかりました。これで賄えるということでもいいわけですね。ほかの部との文言の整理はあるべきかなとは思いましたけれども、

ないのかなと思ひまして、ここで同じ機能を果たすということでもいいわけですね。

ページで追っていきますが、参考にお聞きいたします。138ページ、国保・援護課、扶助費のところであります。母子加算とかそういったものがだんだん減らされていくということになっておりますが、老齢加算とかあいつたのは現状どうなっておるのか、母子加算も3年の段階的に減らされるということ聞いておるんですが、加算関係の動きは今どうなっているのかを確認させてください。

○刀坂国保・援護課長 老齢加算につきまして、母子加算同様に16、17、18で19年度廃止になります。

○太田委員 19年度までで完全にゼロになるという意味でとらえていいですか。

○刀坂国保・援護課長 すみません。16、17で18年度から廃止ということですよ。

○太田委員 これは国の動向でしょうから、あれなんです、廃止となった場合に、そういうことがあるのかなという思いもあったものですから聞きたいんですが、将来、18年度から廃止となった場合に何らかの緩和措置みたいな手当とかいうのも考えられているんでしょうか。完全に廃止というふうに見ていいんでしょうか。

○刀坂国保・援護課長 老齢加算につきましては、特段ございません。

○太田委員 母子加算も同じように何も無いということですか。

○刀坂国保・援護課長 母子加算につきましては、就労をしている人につきましては、自立支援プログラム関係ございまして1万円とか、あるいは職業訓練を受けている場合には5,000円というような形で、ゼロというのを緩和措置ということでそういうのが計上されております。

○太田委員 わかりました。よろしいです。また後で質問させていただきます。

○井本委員 関連。これはどういう趣旨でなくしていくんですか。お金が足らんからと言えばそれまでのことだけれども、もう少し政策的な何か考えがあるんですか。

○刀坂国保・援護課長 母子加算につきましては、最初、母子加算制度ができたのが昭和20年ですけれども、そのときには生活保護の基準のやり方というのが積み上げ方式だったんですけれども、最近になりまして、いわゆる消費者の水準との比較になっておりまして、具体的に言いますと、母子加算なんかを例にとりますと、生活保護を受けて母子加算をやりますと13万8,000円ぐらい、実際に消費者水準の一般的なものを言いますと12万1,000円というような形で逆転現象を起こしています。そういった関係で母子加算につきましては、社会福祉審議会がございまして、そういうのを廃止しようという形になっております。それから、先ほどの老齢の加算の関係ですけれども、これにつきましては、年金関係でそちらの方が水準が上がりましたので、そういった年金の関係で廃止をしようということになっております。

○井本委員 消費者というのは何ですか。

○河野福祉保健部長 老齢加算と母子加算の経緯は、国民年金法の改正でたしか昭和32年ぐらいだったと思いますけれども、年金に該当しない高齢者あるいは母子家庭が出てきて、こういった方を救済するために老齢福祉年金、現在ありませんが、母子福祉年金というのが創設されたようです。福祉的な年金ですので、生活保護で一律引きますと、生活保護というのは足りない部分について給付するというものですから、年金がありますと、その分、生活保護は減るわけ

です。そうしますと、老齢福祉年金と母子福祉年金、せっかく受給したのに、生活保護を受けている人は何も変わらないじゃないかということで、この収入を認定しないことでそれに見合う加算が設立された経緯があります。こういった長い経緯、歴史があったわけですが、昨今のさまざまな行政改革、地方分権の財源移譲とかこういった流れの中で見直しをしていく中で、老齢加算については、消費生活水準が高齢者になればなるほどむしろ減っていくわけですので、特別な需要があるわけではないと、いわゆる年金とのバランスとか、こういった総合的な検討がされて、設立当初の趣旨が薄れてきたということがベースになろうと思います。

○太田委員 常任委員会資料の29ページ、手数料の改正がありますけれども、これは介護保険の事業者等でしょうか、今度、更新の申請をする場合ということで説明があったと思いますが、指定申請の金額も初めてつくられたという制度なんですか。

○畝原高齢者対策課長 そのとおりで、今度制度改正がありまして、従前は指定を受けたらそのままずっとだったんですが、定期的に確認する必要があるということから6年という更新制が出ました。スタートは12年ですので、既に6年経過している施設もあるんですが、そういうのも19年度に一括更新を受けてもらう。それから新たに指定を申請をする場合も手数料を取るということで、ただ、新たに受ける場合はいろんな調査事項がありますが、更新の場合は事業がスタートしていますので、比較的事務も軽減されるということで、先ほど申し上げましたように更新の場合は半額、新規の場合は、例えば訪問介護でいいますと1万5,000円の手数料をいただくということでございます。

○太田委員 もう一回確認させてもらおうと、説明があったようには思うんですが、指定申請というのが今回からもらうということで、以前、6年前にこの指定申請の金額があってもらっていたということじゃないんですね。これも今回改めてつくったということですか。

○畝原高齢者対策課長 そのとおりです。以前はもらっておりません。今度からいただくということですか。

○太田委員 かなり多くの事業所等がこういった申請もしくは更新を今後されると思うんですけども、収入の今後の見込み額はどのくらい入ってくるものなのか。

○畝原高齢者対策課長 先ほど申し上げましたように、12年、13年度に指定したのが一度に19年度まいりますので、恐らく900件から1,000件程度来るだろうと予測しております。これに金額を掛けますと約800万ぐらいの手数料収入を見込んでおります。

○太田委員 県にとってはかなりな収入だろうと思うんですが、介護保険法の改正によって今回こういう形がとれるようになったということですか。

○畝原高齢者対策課長 そのとおりです。

○太田委員 37ページの児童家庭課、障害福祉課の方であります、手数料の改正の中で死亡診断書、そういったのはほかの大学病院等と比較して低い水準にあるということで上げるということになっておりますが、この中でマイナスの方に逆に低くしたのも2つほどあるようですが、マイナスの方に低くしたというのは何か理由としては根拠があるのでしょうか。

○靄田障害福祉課長 お尋ねの件につきましては、現在、宮大を含めた国立の機関で、例えば死亡診断書は2,100円、県の方は現行では3,395

円ということで高い状況がありましたので抑えたと。その内容は、下の方にございます海外移住関係も一緒にございます。県内には宮大の附属病院とか国立都城病院等、国の機関がございますけれども、そこに手数料を合わせた改正を行ったということで御理解願いたいと思います。

○太田委員 マイナスになっているこの2つはもともとほかのところは安かったということで、安い方に落としたということでいいんですね。

○霧田障害福祉課長 お尋ねのとおりでございます。

○太田委員 39ページ、介護保険の基金条例の一部を改正する条例ということでありますが、現在の残高で今後対応できるということで拠出率をゼロにするということですが、今の残高と今後これの見込みはどうなっておるのでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 開始時から積み立ててきておりまして、約30億円が今、基金残高になっております。当初は市町村もなかなか介護保険需要が見えないということもありまして、貸し付けがあったんですが、例えば昨年で言いますと2件程度ということで、数千万で対応できるんじゃないかというふうに考えております。ただ、過去の例を見ますと、一番多いときに7億円という、これは14年度ですけれども、7億円が最高額ですので、介護保険は3年ごとに見直すということから言いますと、7億円がそのとおり来たとしても20数億円ということで、30億円あったら当面は大丈夫だということで拠出をゼロにしたということでございます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○黒木次男委員 委員会資料の37ページの「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」ですが、病歴書1,295円、同じく海外移住関係診

断書が1,295円、いずれも下げられておるようですが、この理由は何ですか。

○霧田障害福祉課長 この部分につきましては、国の病院、例えば宮崎大学の附属病院とか、ここが2,100円を徴収しておりまして、県の方が3,395円と高い状況にありましたので、国の機関と合わせてということで、この2つはそういう内容で減額いたしました。

○黒木次男委員 そうしますと、ほかの改正されました手数料については、一般の開業医等も大体このようなことになるわけですかね。開業医の方が高いとかそういうことはないわけですか。

○霧田障害福祉課長 申しわけございませんけれども、開業医の実態については存じ上げておりません。

○黒木次男委員 予算について説明があったと思うんですが、私が聞き損なったかもしれないけれども、総体的に19.6%の減額予算と、その中で福祉保健部については4.8%、確かに福祉関係については余りこれを減額されると事業が成り立たない。また、福祉の場合には、生活が苦しい人たちの関係、あるいはまた学校とか所得の低い人たちの関係が多いわけですし、これは当然のことであろうと思うわけですが、この中で特に障害福祉課の17.2%の減というのは、説明があったと思いますが、私が聞き損なったと思いますけれども、再度。

○霧田障害福祉課長 私どもの課におきましては、市町村が実施する事業の補助金関係、例えば重度の障がい者の医療費負担控除、こういうのは市町村がやって最後の確定したときに支給しますよと、半分出しますよと、例えばこれが9億円大体予算が見込まれます。地域生活支援事業という自立支援法に絡むいろんな事業関係

も、年間の事業が確定した後には支給するという
ことで、この骨組みのときに骨格で用意しな
くとも6月で計上していけば大丈夫だと思っ
ておりますので、締めると対前年、19年度は大体同
額ぐらいの予算になるかというふうに思っ
ております。肉付けの部分を全部ここから落し
ている、それによって17.2%の減というこ
とで御理解願いたいと思います。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○井上委員 「生きる力」応援・うつ病対策事
業について障害福祉課の方にお聞きしたい
んですけども、私も一般質問で取り上げま
したので、大体のことは答弁いただいたり
したので、実態調査等を含めてやってい
ただきたいというふうに思っています。た
だ、自殺された方の実数というのは出て
きているわけですね。問題なのは、予備
軍といっちはあれなんですけれども、未
遂者の方というのが相当数いらっしゃる
わけです。地域別の実態数みたいなのは
障害福祉課の方でも大体把握していら
っしゃるというふうに理解してもいい
ですか。

○轟田障害福祉課長 その数については、み
ずから命を絶とうとして未遂で終わった、
心に大きい傷を負っている分もございま
して、我々サイドはなかなか調査しに
くい部分もございまして、数としては
つかんでおりません。ただ、消防、警
察等につきましては第一線で駆けつけ
ますから、それが事故によるものなの
か、その辺についてはわかるんじゃない
かと思います。したがって、警察、消
防、そのあたりの連携を深めていき
たい。我々とすれば未遂者の数が幾
らという数もつかんでおりません。た
だ、一般的には自殺者の数倍はおよ
びます。全国で3万人を超えた方が
みずから命を絶っておりますし、本
県では352名の方がみずから命を絶
ててお

ますので、数倍としたときには700～800
名の方がそういう数としてあるのかな
というふうに理解しております。数は
つかんでおりません。

○井上委員 国の方もこれについては
対策をとると言っていますので、先
日警察の人たちなんかとの地域での
意見交換みたいなのがあって、それ
に行ったら、やはりそういう方たち
というのは結構いるわけですね。そ
れでも、「そうですね」とは聞けない
というふうにやはり警察官の方も
おっしゃってございました。問題は、
結局予備軍みたいになっていて、だ
けど、ひょっとすると精神の疾患が
あるかもしれないし、受診を促す
ということはなかなか言いづらい
こととか、いろいろあると思うん
です。だからといって、地域で自
殺された方のアフターケアみたいな
ことだけでは……。そういうのを
起こさないようにしていくという
ことは一つ必要だと思うんです。
願望があるような人たちに対して
は、どういうふうに今後やってい
くかということは、見つけることも
可能性というのは非常に……。先
ほどおっしゃったように、消防の
方、いわゆる救急車で運ばれる方
たちの実態調査をどうやって把握
するかとか、警察の人たちとの
連携はどうしていくのかという
のは、今、課長が言われたように
これからは必要だということ
思うんです。そういう方たちを
そこに追い込まないためのケア
をどうしていくのかというのは、
切れているのでそこがわかりに
くいところがあると思うんです。
宮崎県は精神科のお医者さんとい
うのが少ないことと、少ないとい
うよりか、受診しようとする人
たちが非常に少ないという、一
般的でないものですから、何か
行くのにためらいがあるとか、
それが多いうふうにあると思
うんです。そのことも含めて何
か啓発といったらおかしいん
ですけども、そ

こに行く前の相談窓口じゃないけれども、そういうワンステップ前をするとか、その辺の医者との連携とか、内科受診、外科受診とかでもいいんですが、そういうところというのは考えられないのか、そこはどうですか。

○轟田障害福祉課長 お尋ねの件につきまして、まず一つは、相談体制の充実が必要だと思っておりますので、今、精神保健福祉センターの方で「こころの電話」というのが7時から19時まで10時間対応でございます。ただ、私どもとすればそれだけでは限界があると思っておりますので、市民団体グループであります「アライブ」とか「ヘルプラインいのち」「宮崎自殺対策研究会」、こういう方々と連携をとりながら、研究を持っていきたいと思っておりますし、もう一つは、きょうはセンターの所長もここにきておりますけれども、西諸あたりについては一般開業医の方々と精神科医との連携をうまくやっていこうという、慶応の先生等もお見えになって講演会等もしておりますので、一般診療で普通のお医者さんに行き、その方々がうつ傾向があるといったときに精神科に早目につなぐとか、そういう道も考えてみたいと思っておりますので、ちょっとこの分については岩本副参事の方から説明ということで。

○岩本障害福祉課部参事 委員おっしゃるように、自殺の対策でまず予防をどうするかといったところと、それから自殺未遂者を含むリスクのある方、例えば精神障がい者も入りますし、アルコールの方だとか、あるいは失業者の方だとか、無職者ですね、そういう自殺につながりやすいハイリスク層をどうするかというところがあるんですけれども、まず予防については、今、西諸でモデル的にやっていますけれども、市町村だとか、警察、消防、あらゆる関係機関

の方の協力をもって啓発をやっています。それと危機介入の部分については、課長のお話にもありましたけれども、医師会とかの協力ももらってかかりつけ医の協力をどうもらうか、そして、かかりつけ医に受診した方を必要に応じて精神医療にどうつなぐか、特に未遂の方については救急病院を受診されますので、そこで身体的なケアをした後にその方の精神面のケアをどうつないでいくのか、そういったところで相談機関についてはリーフレットを作成してあらゆるところに周知を行う、そういうことをやっています。未遂者については、把握は非常に難しいんですけれども、救急の方で搬送される中で自損行為という範疇があるんですが、その中でも、未遂者が特に若い女性の場合にはリストカット等をして搬送されるという方も多いですし、中高年になってくるとすぐ亡くなっちゃうというような、搬送されるときにはもう亡くなっているというような場合もありますので、対象者に応じた対応の仕方が必要だろうということで現在モデル事業を通しながら検討しているところです。

○井上委員 警察の方々が言われる中で、ちょっと見ると自殺とも変死ともとれないという方、医者がどう判断するかにもよってくると思うんですけれども、それというのはある意味では地域性もあるとか言われるんです。今回西諸をやっていただいて、全県的にまた広げていかれるということなので、ぜひ丁寧にやっていただければというふうに思います。先ほどありました、前回私もちょっと委員会の方に言ったリストカットの問題とかは、本当は精神科の方の受診を促したいけれども、促せないものというのが、精神科が余りにも敷居が高いというか、皆さんに一般的でない。心療内科も含めてそうなんで

すけれども、働き続けている労働者の皆さんの中にもそういうメンタルな部分のあれが必要な人は結構いると思うんです。どこの企業でもそうなんですけれども。それが一般的になるような、ある意味では人に話を聞いてもらって精神を安定させるということの大切さみたいな、啓発がうまくいってそこまで至らないようにできるといいかなと思います。全国6位がそれを何ととらえるかというのはいろんな意味でもっと分析しなければいけないこともあるのかもわかりませんが、これは非常に注目をしていますので、この事業をうまくほかの部との連携とかやっただいて、うまく医師会とかとも連携とっただいて、事業としての力が発揮できるようにやっていただけるということを期待しますので、よろしく願いしておきたいと思います。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○井本委員 今度も介護保険対策費が随分積んであるんですけれども、普通の人材派遣なんかで来る方と値段的に、もちろん介護保険の方が保険だから安いけれども、しかし、やっていることはほとんど同じなことをやるんですね。こっちは1割負担だから、要するに10倍の金がかかっているわけです。もちろん派遣職来る方はそんなにもらっていないけれども、えらい差があるなど。普通の介護保険を使わんで人材派遣で来る人はたしか400円か500円ぐらいです。介護保険のときは200円だったか300円だったか、時間給それぐらいでしょう。10倍だから3,000円ぐらいもらっているということです。実際はその人がもらっているわけじゃないです。間で抜いているということかどうか知らんけれども、えらい差があるなどという、実感としてですよ。うちのおやじが介護保険を使っていて、介護保険を使えん部分だけあるところから来てもら

うけれども、同じことをやっていて何で違うのかという、うちのおやじなんか素直に何でだろうかということ言うわけです。どっちだっただいような、ただ資格があるかないかと言われるればそれまでだけれども、そんな資格という仰々しいものでもないがという話で、その辺の考え方というのは反省か何かあるんですかね、見直しとか何とかいうときに。

○畝原高齢者対策課長 お答えになるかどうかわかりませんが、介護保険でサービス料というのは、国の方で、どれだけの経費がかかるかとか、どれぐらい手間がかかる、あるいは研修を受けさせるとか、もろもろを積み上げて1時間当たりどれぐらいという計算をして、それが適正な価格として提供されていると思うんです。おっしゃいますように、介護保険にのらない民間の方々が、ぎりぎりのところでいただきますか、サービスを重視しているのか、あるいはこういう言い方はどうかわかりませんが、例えば介護保険の場合はどうしても人が人を世話する、訪問介護なんかの場合はどうしても人件費が一番かかっていると思うんですが、そうした場合に民間の方の雇用の条件といいますか、そこら辺で若干低ければそのいただく料金も安いということもあり得るのかなという感じはします。ただ、今、委員がおっしゃるような、我々も民間と介護保険と厳密に中身を分析して高い低いという分析した結果はないので断言はできませんが、恐らくそういう営利というか、事業の収支のところでは人件費等でバランスをとっているのか、あるいはすごく奇特な方がいらっして、ボランティアをうまく使われて経費をなるべく圧縮して、近隣の方々の協力も得ながら経費をかけずに安い費用で提供している場合等もあるかもしれませんが、答えになりませ

んけれども。

○井本委員 全国みんなこんなことをやっているわけで、そして又聞きなんだけれども、そういう介護施設がえらいお金が余っていてみんなハワイ旅行に行ったとかそんなのを聞くと、全国でこんなことをやっているのかなと思って、どのくらいそういう施設が利益を出しているのか見る必要があるんじゃないのかなと。聞いてみたら、派遣されて来ている人は決してそんな高いのもらってない。そのぐらいのものだろうねと。どっかで中間マージンじゃないけれども、そんなのを取られているのかなというような、1時間3,000円とかいうのは余りないでしょう。10分の1なんだからね。その間でいろんな人件費や何やらかんやらと言われれば、それは理屈はつくだろうけれども、ほかのところは500円ぐらいで来ているから、全部やらせた方がもっと安く上がるというような、こんなに老人医療費老人医療費と言われている時代ですよ。そんな工夫やらしているんだろうかという思いがあったものだから、一遍やっぱりそういう施設の経営をきちっと見て、どのくらい赤字なのか黒字なのか見る必要があるんじゃないですかね。どうですか。

○畝原高齢者対策課長 例えば監査なんかのときとか事務指導に行ったときに当然収支的なところを見ますが、あながち利益がたくさん上がっているという感じはしていませんが、例えば施設なんかの場合でいきますと、確かに利益はありますけれども、何年か先には施設が老朽化した場合にメンテナンスをする経費が必要になるということである程度積んでおく必要があるということもあるかと思えますし、ただ、委員がおっしゃるような形も、一般県民の方もそういうふうに見える方もいらっしゃると思えます

ので、国の方も、当然介護報酬というのは介護保険制度見直しごとに報酬の見直しということで若干下げられてきておりますけれども、そう法外なといいますか、サービスに応じた適正な料金でなされているというふうには我々は思っているところですが、我々が一番気にしているのは、不正があってはいけないというそこだけは一番注意しているところです。

○井本委員 監査なんかは不正とかそういうところを見るのであって、適正かどうかというのは見らんことがありますから、私が言うのは、そうだろうとかああだろうじゃ話にならんから、一遍そういうところを見てみたらどうですかと提言しているわけです。実際のことを見てください。うちのそばにあるニチイだったか、今まで出版をしていたああいうのが出てきたり、コムスンなんていうのはディスコをやっていた人が出てきたりしてやりよるわけでしょう。実際お金がもうかるからやるわけです。ある程度適正なものをやらんと、我々は聞かれたときに、何でそんなあるんだろうと不思議でしょうがないというところがあるから、一遍そういうところを、調査できるかどうかわからんけれども、見てほしいと思うんです。

○畝原高齢者対策課長 わかりました。そういう視点で我々も検討していきたいと思えます。

○太田委員 関連。私もこの問題については以前から気になるところで、実は多くの事業者が善意を持ってそういう障がいを持った人とか高齢者のために一生懸命やっているというふうな思いをまず持って一応質問しますけれども、いわゆる水増し請求とか、ヘルパーを2回しか派遣してないのに3回、4回派遣したということが書類上できるようなのであって、しかもそれをチェックする機関が県とか市町村におりてやる

わけですが、実際そこまでチェックできない実態があるとするならやっぱり問題だと思うんです。新聞報道によると、そういった不正は氷山の一角というような言い方で表現されたりもするものだから、本当に私たちの思いとしては、推測で言っちゃいけませんけれども、多くの事業者が一生懸命やっているという想定の中での質問で言わせてもらおうと、その辺の実地調査とか監査というものをきちっとやれるようにしておいてもらいたいというものは、私たち納める側とすれば、本当にそういう監査ということをきちっとやっていただきたいなという思いはありますね。市町村にも権限がおりて市町村でもそういう調査をしなきゃならん、監査をしなきゃならんということで少し希薄になってもいかなものだから、きちっと監査できる体制というのはつくってもらいたいというふうに思います。

○畝原高齢者対策課長 今、委員がおっしゃったように、1件でもそういうのがあるとほかのまじめな業者がすべてそういうふうに見られてしまうということで、保険制度ですので、ほとんど8割以上の方は保険料を払うだけで受けられないという、それがいいんでしょうけれども、そういうことになってくると、NHKの受信料じゃありませんけれども、どうせ使わないんだからとか、高いじゃないかという話にもなりかねない。ましてや不正でもうかっているということになりますとですね。そこ辺は我々もこれまで厳密にやってきているところなんですけれども、また市町村等とも研修会等でいろんな議論しているんですが、さらにそこら辺は徹底していきたいというふうに思っております。

○井上委員 今、熊本市で問題になっている赤ちゃんポストのことでお尋ねしたいんですが、実は日本という国自体が赤ちゃん輸出国だと

われていて、養子縁組にかかわる赤ちゃん売買までというような、実はそういうセンセーショナルな本が出ていまして、赤ちゃん輸出国みたいな、そういうふうな取り上げ方をされた本も出ています。実際私も衝撃的だったので読ませていただいて、本当にそういうのがあるのかなみたいな一方疑問もありながら、うん、それはありかもなみたいな感じで読ませていただいたんですが、熊本も含めてそうですけども、全国にも赤ちゃんポストというのは広がる可能性もありますね。きょうの朝のラジオだと、トリノのオリンピック選手でメダルをとった韓国の方が韓国でお父さんに再会をしたというのが大々的に取り上げられていました。韓国自体が韓国内で養子縁組ができないものだから外国で養子縁組と、アメリカ人との養子縁組が非常に高いというような状況になっています。私は、熊本だけの問題だというふうにはとても思えないわけですね。宮崎の場合はそういうケースも含めて、養子縁組も含めて、そういう実態についてはどんなふうに把握されているのか。里親制度の話とかいろいろ載っていますが、そういうのはどういうふうに把握していらっしゃるのかを聞いておきたいと思うんです。

○松田児童家庭課長 今、赤ちゃんポストが話題になっておりまして、熊本県で実際実施されようとしておりますけれども、宮崎県としてはポストの話は聞こえてきておりませんが、実は養子縁組につきましては、その事業を行う者については届け出が必要なんですけれども、親族間であるとか地域で行われるものについては届け出の必要がないものですから、実数としては把握を児童相談関係ではしておりません。お話にありましたように、里親の皆さん方が頑張っているというふうな感じなんですけれども、里親の

皆さん方はかなり多くの方々が、預かって、よければ養子縁組したいという御希望の方が非常にたくさんいらっしゃることは事実でございます。

○井上委員 日本という国は臓器売買国だと逆に言われているわけです。障がい児の人たちがその臓器を目当てにというふうにも言われているわけですが、それがただ本が売れるために書かれたものなのか、そうでないものかというのは実証できないところもあるんですけども、赤ちゃんポストの問題が他県だけの問題で終わるような状況であればいいけれども、基本的にはこういう問題も含めて、社会の状況が状況だけにこういう流れが宮崎県にもという可能性は高いので、そういうことも含めて、捨て子は全く宮崎県にはないのかといたら、ゼロですとこやかに言えるような体制でもまたないだろうというふうに思いますので、実態調査含めてでもいいんですが、将来的な問題提起も含めて考えておいていただけるといいかなというふうに思っていますので、答弁は別に必要ではないんですけども、一応問題意識だけは持っておいていただきたいというふうに思います。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○内村委員 児童家庭課にお尋ねします。148ページから149ページにかけて入っております児童福祉施設等の運営及び施設入所児童の処遇改善に要する経費というのがあるんですが、この中の3番の児童入所施設等措置費が16億入っているんですが、これは保育所の建てかえ事業とかそういうのも含んでの金額なのかをお尋ねします。

○松田児童家庭課長 149ページの一番上の3番の入所措置費につきましては、児童養護施設、13億円の措置費でございます。児童養護施設は県

下9カ所ございます。乳児院が1カ所ございません。1億9,000万でございます。それから、里親等の費用ということでございまして、保育所についてはまた別のところに計上しております。

○内村委員 保育所の建てかえについては今、待ちといたしますか、それがどれぐらいあるかわかりになりますか。

○松田児童家庭課長 現在、保育所につきましては、建てかえ等につきましては、ハード交付金ということになっておりまして、市町村の方で国と直接建てかえの交渉を行いまして、県の方では書類が、言葉は悪いですけども、通過していくといたしますか、現在そのように変わっておりまして、聞いてみますと、市の方で何か所か相談を受けたと。市の方で審査をして決定したものを県の方に上げて、県から国の方へ上げるというようなシステムになっておりまして、現在のところ何か所今まだ予定があるのかというのは県の方では把握しておりません。

○内村委員 わかりました。

次、高齢、福祉の方にお尋ねします。さっきから出ております介護問題ですけども、認知症の方がそれぞれのグループホームでみとりという制度を入れるといたしますか、グループホームに入っている方は、介護度は上がっていきながら、ずっと同じ人が入っている状態がほとんどじゃないかと思うんですけども、そこで介護度は上がっていきますけれども、見ている限り、やってもらっている介護というのはほとんど変わらないんです。介護度が上がるから手が要るから介護保険が上がるんだと思うんですけども、本人の1割負担ももちろん上がっていきますけれども、施設に介護保険の使用料も入ってくると思うんですが、見る限りしてもらっていることは余り変わらないという声が結構ある

んですが、このことをどうとらえていらっしゃるかをお尋ねします。

○畝原高齢者対策課長 介護がどう必要かというのは、ケアマネージャーが1カ月間のその方の状況を見てケアプランを見直すということになっておりまして、当然ケアマネージャーが1人の判断ではなくて、主治医ですとか関係機関との意見を踏まえながら要介護度を見ていくということになっておりますので、今の御質問に対しては、適正に認定されているとしか私も言いようはないんですけれども、御家族なり、御本人さんがそういう自分の認定度に対して不満がある場合には、役場等を通じて認定の変更なりを申し出るという手続にはなっております。

○内村委員 認定のそれじゃなくて、認定されて上がってくるわけです。だけど、してもらっている介護はほとんど変わらないということで、例えば介護1の方が17~18万の限度がありますね。本人負担は1万8,000円、1割ですけれども、やってもらっているサービスが、手が要るからかわからないんですけれども、ほとんど変わらない。かえってサービスが落ちているような状態だという声を聞くのが一つと、それから、今、みとりというのでいろいろと施設長と話し合いをしているところなんですけれども、病院には受け入れてもらえない、そうすると、その施設で今みとりをしているんですが、みとりをしてもらうときに今度は訪問看護が入ってくるわけです。訪問看護になると、病院と利用者側との契約になるんです。そうなったとき、病院側の訪問看護がなかなか了解してもらえない。その本人は行き場がないんです。グループホームに行って結局家族が見ているわけです。そういう状態が出てきているんですけれども、そういう声は聞いていらっしゃるか、お尋ねし

ます。

○畝原高齢者対策課長 今のような事例、直接私は聞いてはいないんですが、そういうのがあれば確認はしてみたいと思いますけれども、必要な介護が適正にされているというふうに私もは思っているんですが、御指摘あるかもしれませんが、監査等に入ったときにそこら辺は確認するようにしているんですけれども、今のような事例、私自身にはまだ聞こえてはきてないんですけれども。

○内村委員 そういう実例があつて、家族と施設側とみとりということでの契約をしているような感じなんです。今度はその施設に訪問看護で別途お医者さんの方から看護婦さんが24時間体制で点滴とか来られるんですけれども、そうなったときに点滴の介助、それは家族がするんです。夜中でもいつでも家族が駆けつけられないとみとりの契約ができない。そして、その人を今度は病院に入れようとしたときに病院がなかなか受け入れてくれない。病院に入院する間その施設は使わないわけです。今度は施設側の実入りが少なくなるわけです。部屋代とか、いろんな介護してもらわないわけですから、電気料は本人負担ですけれども、そうなったときに今度は施設を出るように勧められる。この人が退院するときに行き場がなくなってしまうんです。だからやっぱりこの人は施設を、グループホームを確保しておきたい。今度は退院するとき、退院もできない、行き場がない、そういう高齢者が結構今出てきているんですけれども、そういうのを全然聞いていらっしゃるいませんか。

○畝原高齢者対策課長 今、委員おっしゃったような事例、私は把握してないんですが、そういう事例があるとすれば御家族は非常に困っていらっしゃるでしょうから、市町村等を

通して確認はしてみたいというふうに思います。

○内村委員 ただ、家族としては、余り表面に出されると、人質みたいな感じがあるものだから、言えなくて、私どもの方に相談があるんです。施設にかけ合いには行くんですが、余り行くと、出されたらと、またそれでの人質みたいな懸念があるものだから、心配していらっしゃるんですけども、そういうところも調べてみていただくといいと思いますので、お願いしておきます。

○畝原高齢者対策課長 できましたら具体的な事例があった方が、もちろんおっしゃるように自分の家族が世話をしていただいているからそういうのでまた施設と変になっちゃ嫌だからということで匿名ということもあるでしょうけれども、どなたでもいいんですけども、その事例を知った方が市町村なりに言っていただく、でない、具体例がないと私ども指導がしにくいというのがありますので、できましたら具体的な事例を市町村の窓口にでも伝えていただくと確認ができるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 障害者自立支援法の関係でお聞きしたいと思うんですが、歳出予算説明資料の159ページに障害者自立支援諸費というふうにあります。補正予算のときにも議論はありましたが、特別対策の中で利用者の負担を軽減するというので2分の1から4分の1に引き下げますということが、19年度、20年度にそういう対応していきますということですが、そういった利用者の軽減策というのは159ページの障害者自立支援諸費の中にこの対策として含まれているんでしょうか。

○靄田障害福祉課長 基本的にここの予算でと

いうことで御理解賜りたいと思いますけれども、全体的に所得ベースで600万以下の方々が4分の1、上限額が出ましたので、数がまだ確定できないと思うんです。この分については補正等も含めて対応してまいりたいと思います。国の方が予算を用意しておりますから、予算科目はここで対応していきたいと思っております。

○太田委員 わかりました。骨格予算でもあるから6月である程度推定されていくということでもいいわけですね。

それと聞き漏らしたことがありますので、お聞きしますが、常任委員会資料の29ページの介護保険料の手数料の関係ですが、この中の介護支援専門員実務研修受講試験手数料という項があります。これは指定試験実施機関に納付できるようにするというふうにあります。指定試験実施機関というのは宮崎県の場合どこになるんでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 新年度から外部機関として考えているんですが、当然試験ということでもありますので、公正性が求められる、それからそこに勤務している人が試験を受けてもらってはまた困る、問題が出てくるということもありまして、それから県内に事務所があるということで考えますと、今のところ県の社会福祉協議会が一番適当かなというふうに考えております。九州各県とも既に社会福祉協議会で実施されております。

○太田委員 わかりました。社会福祉協議会ということですが、新たな収入ということではないことではあると思います。その場合、社会福祉協議会であれば委託料とかあいつたのにこの手数料収入というのは反映されて、委託料が減る、現状のままとか、そういう意味ではどうなんでしょうか。

○畝原高齢者対策課長 この試験につきましては、まだ全然社会福祉協議会には事務が行っておりませんので、新たな事務が行くということですから、この収入でもって運営してもらおうということを考えております。

○太田委員 わかりました。先ほど質問した件でもう一回確認させてもらいますと、例えば福祉施設、介護保険法上、それから自立支援法も多少関係があるのかなと思うんですが、ヘルパーを派遣する。実際は2回しか派遣してないのに4回派遣した、5回派遣したということで書類上の水増し請求がもしなされていた施設があった場合に、それをチェックできる体制というのがあるんでしょうか。それを確認させてください。

○畝原高齢者対策課長 残念ながらそういう事例がありまして、介護報酬の返還命令をかけております。監査に行って、関係資料、それから日記とかつけますので、どこのだれさんところに行ったという、それで照合しまして、合わないときにはその分は不正請求ということで返還命令をかけるということになります。

○太田委員 今言われたイメージでいけば、実際サービスを受けた人の確認をとって事業所の派遣の書類との照合しながらということしかできないんだらうなというふうに見ます。例えば何らかの医療費の、介護保険料の支払い等の中でコンピューターのその辺の照合の中できちっとわかるものがあるといいんだけど、そこは人間の目というか、実際行って照合する以外に方法はないわけですね。

○畝原高齢者対策課長 実際現地に入って、書類、それから関係者の話を聞くという確認しか、現実的にはコンピューターでは書類を改ざんしたらなかなかわからなくなりますので、現地に

入ってということです。3年かあるいは2年に1回必ず現地に入るということで指導しております。

○太田委員 これも余り疑りの目を持ってはいけませんので、イメージ的にそういうふうな感じを持たせてもいけないと思いますが、医療機関とかでも水増し請求等があってと思いますが、今回こういう介護保険、自立支援法の関係では、いろんな業種の人が参入しておる関係で、モラルと申しますか、医師の場合は医者モラルという倫理綱領があって、大学でもきちっとそれを学んだ人たちがやるからそういった不正というのは極力倫理的に抑えられていると思うんです。ところが、介護保険とかはいろんな方が参入できるということで、監査する側としてはそこ辺の悩みが多かろうと思うんです。保険料を納めておる側から見れば、ぬれ手にアワというような報酬をいただくような事業所が出てきては困るわけです。その辺の今後の監査の体制、これは要望でありますけれども、国の方にも何らかのきちっとした体制をつくってもらわないと、利用者側や保険料を納める側はたまらないと思うんです。ということをお伝えして、何らかの今後の体制をつくっていただきたいと思えます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、以上で福祉保健課、国保・援護課、高齢者対策課、児童家庭課、障害福祉課の審査を終了いたします。

1時再開することで、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時6分再開

○中野一則委員長 委員会を再開します。

次に、医療薬務課、衛生管理課、健康増進課の審査を行います。

それでは、医療薬務課長から順次説明をお願いいたします。

○高島医療薬務課長 医療薬務課分を御説明いたします。

医療薬務課の関係分は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」の1件でございます。

お手元の冊子「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックスで医療薬務課のところ、ページで言いますと127ページをお願いいたします。医療薬務課の平成19年度当初予算として総額で13億3,343万1,000円をお願いしております、前年度当初予算と比べまして、1,657万7,000円、1.2%の減額となっております。

それでは、以下、主なものについて御説明いたします。129ページをお願いいたします。まず、一番下の（事項）看護師等確保対策費3億7,750万円でございますが、これは、看護職員等の確保と資質の向上に要する経費でございます。次のページをお願いいたします。主な事業といたしましては、説明の欄2の看護師等確保対策事業の（1）の看護師等養成所運営費補助金1億8,584万4,000円でございますが、これは、看護教育の充実を図るため、看護師等養成所に対し運営費を補助するものであります。

次に、下から2番目の（事項）へき地医療対策費1億5,937万4,000円でございます。これは、僻地医療従事者の確保及び僻地巡回診療の実施など、僻地医療の確保に要する経費であります。主な事業といたしましては、1の自治医科大学運営費負担金等1億3,036万4,000円でございますが、これは、主に自治医科大学に対して昭和47年から全国の都道府県が共同で出資している負担金でございまして、将来僻地医療を担う医師

の養成に要する経費でございます。

次に、一番下の（事項）救急医療対策費5億4,020万8,000円でございます。これは、初期から第3次までの救急医療体制の整備充実を図るため、病院への運営費や施設整備に対する助成等に要する経費であります。次のページをお願いいたします。主な事業としては、一番上の説明の欄2の第二次救急医療体制整備1億5,782万1,000円でございますが、これは、休日または夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、当該施設に対し運営等を補助するものであります。

次に、（事項）地域医療推進費1,929万4,000円でございます。これは、県内医療体制の推進に要する経費であります。このうち、説明欄にあります2の医師修学資金貸与事業1,572万8,000円につきましては、別冊の委員会資料の10ページをお願いいたします。これは、1の事業目的にありますように、医師の地域的偏在や小児科等特定診療科の医師不足等により医師の安定的な確保が重要な課題となっていることから、県内への定着が期待できる医学生に対して修学資金を貸与するものであります。2の（2）にありますように、月額10万円と入学金相当額28万2,000円を貸与し、医師免許を取得後、貸与期間と同じ期間、県が指定する医療機関に勤務すれば返還が免除されます。（4）ですが、19年度は合計4名の医学生を募集することとしております。

次に、先ほどの「平成19年度歳出予算説明資料」の131ページにお戻りいただきたいと思っております。下から2番目の（事項）薬事費961万9,000円でございます。これは、医薬品等の製造から流通段階における監視指導及び医薬分業の推進に要する経費であります。主な事業としては、説

明の欄2の薬事監視指導費等625万1,000円ではありますが、これは、医薬品等の適正な取り扱い及び管理の徹底を指導し、副作用等の健康被害を防止するための経費であります。

次に、(事項)血液対策費107万円であります。これは、組織献血の推進を通じた血液の安定確保に要する経費であります。132ページをお願いいたします。一番上の説明の欄にあります1の献血推進運動強化事業107万円ではありますが、これは、血液を安定的に確保するため、献血協力企業や団体における組織献血の体制を整備するとともに、成分献血等への理解と協力が得られるように献血推進運動についての普及啓発を行うための経費であります。

次に、(事項)毒劇物及び麻薬等指導取締費686万9,000円であります。これは、毒物劇物、麻薬等の監視指導及び覚せい剤等の薬物乱用防止に要する経費であります。このうち、説明の欄2の薬物乱用防止推進事業347万3,000円ではありますが、これは、県民に対しまして薬物乱用防止の啓発を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の街頭キャンペーンを行いますとともに、県教育委員会及び県警察本部等の関係機関と協力して、中高校生に対しまして薬物乱用防止教室を開催するための経費であります。

医療薬務課分につきましては、以上でございます。

○川畑衛生管理課長 衛生管理課分を御説明いたします。

衛生管理課関係分は、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」の1件でございます。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックス、衛生管理課のところ、ページで言いますと161ページをお開きください。衛生管理課の平成19年度当初予算につきましては、

総額で14億8,680万5,000円をお願いしております。前年度当初予算と比較いたしますと、9,517万9,000円の減額で、率にしまして6.0%の減となっております。

それでは、以下、重点事業の主なものについて御説明いたします。163ページをお開きください。まず最初の(事項)動物管理費1億8,002万7,000円でございます。これは、狂犬病予防法並びに野犬などによる危害発生防止、動物愛護等に要する経費であります。まず、説明欄2の犬の捕獲抑留及び処分業務委託費の1億4,204万円ではありますが、これは、犬の捕獲抑留等の財団法人宮崎県公衆衛生センターへの委託料であります。

次に、164ページをお開きください。1番目の(事項)食肉衛生検査所費3億3,391万6,000円でございます。これは、食肉の安全確保を図るための食肉衛生検査事業に要する経費であります。説明の欄1の「と畜検査業務運営費」の1億1,369万4,000円ではありますが、これは、食肉衛生検査所に勤務する嘱託検査員等の人件費並びに検査に要する活動費、医薬材料費等であります。次に、6のBSE検査業務運営費の1億8,359万3,000円ではありますが、これは、食肉衛生検査所において実施するBSE検査に必要な検査キットや検査消耗品などの購入経費等であります。

次に、その下の(事項)食品衛生監視費6,574万4,000円でございます。これは、食品に起因する衛生上の危害発生の未然防止に要する経費であります。説明の欄2の食品衛生推進事業委託費の4,250万5,000円ではありますが、これは、食品の細菌及び理化学検査や食品衛生行政の補助業務等の委託経費であります。

次に、その下の(事項)食鳥検査費9,521

万1,000円でございます。これは、安全で衛生的な食鳥肉を確保するために食鳥検査の実施に要する経費であります。説明の欄1の食鳥検査業務運営費の9,123万4,000円でございますが、これは、食肉衛生検査所に勤務する嘱託検査員の人件費及び活動費並びに検査備品の更新等に要する経費であります。

次に、下の165ページをごらんください。1番目の(事項)生活衛生指導助成費4,401万8,000円でございます。これは、生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導に要する経費で、理容所、美容所、クリーニングなど13種類の生活衛生関係営業施設の指導の中核として設置しております財団法人宮崎県生活衛生営業指導センターに対する運営費補助金等であります。

次に、その下の(事項)生活環境対策費1,245万円でございます。これは、水道施設の普及促進、水質検査体制の整備等を図り、安全で良質な水道水の確保に努めるとともに、建築物等の衛生対策を推進するのに要する経費であります。説明の欄1の水道維持管理指導費の740万8,000円でございますが、これは、上水道や簡易水道施設の維持管理、指導等に要する経費であります。

次に、その下の(事項)生活衛生監視試験費515万1,000円でございます。これは、生活衛生関係営業の衛生水準の向上を実現し、消費者、利用者への安全で衛生的なサービスの確保等に要する経費であります。説明の欄3のレジオネラ症発生防止対策強化事業の269万9,000円でございます。これは、公衆浴場・旅館等入浴施設関係者への監視指導及びレジオネラ症発生防止対策の普及啓発に要する経費及びレジオネラ属菌汚染原因究明に要する経費等であります。

衛生管理課分は以上でございます。

○相馬健康増進課長 健康増進課分を御説明い

たします。

健康増進課分といたしましては、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」と議案第19号「感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例」の2件であります。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」についてであります。

お手元の冊子「平成19年度歳出予算説明資料」の青いインデックス、健康増進課のところ、ページで言いますと167ページをお開きください。健康増進課の平成19年度当初予算は25億9,153万5,000円をお願いしておりまして、前年度当初予算に比べ、8,766万8,000円、3.3%の減額となっております。

それでは、以下、主なものについて御説明いたします。169ページをお開きください。中ほどの(事項)母子保健対策費4,096万7,000円でございます。これは、母子保健の推進、新生児などの障がいや疾病の早期発見、予防などに要する経費であります。説明の欄8の女性の健康支援事業539万7,000円でございますが、これは、女性専用外来や女性専門相談の開設などにより思春期から中高年に至るまでの各ライフステージに応じた女性の健康支援を行うものです。

次の(事項)未熟児養育医療費5,204万4,000円でございます。これは、死亡率の高い未熟児に対して諸機能回復などのための医療給付に要する経費であります。

ページをめくっていただきまして、一番上の(事項)身体障害児育成医療費3,959万7,000円でございます。これは、身体に障がいのある児童に対して行う医療の給付や療育相談などに要する経費であります。

次の(事項)小児慢性特定疾患対策費1億8,124万6,000円でございます。これは、悪性新生物など

小児の慢性疾患は治療が長期にわたり医療費が高額になることから、医療費などの負担軽減を図るために要する経費であります。

ページをめくっていただきまして、171ページ、一番上の（事項）結核医療療養費3,894万7,000円であります。これは、結核患者へ適正な医療を提供するために医療費を公費負担するものであります。

次に、（事項）歯科保健対策費2,117万9,000円あります。これは、生涯を通じた歯の健康づくりに関する普及啓発や指導者養成研修などに要する経費であります。説明の欄5の障害児者等歯科保健ネットワーク事業は670万1,000円あります。これは、宮崎歯科福祉センターの患者数が増加していることから、県内各地区の協力医の養成研修や福祉施設との連携により県内全域の障害児者歯科診療のネットワークの構築に取り組むものです。

次に、中ほどの（事項）老人保健事業費2億9,528万3,000円あります。これは、市町村が実施します健康診査などの老人保健事業の負担金や、生活習慣病、寝たきり予防に向けた取り組みの推進に要する経費であります。説明の欄2の老人保健事業費県費負担金の2億7,971万4,000円ありますが、これは、市町村が実施します予防から機能訓練に至る各種保健事業に係る県の負担金であります。

次に、一番下の（事項）健康増進対策費2億4,271万3,000円あります。これは、健康づくり推進センターの管理運営及び健康増進事業に要する経費であります。説明の欄2の集団検診推進事業8,005万円ありますが、これは、胃がんの早期発見のための集団検診を推進するため、検診車を新規に整備するものであります。

ページをめくっていただきまして、172ページ

をお願いいたします。中ほどの（事項）難病等対策費9億8,289万8,000円あります。これは、特定の疾患に対する医療の助成や難病対策の推進に要する経費であります。説明の欄10の難病相談支援センター事業530万4,000円ですが、これは、難病患者などの日常生活の相談支援、地域交流の促進及び就労支援を行う拠点としての難病相談支援センターの運営に要する経費であります。

次に、一番下の（事項）感染症等予防対策費1億6,655万9,000円あります。これは、感染症発生の未然防止や蔓延防止を図るための対策推進に要する経費であります。ページをめくっていただきまして、173ページになりますけれども、説明の欄12の新型インフルエンザ対策事業9,380万5,000円あります。これは、抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」を3万8,220人分購入備蓄するものであります。

平成19年度一般会計予算につきましては、以上でございます。

次に、議案第19号「感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例」についてであります。

議案につきましては、お手元の「平成19年2月定例県議会提出議案（平成19年度当初分）」の59ページであります。説明は常任委員会資料でさせていただきます。常任委員会資料の25ページをお開きください。1月23日の閉会中の常任委員会で御説明いたしましたけれども、結核予防法が廃止されまして、結核に関する事項が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合されることに伴いまして、「結核の診査に関する協議会条例」を廃止し、「感染症の診査に関する協議会条例」の関係規定の整備を図るものであります。詳細につつま

しては、新旧対照表に記載しておりますが、改正の概要について御説明いたしますと、協議会の委員を現在の7人以内から11人以内に変更いたします。また、新たに結核に関する事務を行うために協議会に結核の診査に関する部会を設置することとしております。なお、施行期日は平成19年4月1日を予定しております。

健康増進課は以上でございます。

○中野一則委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○太田委員 医療薬務課の方に、例の医師修学資金貸与事業であります。昨年度は初年度ということで応募を募ったところ、1年生に加え、3年生、5年生もということできな計らいをしていただいたなというふうにも思いますが、今回は例えば募集定員は4名ということですが、そういう場合もあり得るのだろうかと思ったんですが、応募者が多くなった場合のそういったことがあり得るかどうかをお尋ねしたいと思います。

○高島医療薬務課長 この修学資金は、本年度ですけれども、18年度8名ということで、8名とも非常に意欲に燃えた学生だったということで、基本的に24名を確保するというので修学資金を4名ずつの6年間、大学が在学6年ということになりますから、1年生はちょうど4人だったんですが、5年生とか3年生とか、ここあたりが入ってきたものですから、学年の枠はできるだけ、でこぼこは若干はあるにしても、そう崩さない方が、去年までであったけれども、ことしからぐっといなくなったでは僻地の医療機関も困ることになるんだろうと思いますが、もったいないというのもありまして、実際上がってきたのを見ながら、この24名の枠の中で1学年4名、ここをにらみながら、実際何名上がっ

てくるのか、そこを見ながらさせていただくという形になるかと思っております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○井上委員 医師不足もさることながら、看護師さんの不足についてもやはり問題提起する方というのは多いわけです。いわゆる県立病院の看護師さんというのはある意味では労働条件もいいので確保というのはまあまあとして、7対1のあれが民間の医療機関からすれば非常に厳しい確保の状況になるんじゃないかと思うんですけれども、前からあるんですが、看護師さんたちの確保事業というのはそういう意味での効果、政策的効果というのは上がっているものでしょうか。

○高島医療薬務課長 看護師の確保の問題ですが、今、7対1の看護基準ということで全国的に看護師不足ということが叫ばれておりますが、昨年と比べて確かに本県の場合もちょっと足りないという感じが出てきているようですが、本県の場合は医師と違いまして、看護師の場合は看護師、准看護師ともに、人口比ですが、全国でもベスト3に入っておりまして、2位、3位というような状況でありまして、まだ全国的にも恵まれている方でございます。需給見通しの中でも昨年末が99%ぐらいと、ただ、ことしはちょっと足りないという声は上がってきておりますが、数はいても、例えば夜勤を勤務する看護師がいないとか、そういう形で気分的に足りない感覚が強くなっているというのもございまして、病院等によりましては、結婚とかお産とか、いろんな形で退職とかそういうのが出てくるから余分に採用しているという病院も結構あるわけなんですけれども、その中で7対1を踏まえて募集は昨年よりは多くなっていると、そういう認識はしております。ただ、国の方も、

全国的に余りにも問題が大きくなってきたということで、7対1看護の見直し等も動きが出てきているということのようですので、そこあたりも十分見きわめていきたいと思っております。

○井上委員 私たちは県立病院の方の審査もするものですから、県立病院が採算ができるだけ上がってほしいというのもあって、ここは一つ売りでもあるといったら言い方が悪いんですけども、そういう点で言うとメリットのあるところなんです。県立病院にとってみれば売りになるところなんですけれども、民間病院の方たちのところに行ってみるとナースの確保というのは大変だという話を聞いて、それと以前ありました登録制、一回おやめになった看護師さんの登録の今の状況というのはどんな状態なんですか。

○高島医療薬務課長 今のお尋ねはナースセンターにありますナースバンクの件だと思いますが、ナースセンターの方にナースバンクを置いておりまして、その中で求人求職という形で対応しております。1月現在ということで昨年と本年と比較してみますと、昨年の求職と求人との関係は1.8が今年度は2.2ということで、やっぱりちょっと足りないというようなことで、求人の方が多くなっているという状況はあるようでございます。

○井上委員 地域間のばらつきもあるんですね。やっぱり都会というか、宮崎県で言えば宮崎市には看護師さんも結構いるんですけども、地域、ばらつきというか、それが本当なのかどうかというのは私まだ確認はしてないんですけども、お医者さんのお話だけなのでわかってないところもあるんですけども、そういう意味で言う民間の医療機関のものについても、県民の全体的な医療の質を上げるという点でその

辺の心配りというか、その辺はちゃんとやっておいていただけたらというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○黒木次男委員 衛生管理費の中の164ページの食品衛生推進事業委託費4,250万5,000円、これはどのような内容になっておるのか、どこに委託をされておるのか、金額も大きいから。

○川畑衛生管理課長 宮崎県食品衛生協会というところがございます。そこでいろいろな検査業務でありますとか啓発事業、そういったものをお願いしております。人件費見合い分といたしまして、そこに食品衛生啓発の普及専門職員というのが1名おります。それから、食品衛生指導事業委託ということで、これも食品衛生協会への委託ですけれども、人件費相当分ということで、255名の食品衛生指導員という方がおられます。そういったことでそれぞれの地区、8カ所の保健所がございましてけれども、それぞれの管轄に見合った形の食品衛生指導員という方がおられまして、この方々の、金額は少ないんですけども、1万5,000円を掛けた分ということで約400万ほどございます。それから、食品衛生試験検査委託料ということで、これも公衆衛生センターの方に今度は委託しております。細菌の検査でございますとか、理化学の検査でございますとか、残留農薬の検査、そういったことでこちらの方がかなり額的には入りまして1,500万ほどということでございます。それから、食品衛生関係で行政協力員という形で、いろいろな許可手続等がございましてけれども、食品衛生監視員が人が限られておりますので、そういった事務的なことをやるということで協力員の方が9名おられます。その方々の人件費等も含んでおりまして、合わせますと4,200万とい

うこととなります。

○黒木次男委員 といいますと、そうしたこの事業に関連する人件費が非常に多いということですね。検査費とかですね。

○川畑衛生管理課長 主体的には人件費見合い分が多いんですが、先ほど言いましたとおり、試験検査関係が1,500万ほど入っておるということでございます。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○宮原副委員長 165ページの生活衛生指導助成費、生活衛生営業指導センター運営費補助金、13業種あるということですが、これはそういったセンターが13業種一括で4,401万8,000円出ているんでしょうか。

○川畑衛生管理課長 生活衛生営業関連の業態といいますと、理容とか美容とかクリーニングとか公衆浴場、そういった形で経営母体が経営的に脆弱な面がございます。したがって、指導センターというのは昭和55年に法律に基づきまして各都道府県に1カ所できております。そういったことで経営の健全化でありますとか衛生水準の維持向上、それから私たち利用者、消費者、そういったものの利益が擁護されるということを目的として設置されたということでございます。理容組合とか美容組合、クリーニング組合、それぞれ業態別に会員がおられます。

○宮原副委員長 会員がおられるのはわかりました。会員数に応じてそういった金額が割り振られるということなんでしょうか。

○川畑衛生管理課長 指導センターには経営指導員という方が3名おられます。それと現職の県職員なんですけれども、振興部長が1人、それから事務職員が1名ということでございまして、この辺の人件費見合い分が相当ありますけれども、国と県2分の1ずつの持ち合いという

ことで、県がまた一部県単という事業もございします。事業の内容といたしましては、経営指導員がそれぞれの業態の経営状況の指導でありますとかいろんな税務の問題、クリーニングであればいろんな苦情があるんですが、そういった相談を受け付けたり、弁護士とか税理士の方、そういったところの相談窓口もやっております。それから、当然、経営、施設改善等を要する部分につきましては、融資の指導でありますとか、そういったのをやっております。それから、理容とか美容とか、それぞれの自分たちの業態を自主管理していこうということで、3年に一回りするぐらいの間隔でそれぞれ自分たちの自主管理をやっていこうという方がおられます。

○宮原副委員長 わかりましたが、組合という形で加盟をした中でまたこういった組織になっていると思うんですけれども、組合に入っていない人というのも結構いらっしゃるよ。そういった方々というところには指導ということはないんですね。

○川畑衛生管理課長 委員のおっしゃったとおり、加入率というのが年々残念ながら下がっていくということで、なるべく加入していただくということで毎年パンフを配ったりして勧誘しているんですけれども、なかなか増の方に転換しないということで大きな課題の一つになっております。今後ともセンターとしては、そういった利点もありますから、訴えながら、会員をふやしていくということで努力していくべきだろうと思います。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○内村委員 まず、健康増進課の171ページに結核医療療養費というのがあるんですが、この条例改正の中では結核の条項が感染症の方に入ったということで、私の認識不足かもわかりませ

んけれども、結核は今、大分減っていると思っ
ているんですが、医療費公費負担が3,837万3,000
円ということで組んであります。これが18年度
当初からすると大分減っているんですけども、
やっぱり結核が減っているということを考えて
いいのかということが1点と、それから、173ペー
ジの感染症発生の未然防止ということで、9番
に結核・感染症発生動向調査事業ということ
で1,583万9,000円予算が組まれておりますけれ
ども、この動向調査というのはどういうふう
にされているのかということをお尋ねします。

○相馬健康増進課長 結核関係でございますけ
れども、結核の医療費につきましては、入院患
者の医療費、また通院患者の通院医療費の一部
を公費で負担しているところでございます。委
員おっしゃいましたように、結核の患者は年
間200人前後、今でも県内で新しい患者さんが発
生している状況です。ただ、数としましては毎
年減少傾向ということで、それに伴いまして医
療費が減って、公費負担が減っているという状
況です。それともう一つは今、短期化学療法と
いうことで、昔は結核の入院期間は1年とか非
常に長かったんですけども、最近はいいい抗結
核剤ができて、その使い方によって入院期間を
3カ月とか1カ月に短縮できるようになりました
ので、入院期間も短縮されて医療費が減って
きているという状況でございます。

感染症サーベイランス事業でございますけれ
ども、これにつきましては、インフルエンザと
か麻疹とか、こういった幾つかの感染症につ
きまして、医療機関から毎週または毎月、何
件患者が見えたかという報告をしてもらって
おります。この報告に基づきまして、今、県
内のどこでどういう感染症が流行しているか
ということを把握して対策を立てていこうと
いうものでござ

います。定点としましては、県下*11定点、
医療機関としてお願いしております。この結
果につきましては、記者投げ込みといいま
すか、発表しまして、例えば宮日なんかでは
子供感染症情報というんですか、そういう形
で毎週日曜日に発生動向については記事に
していただくという形で県民の皆さんに対
して注意喚起等を行っているところでござ
います。

○内村委員 ということは、この1,583万9,000
円は発生動向調査事業ということで、新聞社
に支払われるお金とか、それとも医療機関へ
調査をしたために払われるお金……。動向調
査なんです。

○相馬健康増進課長 予算の中身としましては、
マスコミ提供は全く投げ込みでお金はかか
っておりません。医療機関に対して定点に対
する謝礼、また国の感染症情報等並んでい
ますので、そのあたりの機器の整備、使用料
、それとあと病原体の検査等いたしますので
、その検査料とかそういったもろもろでござ
います。

先ほど定点の数を11と申しましたけれども、
82の間違いです。STDと言いますけれども、
性感染症の定点数が11で、小児科、内科、
眼科、性感染症の定点、基幹定点、すべて
合わせますと平成18年、82になっておりま
す。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、以上で医療薬
務課、衛生管理課、健康増進課の審査を終
了いたします。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため
、暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

※このページ右段に訂正発言あり

午後1時50分再開

○中野一則委員長 委員会を再開します。

各課ごとの説明及び質疑はすべて終了いたしました。総括質疑に移ります。福祉保健部の当初予算関連議案全般につきまして、何か質疑はありませんか。

○井上委員 福祉保健部長にお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、実は今回、質問の中に非常に緊急性があるということで御質問のありました西都児湯の救急病院のことなんですけれども、ここだけではないというふうに私も思うんですが、宮崎大学医学部の引き揚げということについては理由はそれなりにあるんでしょうけれども、この引き揚げの理由というのは何なんですか。

○河野福祉保健部長 平成16年度から始まりました新臨床研修制度によりまして、医師がこれまで原則卒業後はそれぞれの大学の医局に所属して研修するというのが慣例であったものが自由化と、自分の行きたいところで研修を受けることができる。しかも、2年間は必ず研修を受けなくちゃならない。しかも、その間は他の医業に従事するんじゃなくて研修に専念してはならない。そのかわりその間については月額30万程度の報酬を支払うということになったわけでありまして。研修先については、現実には4カ所から5カ所程度の選定のようにありますけれども、実際は無制限、999カ所まで選んでもいいという、そしてまた病院の方は、選ぶ方は、その医師と個別面接をして、この医師を採りたいという、つまり双方のニーズがマッチしたところで採用されるというマッチングシステムで研修先を選ばなくてはならない、勝手に自分たちで選ぶわけにはいかないというシステムになった結果、大学の医局に所属する医師が非常

に流動化しまして、都市部、そしてまた大学病院から民間病院へと、このような大きな流れになってきました。その結果、本県の大学に、2年たった後に医局に入ってくる医師が極端に減りまして、その結果、大学は大学病院自体を維持するために、運営するためにそれまで派遣していた医師の派遣がもうできなくなってきたということが原因であります。

○井上委員 私はその以前に医師不足の問題を出して、今、部長が言われたようなことを逆に質問させていただいて、こういう状況ではないかということをお質問させていただきましたね。それについては福祉保健部も御存じのとおりなので、将来的に医師をどうやって確保するかというときに、医学部がもうここは出さないよと言ったときには、がばっと吸い上げられてしまって、県立延岡病院なんかのがたがたときたように、そういうことがふだんに起こっているという、それを私たちは実感しているわけです。いろんなところでこういうことを経験している。だったら、どういう対策を今後とるのか。各医大との、医学部との連携というのはどんなふうにとっていって、自分のところの医師不足をどうやって解消するのか。例えば今から育ててくる人に対しては奨学金の貸与とかそういうのである程度の縛りをかけて、ここにいてほしいということについてやっているの、この効果が出るのはまだちょっと先ですね。それも含めて今後医師確保については、大学間とか何かわかりませんが、そういうのも含めてそうなんだろうけれども、どうやって医師を確保していくのかというのに今のところベストなセオリーなんてないのかもしれないけれども、ここはきちんと考えておく必要があると思うんです。自治医科大にお金も出して、約

2億近い金を毎年出しているわけですがけれども、そっちの方の確保は一つ必要、それと育てる方とかというけれども、あとは本当に将来的にどうしていくのか、今の不足している分も、西都の分だってどうしていくのかといったときになかなかちゃんとした答えが見えないというか、明かりが見えないというか、そういう印象なんですけれども、現実には西都のこういう議長に対して要望が出てきたりしたときにどうそれに答えることができるのかといったら非常に厳しい状況ではないかなというふうに思うんですけれども、具体的に医師確保について、宮崎医大に知事が頭を下げに行くだけで済むのかどうか、私も疑問なんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

○河野福祉保健部長 おっしゃるとおり、大学が生き残りがかかっているわけでありますので、学生がその大学を選択するように魅力ある大学にならなくてはならないと。大学間競争ということになってきているわけで、宮崎大学もそういった医師を引きつけるためにさまざまなカリキュラムの工夫とか、指導医自身の資質の向上とか、これまでの徒弟制度みたいなやり方ではとても今の学生は寄ってきませんので、体質改善、真剣に取り組んでおります。と同時に、昨年採用していただきました地元卒、やっぱり地元出身の学生の定着率というのは非常に高いわけであります。昨年は開学以来と言われるぐらい、本県の学生が32名入学いたしましたけれども、大体7割程度が地元に残るという過去の例でありますから、それまでの数年間は1けた台でしたから、これからいきますと長期的にはかなり明るい兆しが出てきたというふうに思います。

それからもう一つ、国の政策が、私どもも九

州地方知事会とか全国知事会等で要望しております、例えば僻地医療を経験しなければ将来病院長とか管理職にはなれないとか、救急を経験しなければいけないとか、そういったことを医師の資格として盛り込んでもらえるようにと今、要望しているんですけれども、これは医師会サイドの反対もありまして、実現はいたしておりませんが、いずれにしても、大学自体が学生を引きつけられるような魅力ある大学になる。大学も生き残りがかかっているわけで、それぞれ地域間競争になってきておりますが、と同時に、今度は私ども地元も、お話がありましたように医師確保のためのできることは何でもやっつけていこうと、修学資金制度でありますとか、個別の医師の確保のための手だてとか考えているわけでありますけれども、これまでのように大学医局に頼っていくということはまず無理だと。地元が、まず県は県で、市町村は市町村で自力で医師を確保しなくちゃならない。昨日、西都救急病院の陳情で各首長さんたちもお見えになって話を随分したんですけれども、本当に医師が不足しているという実態を首長さん自身が余り感じてなかったようです。臨床研修制度が始まってから本当にそんなことがあるんだろうかということをおっしゃられる。こういった危機感のないことであってはいかんわけで、市は市でちゃんと地元の学生が帰ってくるように、例えば修学資金制度を市独自で始めるとか、あるいは医師の住宅を心配せんでいいように立派なものを建てるとか、そういった努力をしなければならぬような時代になってきていると思います。東国原知事に大学に行ってもらって頭下げても、ないそでは振れないわけでありまして、それぞれの市町村が自分ところの医師の確保は自分たちでやらなくては、県に陳情に

来る、大学に行くとかいっても、もうそんな時代じゃないということだと思います。

○川添委員 今の関連ですが、病院審査のときに、植木局長、病院長が4人いらっしやって、その話になったんです。植木局長が院長と肩を並べて医大に行きますとかね。そうなると、市町村でやりなさい、市町村も努力しなさい、今、部長の話ですが、県病院の場合、県病院は所管だといいいながら、今、別会計ですからそっちでやらなさいよということになると、発言を見てもみますと意気込みはあったんです。あるんです。それでもなかなか、延岡の病院が、今、話がありましたように、経過を見てみると非常に苦勞が多い。だから、本会議の話のように知事が頭下げに行かにゃいかんと、こうなったんだろうと思うんですが、そうはいっても、知事を先頭にこれはやらないと、県内の市町村の分までということもさることながら、県病院、3病院ですが、そういうことに医師確保は……。私が言っている意味は、もっと突っ込んだ話をしたんです。優秀なドクターという意味が加味されるものだから、そういう意味では、欲張ってもいかなのかなと思います。宮崎病院あたりでがんセンターをつくっていくとすれば、優秀なドクター、いらっしやるようなんですが、さらにそれを確保する、あるいは確保するための手だて、そういうものをちゃんとやるとか、新規採用の話が前段ありますが、それも大事ですが、今いらっしやる人たちが、逃げるといっておかしいですが、去っていかれないように、ある程度医療体制が確立するまでは県病院の先生方にはおってもらわないと、くるくるかわったんではだめだと私は思うんです。そういうことも含めて知事が、だれが知事になっても言いたいんですが、結局、頭を下げて宮崎県の医療体制を確保する

ために医師確保をやらないとだめだろうと思っておるんです。そこ辺の連携をきちんとしてもらわんと、県病院は局の方でやりなさいよと、市町村もやりなさいよということでは、宮崎県全体の医師確保はレベルが上がっていかない、そう思うんです。どうですか。

○河野福祉保健部長 御意見のとおりだと思います。そこで福祉保健部は、福祉保健部独自に一昨年から宮崎大学医学部と連携協議会を年最低1回開催するようにしております。それまでは陳情に行っても門前払いにほど近かったのが、今は大学の病院長、医学部長、教授と我々のコミュニケーションはよくなっておりますし、そういった本音の話ができる状態であります。またもう一つは、大学と医師会と市町村と県とで地域医療連絡協議会を、これも一昨年立ち上げまして、年2回ずつ開催しております。そういった中で連携をとりながら、それぞれアイデアを出しながら出てきた政策が地域枠の拡大でありますとか、修学資金でありますとか、派遣システムでありますとか、指導医の育成あるいは学生へのオリエンテーションとか、さまざまなアイデアが出てきて、これを実行しているわけあります。まさに御意見のとおりだと思っております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○川添委員 総括というほどのことではなく、前の課のときに質問しなかったのですが、母子福祉という言葉は昔からあるんですが、宮崎県の離婚率をまず教えてもらいたいということと、なぜそれを聞くかというのは、男女2人でペアで夫婦なんです。その場合、どうしても女性の方が、男女参画で平等なんですが、女性の方が今まで下積みになってきたということから母子福祉という、お母さんが子供を連れ

で離婚されるのがあるんですが、今はそればかりじゃないわけで、父子、父親の施策というのはどうなっているのか。前段の離婚をした人がいっぱいおるわけです。その場合に、子供が例えば2人おって1人ずつ分けたということになるんですが、その場合の父子福祉、これは保育も含めたり、保育は子供自体の施策ですからどちらでもだれが預かってもいいんですが、母子福祉に対して父子福祉というんですか、それはどうなっているのか、聞かせてください。

○松田児童家庭課長 まず、離婚率の話でございます。本県は非常に離婚率が高うございます。全国レベル的に見ますとワースト5に入っているということで、ワースト4番目の状況でございます。現在の本県の離婚率は、全国が2.08、本県は2.31となっております。これは1,000人の中の何組離婚したかという数字でございます。

母子世帯につきましては、生活が非常に苦しいということでございますが、父子世帯も同じく生活が苦しいということなんです、父子に対する全国的な取り組みについては非常におくれていると言っているわけですが、宮崎県といたしましては、就業支援の関係で、今までは母子世帯だけだったんですけれども、父子世帯の方に対しましても研修を受ける費用の補助を行っているところでございます。

○川添委員 私が言いたいのは、母子福祉というところのどこかの中か外かに、父子福祉とか、研修するとかというのがなぜ出てきてないんだろうということなんです、どこに入っているんですか。

○松田児童家庭課長 母子福祉といいますか、現在、ひとり親家庭という言い方をいたしまして、149ページをお開きいただきたいんですけれども、母子福祉対策費の3番目、ひとり親家庭

自立支援給付事業、この中で先ほど申しました父子家庭に対します就業支援を行っております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 聞き漏れみたいな質問になりました申しわけありませんが、高齢者対策課の方での例の使用料手数料徴収条例であります、金額、1万5,000円とかありますが、これは介護保険法の改正によるもので、この額についてはある程度の例示があるんですかね。

○畝原高齢者対策課長 これは介護保険法上は更新制ができたというだけでございまして、手数料云々は特にありません。ただ、九州管内がほとんどこの4月からスタートするということで、特に都城とか隣に接しているところがありますから、隣の県との均衡を見て九州で一番低い額で設定をしております。基準が具体的にありません。

○太田委員 なかなか金額設定が難しいだろうなと思うんですが、低いところに合わせたということであるわけですね。

○畝原高齢者対策課長 そのとおりです。

○太田委員 わかりました。

それから、自立支援法の関係でもう一回聞かせてください。補正予算のところで基金を造成するということではありますが、その基金の消化の仕方については、19年度、20年度にわたって使っていくということでしたので、新年度予算と関連して聞かせてもらいたいんですが、この基金を利用してやる中に、例えば通所事業者に対して送迎サービスの助成を行うとかいう項があります。事業者に対して送迎サービスに対する助成、これは例えばバスが1台あればバス1台に対して10万とか、そんな助成の仕方なのか、通所者の人数とかを加味したものなのか、今のところどんな形の助成になっているんでしょう

か。

○**霧田障害福祉課長** この内容については大枠が示されているだけで、事業的には市町村事業になります。大枠がこういうもののサービスできますよということで、今月9日、主管課長会が厚労省の方で行われますので、そこで輪郭が見えてくるのじゃないかというふうに思っているところがございます。今、委員がおっしゃったようにどちらの方向で行くか、まだ詳細な部分は決まっております。

○**中野一則委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中野一則委員長** その他の事項について何かありませんか。

○**内村委員** 健康増進課長にお尋ねしたいんですが、実はこの前の鳥インフルエンザの関係で、そのときに作業された方か、はっきりそこはわかりませんが、熱が出ていろんな病院に行かれたそうです。前、感染症の関係をお聞きしたときに、こういう病気が出たときの受け入れる病床はありますと言っていたんですけれども、今回4人の方が熱が出て病院を回られたそうですけれども、受け入れがなくて、都城1カ所だけが4人受け入れたんです。検査をするための受け入れさえしてもらえなかったということなんですが、そういうのを聞いていらっしゃるでしょうか。

○**相馬健康増進課長** 今回の鳥インフルエンザの防疫作業従事者の方から発熱が出たのために、県内の7つの感染症指定医療機関に対しましては、もしそういった発熱患者が出た場合には対応をお願いしますということで、個別に全病院に対しまして文書と同時にお電話で依頼したところがございます。指定医療機関が受け入れなかったという事例は1例だけあったとは

聞いております。受け入れなかったというのが入院できなかったということで、別な指定医療機関で受け入れたと聞いております。私どもが相談を受けて、発熱患者の中でそういうふうに受け入れされなかったケース4人ということは聞いておりません。

○**内村委員** ある都城の病院で4人受け入れたということを知ったんです。その方は新富町の方なんです。新富町からわざわざ都城に見えたんですかと言ったら、ほかのところでは受け入れてくれなかったと、検査の段階でも受け入れられなかったということで私は聞いたんです。感染症で隔離というと悪いですけれども、その部屋があるからうちで受けようということで検査をされたそうです。ありがたいことに鳥インフルエンザじゃなくて普通のインフルエンザでしたから帰しましたと言われたんです。そういう事例が出てくると、ふだんは幾らそういう体制をとっているということになっても、いざというときに、わざわざ新富から都城まで来られたわけですから、そういう施設のあるところはちゃんと受け入れをしていただくように、また何かの機会に話をしておいていただきたいと思います。課長が聞いていらっしゃるのと実際とは、今、伺ってそこ辺のずれがあるものですから、いざというときのためにはしっかり医療機関がしておいていただかないと意味がないんじゃないかと感じたものですから、お尋ねしました。

○**相馬健康増進課長** 当課の健康観察の中で53の方が保健所にいろんなことで御相談ございました。そのうち約半数の方が発熱があったということで、その中で熱が38度以上あってインフルエンザが疑われるような方につきましては指定医療機関の方にお願ひしまして、5名ほど

指定医療機関の方で検査等していただきました。そのうち2名の方は都城の指定医療機関の方で検査までしていただいたところです。2,000人ぐらゐの健康観察の対象者がいたんですけども、中には保健所に相談しなくて直接医療機関に行かれたという方もおられた中でそういう話があったのかと思いますけれども、少なくとも私ども把握している中では、発熱患者でそういった検査が必要な方については指定医療機関の方で対応していただいたと思っております。ただ、委員のおっしゃいますように、それ以外に直接医療機関に行かれた方もおられるのかと思いますので、今後はそのあたりの徹底をより図って、次あったら困るんですけども、次の事例ではそういうことも反省材料としてさせていただきたいと思っております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時17分再開

○中野一則委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。6日の13時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、次の委員会は6日の13時再開と決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 ないようでしたら、以上を

もって本日の委員会を終了いたします。

午後2時18分散会

平成19年3月6日（火曜日）

午後1時2分開会

出席委員（8人）

| | |
|---------|-----------|
| 委 員 長 | 中 野 一 則 |
| 副 委 員 長 | 宮 原 義 久 |
| 委 員 | 川 添 睦 身 |
| 委 員 | 黒 木 次 男 |
| 委 員 | 井 本 英 雄 |
| 委 員 | 内 村 仁 子 |
| 委 員 | 太 田 清 海 |
| 委 員 | 井 上 紀 代 子 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

| | |
|---------------|---------|
| 議 事 課 主 幹 | 野 間 純 利 |
| 総 務 課 主 任 主 事 | 児 玉 直 樹 |

○中野一則委員長 委員会を開会いたします。

まず、議案の採決を行います。採決については議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第3号、第18号から第20号、第23号、第31号、第35号、第43号、第54号、第60号、第61号及び第64号から第66号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第3号、第18号から第20号、

第23号、第31号、第35号、第43号、第54号、第60号、第61号及び第64号から第66号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。まず、請願第28号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 継続との意見がありますので、お諮りいたします。

請願第28号については継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中野一則委員長 挙手全員、よって、請願第28号については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第29号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 継続との意見がありますので、お諮りいたします。

請願第29号について継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中野一則委員長 挙手多数、よって、請願第29号については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。「地域生活行政及び福祉行政に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

○太田委員 例の鳥インフルエンザの関係でタミフルの問題も出されましたし、新聞報道でもいろんな事故も起こっておりますので、関心を持って注視しておくというか、何かそういったタミフルについての一つの意見も盛り込んでいただきたいなと思っております。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

○井上委員 医師不足のことは、病院局だけではなかなか対応難しいと思いますので、部も挙げて熱心に、そしてやはり一つの医局だけに頼ることなく、いろんな方法で医師確保について努力していただくように、そのことについては特記していただきたいというふうに思います。

○中野一則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、お諮りいたします。

委員長報告につきましては、ただいまの2件の意見も含めて正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則委員長 何もないようでありますので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時7分閉会